

第3期

別府市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

別 府 市



はじめに



本市では、子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもと家庭が安心して子育てができる環境づくりを総合的に支援するため、「別府市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、今日までこの計画に沿って様々な子ども・子育て支援の取り組みを推進してまいりました。

この度、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期事業計画が終了することから、現計画を社会環境の変化や市民ニーズに応じたものとするため、発展的な見直しを行い、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第3期別府市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画においても「湯けむりとぬくもりのなかで、子育てしやすいと実感できるまち」を基本理念として継承し、別府市に暮らす全ての子どもとその家族が安心して生活するための取り組みを進めます。

別府市は令和6年に市制100周年を迎えました。これまで別府市を作り上げてくれた皆様に感謝しながら、これからの100年に向けこれまで以上に安心して子育てのできる、子育てしやすいまちにするために、家庭、学校、地域、職場、そして行政が一体となって、ともにこの計画の推進を図り、子育てが豊かな愛情と多くの喜びで満たされることを目指します。

皆様方には、この計画の趣旨をご理解いただき、より一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「別府市子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」やパブリックコメントなどで貴重なご意見を頂きました市民の皆様、関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

別府市長 長野 恭弘

目 次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	2
1 事業計画策定の趣旨	2
2 事業計画の位置づけ	3
3 事業計画の期間	4
4 子ども・子育てに関する主な法律・制度	5
5 子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項	7
6 事業計画策定の経緯	10
7 持続可能な開発目標（SDGs）について	11
第2章 本市のこどもと家庭を取り巻く状況と課題	14
1 本市の状況	14
2 子育て家庭の状況	19
3 実態調査の状況	20
4 第2期計画の評価	38
5 本市における子育て支援に関わる課題	41
第3章 計画の基本的な考え方	44
1 計画の基本理念	44
2 計画の基本方針	46
3 計画の施策体系	47
第4章 計画を推進するための施策の展開	50
【基本目標】1 こどもの心身の健やかな成長に資する教育・保育の充実	50
施策目標① 質の高い幼児教育・保育の充実	50
施策目標② 保育サービスの充実	56
施策目標③ こどもに生きる力を育む学校（園）づくりの推進	60
施策目標④ 家庭や地域の教育力の向上	61
施策目標⑤ 学校に行きづらさを感じる児童生徒への取組の充実	62
施策目標⑥ スポーツ・文化活動を通じた健全育成	64
施策目標⑦ 児童生徒における国際理解の推進	66
【基本目標】2 親と子の健康の確保及び増進	67
施策目標① 親と子の健康の確保	67
施策目標② 食育の推進	72
施策目標③ 思春期保健対策の充実	74
施策目標④ 小児医療の充実	75
【基本目標】3 子育てにおけるワーク・ライフ・バランスの推進	78
施策目標① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	78
施策目標② 仕事と子育ての両立の推進	79
施策目標③ 経営者への意識啓発活動	80

【基本目標】 4 地域における子育ての支援	81
施策目標① 地域における子育て支援サービスの充実	81
施策目標② 子育て支援のネットワークづくり	86
施策目標③ 児童の健全育成	88
【基本目標】 5 子育てを支援する安心・安全な環境づくり	92
施策目標① 安心して外出できる道路交通環境の整備	92
施策目標② こどもの交通安全を確保するための活動の推進	93
施策目標③ こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	94
【基本目標】 6 さまざまな事情を抱える家庭への支援	97
施策目標① 要保護・要支援児童及びその家庭における支援の取り組み	97
施策目標② ひとり親家庭等の自立支援の推進	102
施策目標③ 障がい児施策の充実	103
施策目標④ こどもの貧困対策について	106
施策目標⑤ 外国人子育て家庭への支援	108
施策目標⑥ 医療的ケア児への支援に向けた取り組み	110
施策目標⑦ ヤングケアラーへの支援に向けた取り組み	112
第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第3期）	114
1 子ども・子育て支援制度について	114
2 子ども・子育て支援法にかかる子ども・子育て支援事業計画について	118
3 教育・保育提供区域の設定について	121
4 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の方策	122
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	124
第6章 子ども・子育て支援事業計画の推進に向けて	152
1 関係機関との連携体制	152
2 それぞれの役割	153
3 計画の実施状況と点検推進体制・計画の公表及び周知	154
4 目標事業量の設定	155
5 こども計画について	156
資料編	158
1 別府市子ども・子育て会議委員名簿	158
2 別府市子ども・子育て会議条例	159
3 本市の保育所・幼稚園・小学校・中学校の状況	160
4 本市の子育てサービスの状況	163



第1章

子ども・子育て支援事業計画の 策定にあたって



第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 事業計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、こどもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

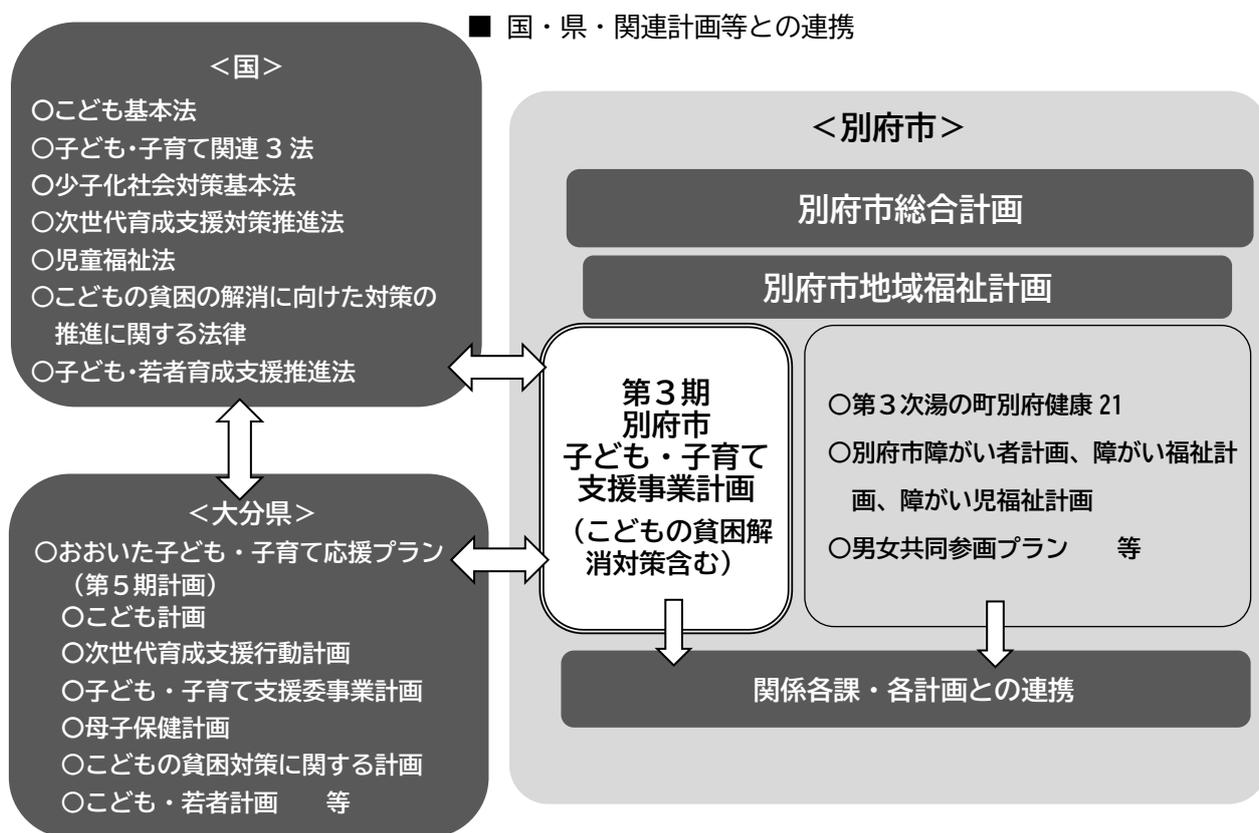
別府市(以降「本市」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「別府市子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期別府市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策」に向けた施策を推進してきました。

「第2期別府市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本市の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期別府市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。



2 事業計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた子ども・子育て支援法に基づく基本指針(以下「基本指針」という。)に即して、策定するものです。
- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画の考えや取り組みを可能な限り踏襲した、「子ども・子育て支援」を総合的に推進していく事業計画と位置付けます。
- 本計画には、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に関する施策を含めます。
- 本計画は、国・県との連携を図り、別府市総合計画を上位計画とし、また、別府市地域福祉計画を福祉の上位計画と位置づけ、第3次湯の町別府健康 21、他の計画などとの整合を図るものとします。こどもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。



3 事業計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
別府市子ども・子育て支援事業計画(第2期)									
					別府市子ども・子育て支援事業計画(第3期)				



4 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 (⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(計画期間:平成27年度~平成31年度)。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。 (⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 (一部平成29年4月施行)

平成	法律・制度等	内容
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
2年度	子ども・子育て支援事業計画（第2期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第2期）開始。（計画期間：令和2年度～令和6年度）
4年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱及びこどもの貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。

5 子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項

(1) 必須記載事項

① 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定。

② 教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

③ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

地域子ども・子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	10. 病児・病後児保育事業
2. 地域子育て支援拠点事業	11. 放課後児童健全育成事業
3. 妊婦健康診査事業	12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
4. 乳児家庭全戸訪問事業	13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5. 養育支援訪問事業	14. 子育て世帯訪問支援事業【新規】
6. 子育て短期支援事業	15. 児童育成支援拠点事業【新規】
7. ファミリー・サポート・センター事業	16. 親子関係形成支援事業【新規】
8. 一時預かり事業	17. 産後ケア事業【新規】
9. 延長保育事業	18. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

【新規事業】

新規	子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ・ 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。 例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等
	児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ・ 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。 例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ・ 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じた支援を行う。 例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
	産後ケア事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 産後ケアを必要とする者を対象 ・ 退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。 	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが対象。 ・ 全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため創設された新たな通園制度です。 	
拡充	子育て短期支援事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者がこどもと共に入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ・ 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	一時預かり事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

④教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園の普及に係る基本的考え方を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方、その推進方策、地域における教育・保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携の推進方策を設定。

⑤乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとする。

(2)任意記載事項

①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・産前・産後休業や育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援
- ・特定教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備等

②こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児など特別な支援が必要なこどもの施策の充実

③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策

6 事業計画策定の経緯

(1) 別府市子ども・子育て会議の開催

市民、学職経験者、関係団体代表などから構成される「別府市子ども・子育て会議」を設置開催し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

(2) パブリックコメントの実施

別府市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和7年1月14日から1月31日まで意見の募集を実施し、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。

(3) 実態調査の実施

本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和5年度に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の実態調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等を、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

■ 令和6年度実態調査の概要

調査対象者	別府市在住の就学前児童（0～5歳）及び小学6年生（6～11歳）までのこどものいる保護者を対象に住民基本台帳より無作為で抽出					
調査期間	令和6年2月16日（金）～令和6年3月4日（月）					
調査方法	郵便発送及び小学生保護者への学校からの配布による調査。 回答は郵便及びWEBによる無記名回答方式。					
配布・回収状況		配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
	就学前	1,650件	490件	252件	742件	45.0%
	小学生	1,750件	640件	333件	973件	55.6%
	合計	3,400件	1,130件	585件	1,715件	50.4%

7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。





第2章
本市のこどもと家庭を取り巻く
状況と課題



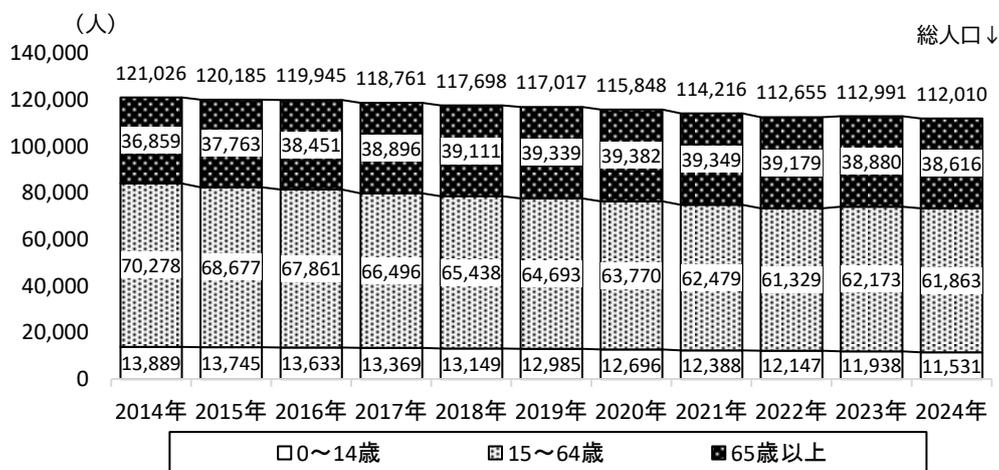
第2章 本市のこどもと家庭を取り巻く状況と課題

1 本市の状況

(1) 総人口とこども人口の推移

本市の総人口は2014(平成26)年から2022(令和4)年にかけて減少し続け、2024(令和6)年には112,010人となっています。3階級別人口をみると、2014(平成26)年から2020(令和2)年で老年人口(65歳以上)は増加し、生産年齢人口(15～64歳)、年少人口(0～14歳)は減少しており、本市は少子高齢化傾向となっています。

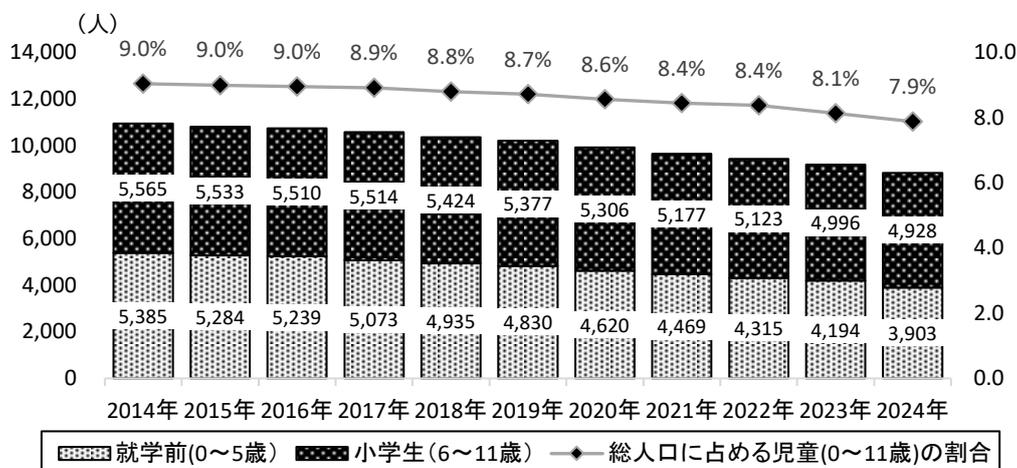
■ 3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳(各年3月31日)
※総人口には不詳・外国人含む

こども人口も2017(平成29)年以降、総人口に対する児童(0～11歳)の割合は低下を続け、2024(令和6)年には7.9%となっています。

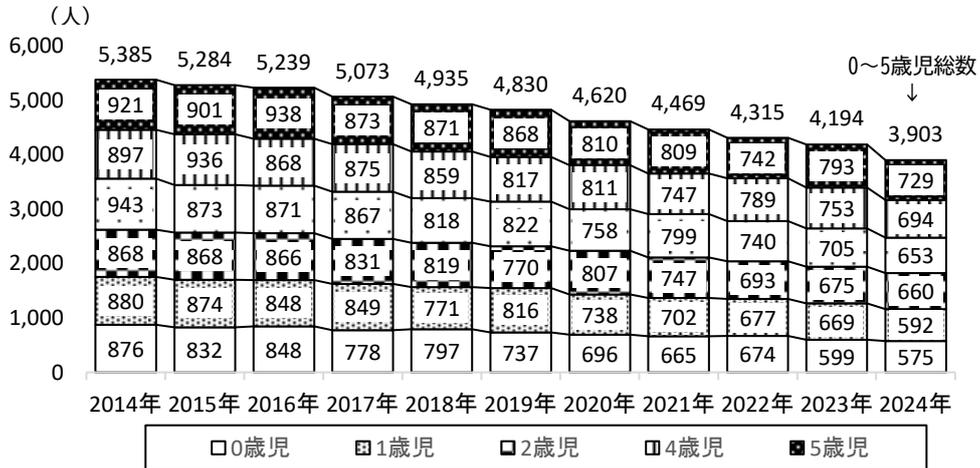
■ こども人口(0～11歳)の推移



資料：住民基本台帳(各年3月31日)

さらに就学前児童(0～5歳)の1歳刻み人口の推移をみると、2014(平成26)年から2024(令和6)年にかけていずれの年齢でも減少し、全体では1,482人減少しています。このように0～5歳児人口・生産年齢人口(15～64歳)がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

■ 0～5歳児の1歳刻み人口の推移

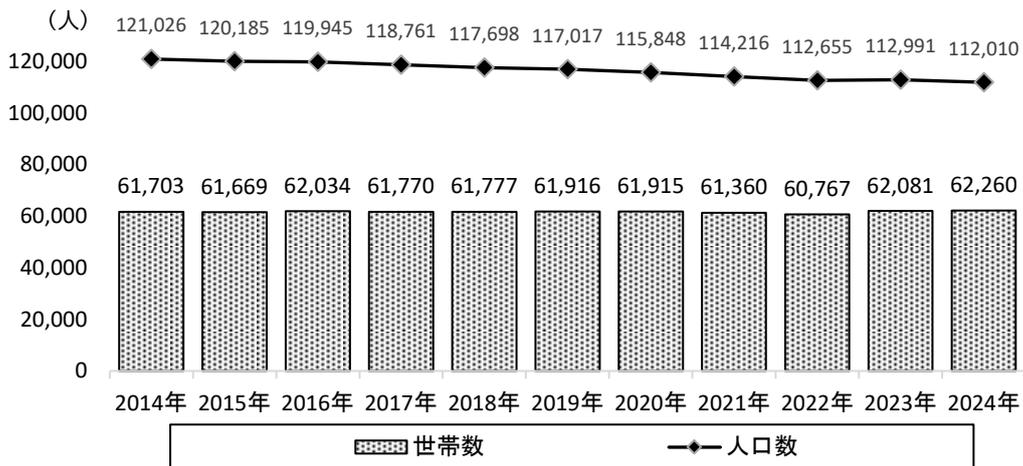


資料：住民基本台帳(各年3月31日)

(2)世帯の状況

本市の世帯推移をみると、2014(平成26)年以降、年ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで水しており、2024(令和6)年には62,260世帯となっています。

■ 世帯の推移

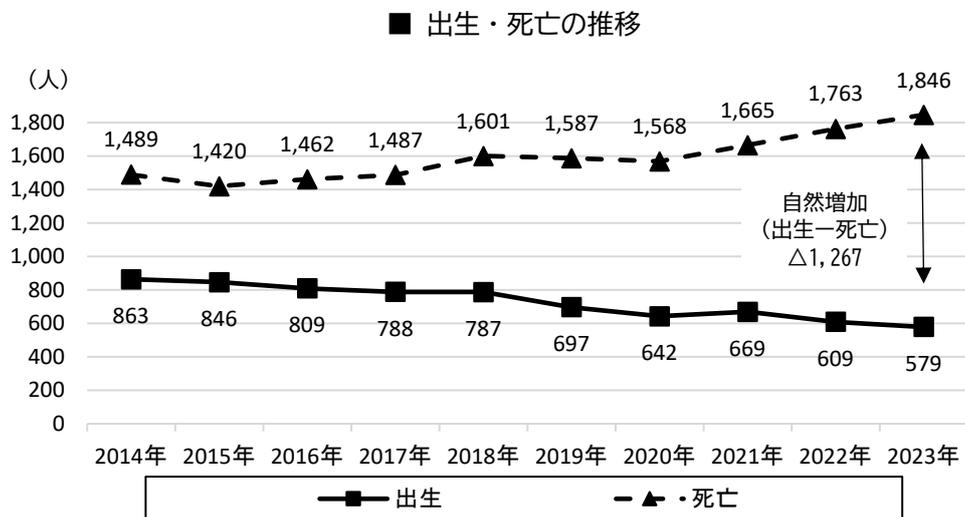


資料：住民基本台帳(各年3月31日)

※日本人住民と外国人住民とで構成される世帯を含む

(3)出生・死亡の状況

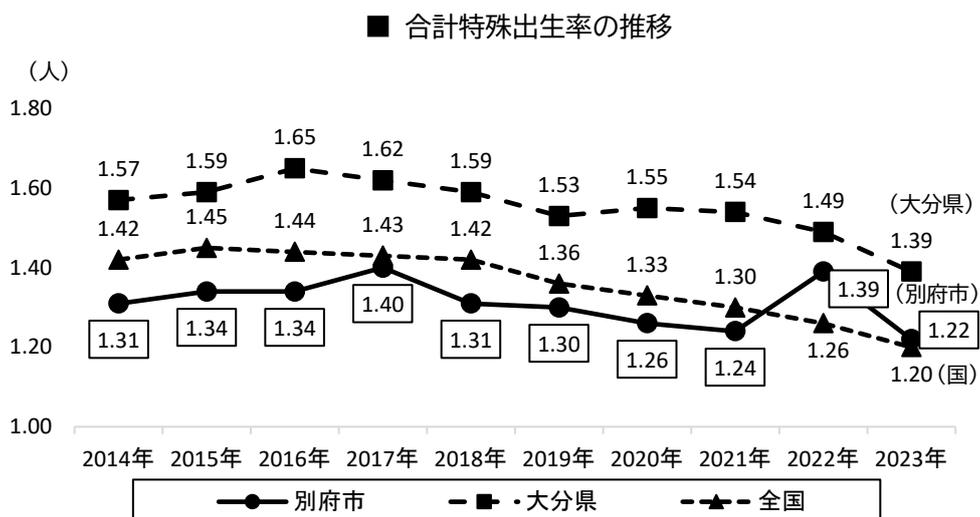
本市の出生・死亡の推移をみると、出生では、2022(令和4)年から再び減少傾向となり、死亡では、2021(令和3)年から増加傾向となっており、2023(令和5)年における出生と死亡の差である自然増加数は△1,267人となっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(4)合計特殊出生率の推移

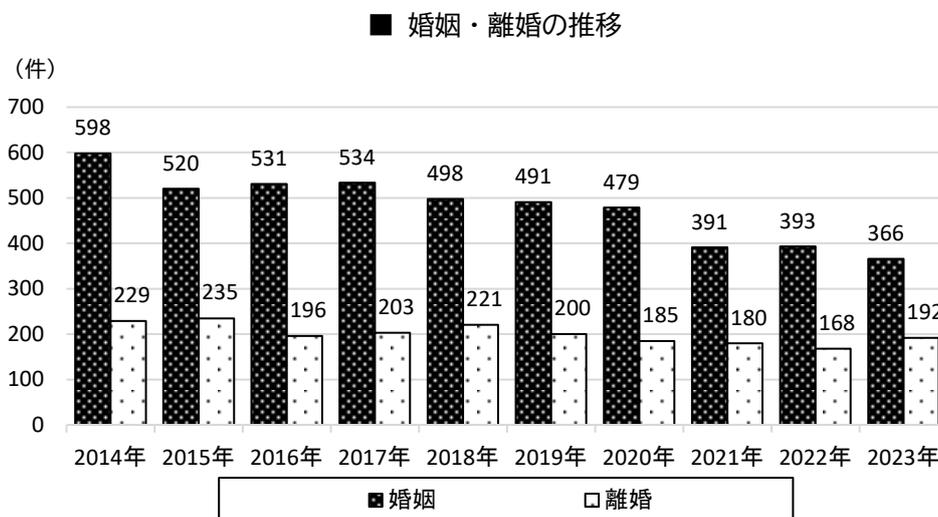
本市の合計特殊出生率は、2023(令和5)年では1.22となっており、大分県を下回った水準で推移しています。



資料：厚生労働省「人口動態調査」、各市町村の合計特殊出生率は、県福祉保健企画課調べ

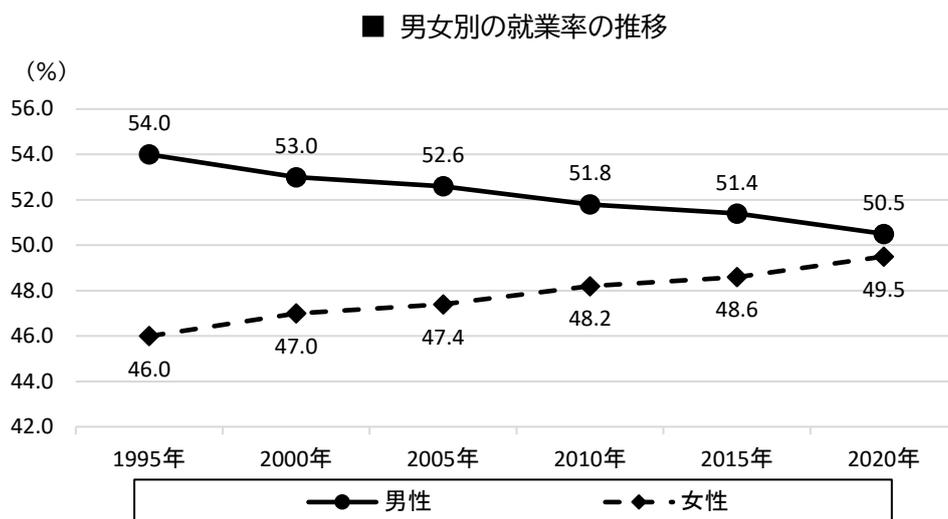
(5) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻・離婚の推移をみると、ここ3年間はおおむね横ばいで推移しており、2023(令和5)年の婚姻数は366件、離婚数は192件となっています。



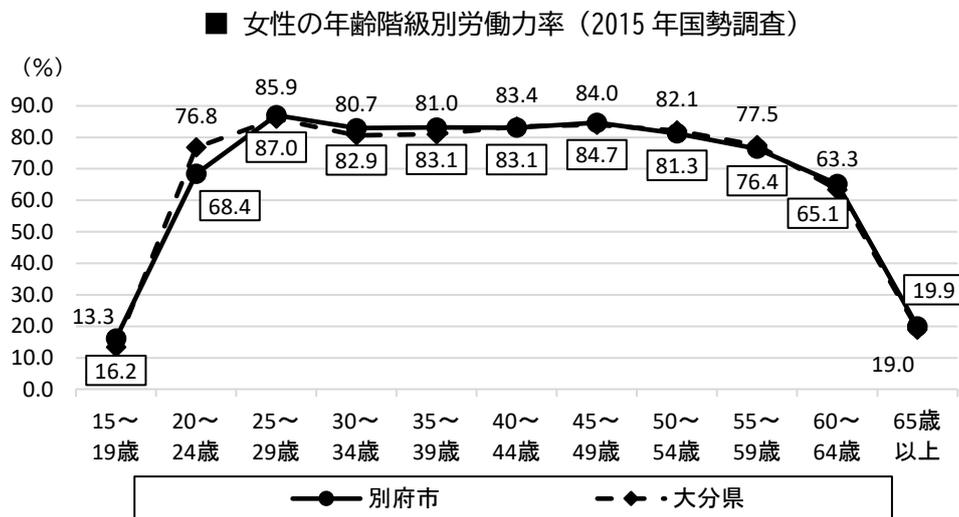
(6) 就労の状況

本市の15歳以上の就業率の推移をみると、男性の就業率は減少していますが、女性の就業率は増加傾向となっています。男女平等の機運の高まりに始まり、2015(平成27)年に女性活躍推進法も制定され、女性の社会進出の割合が高くなっていると考えられます。



女性の年齢階級別労働力率をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再就職または復職することで、いわゆる「M字カーブ」となっています。本市の20代後半から30代後半にかけての労働力率は大分県よりも高くなっており、「M字カーブ」が解消されつつあります。

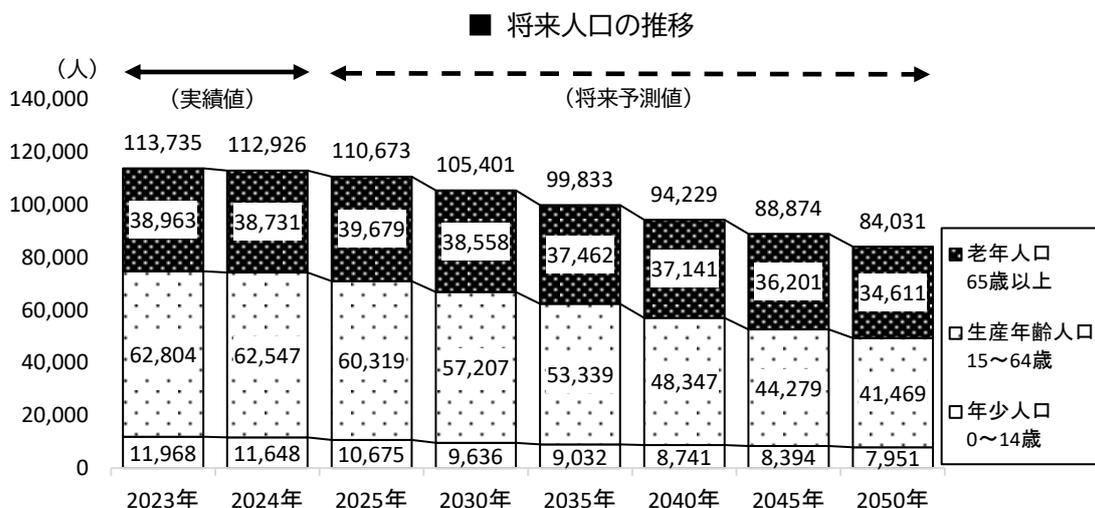
また、大分県と比較すると、20代後半から30代後半、40代後半、60代前半から65歳以上の年齢区分において、高くなっています。



資料：総務省「国勢調査」
 ※労働力率とは、生産年齢人口に占める労働力人口の割合

(7) 将来人口の推計

本市の将来人口は、2035(令和 17)年には、総人口が 10 万人を下回ると予想され、2024(令和 6)年の老年人口が 38,731 人(34.3%)に対して、2050(令和 32)年の老年人口は 34,611 人(41.2%)と予想され、現在よりさらに高齢化率が高くなると予想されます。

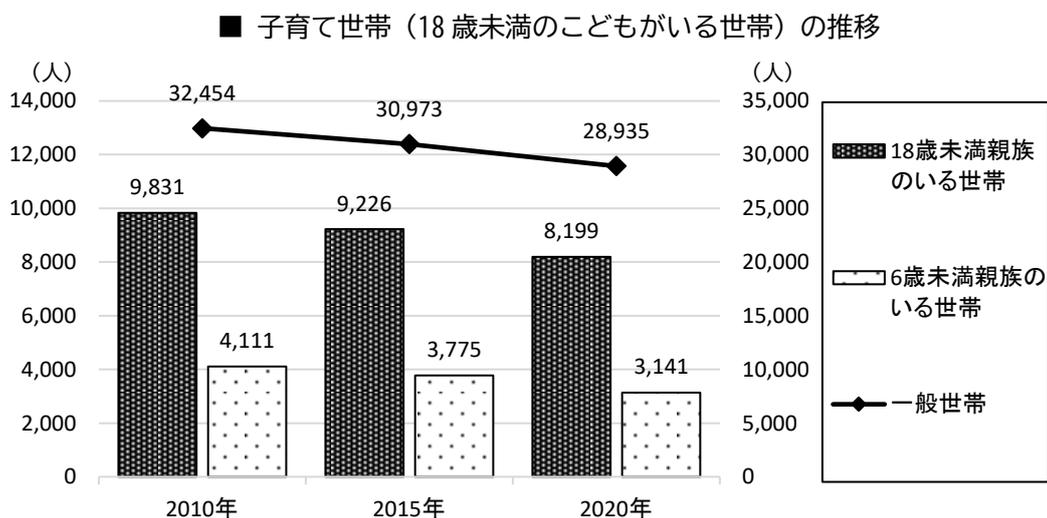


資料：2023～2024住民基本台帳(各年12月31日)
 資料：2025～2050年は国立社会保障・人口問題研究所による将来予測人口推計

2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移

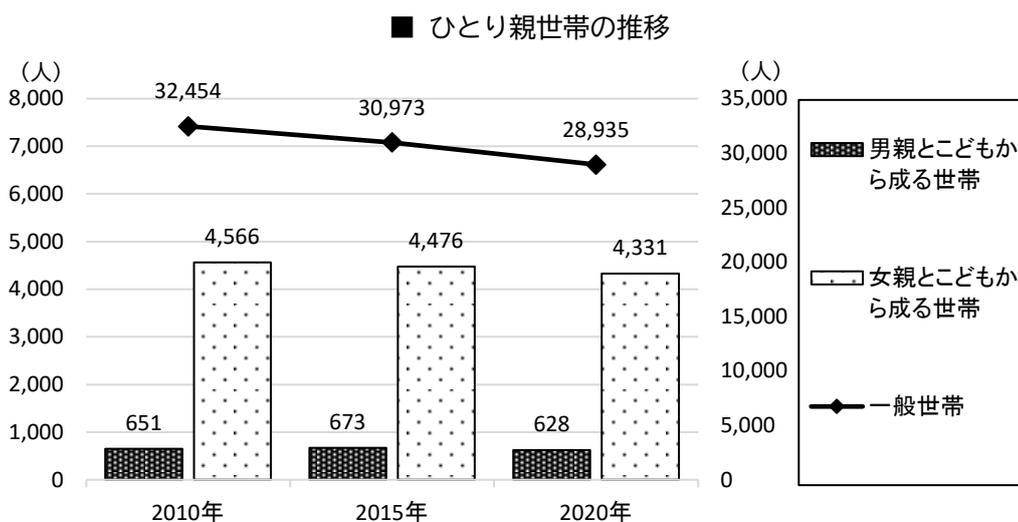
2010(平成 22)年から 2020(令和 2)年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6 歳未満親族のいる世帯、18 歳未満親族のいる世帯ともに減少しています。



資料：総務省「国勢調査」

(2) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、2015(平成 27)年から 2020(令和 2)年にかけて男親とこどもから成る世帯、女親とこどもから成る世帯ともに減少しています。



3 実態調査の状況

(1)実態調査の概要

本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2024(令和6)年2月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の実態調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用します。

■ 令和6年度実態調査の概要（再掲）

調査対象者	別府市在住の就学前児童（0～5歳）及び小学6年生（6～11歳）までのこどものいる保護者を対象に住民基本台帳より無作為で抽出					
調査期間	令和6年2月16日（金）～令和6年3月4日（月）					
調査方法	郵便発送及び小学生保護者への学校からの配布による調査。 回答は郵便及びWEBによる無記名回答方式。					
配布・回収状況		配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
	就学前	1,650件	490件	252件	742件	45.0%
	小学生	1,750件	640件	333件	973件	55.6%
	合計	3,400件	1,130件	585件	1,715件	50.4%



(2)実態調査の結果(抜粋)

①宛名のお子さんのご家族の状況について

ア)子育てを主にしている人(就学前・小学生調査票:問 6)

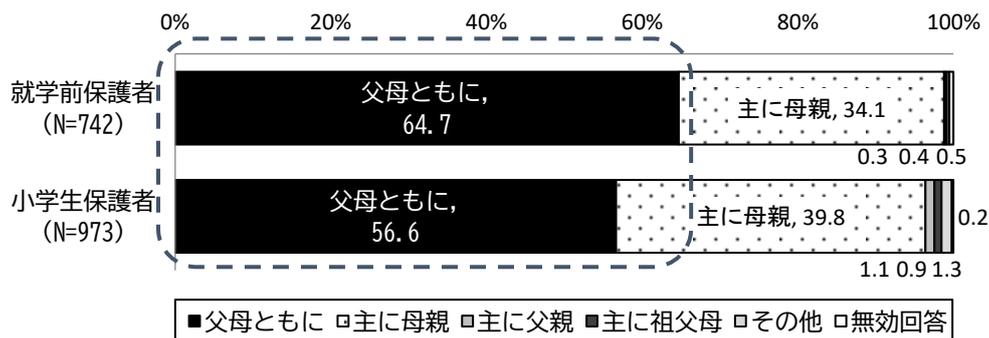
【調査結果】

- 子育てを主にしている人は、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」の割合が 5 割以上と最も高く、次いで「主に母親」となっています。
- 前回 H30 と比較すると、「父母ともに」の割合は、就学前保護者、小学生保護者ともに割合が高くなっています。

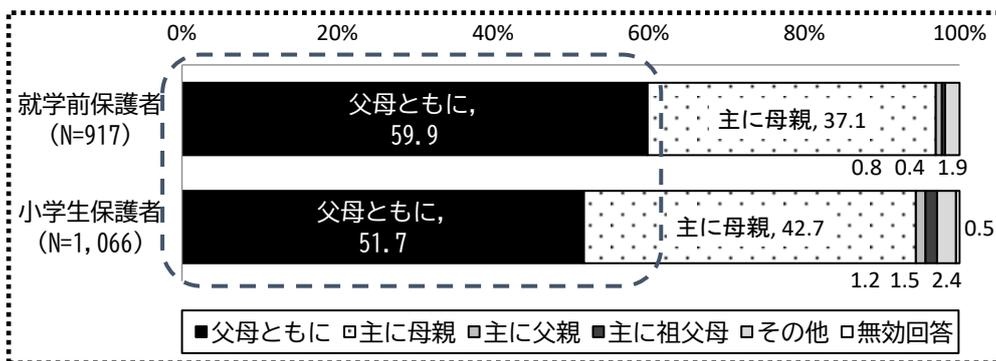
【調査結果からみえる課題】

◎「父母ともに」の割合が最も高くなっているが、「主に母親」の割合も 3 割以上ある状況で、女性の社会進出の割合が年々高くなっている中、今後さらに父親の子育て参画が重要となります。

■子育てを主にしている人 (今回 R5 調査)



■子育てを主にしている人 (前回 H30 調査)



②こどもの育ちをめぐる環境について

ア)子育ての相談先について(就学前・小学生調査票:問 8-1)

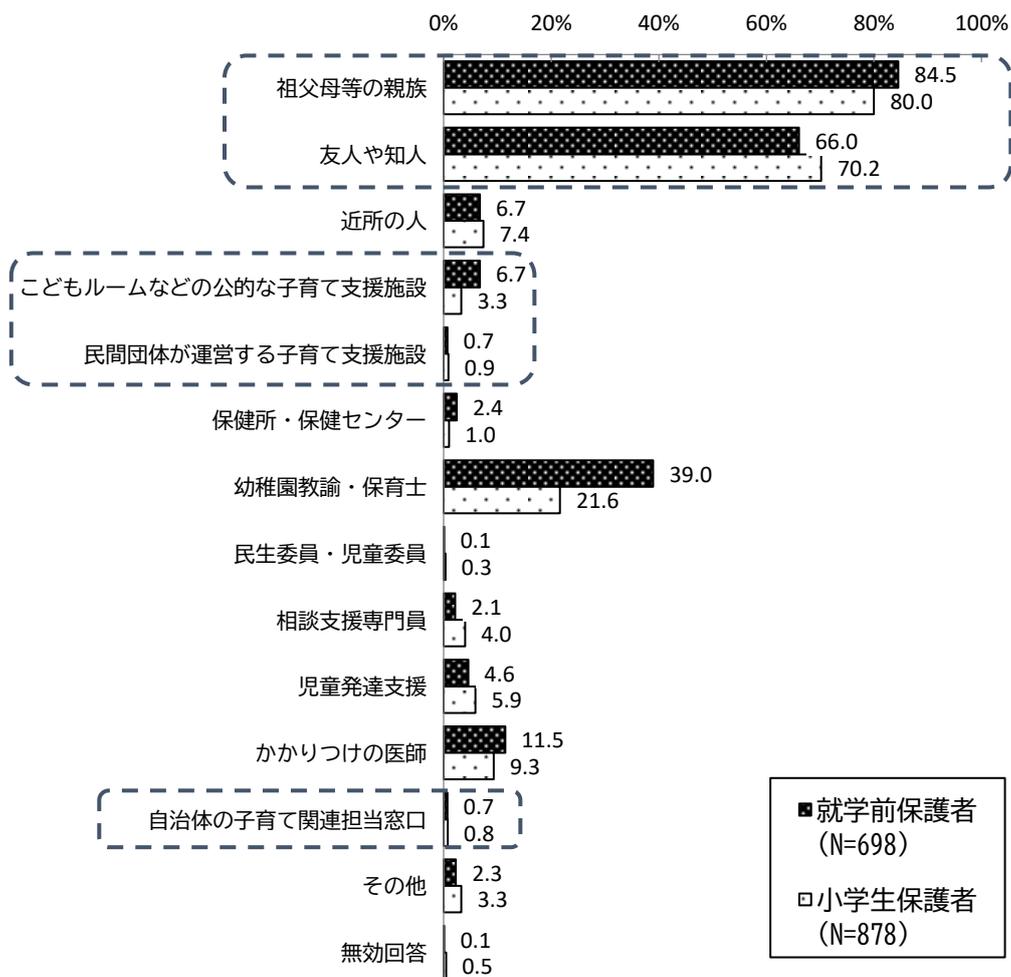
【調査結果】

●相談先について、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合がそれぞれ 6 割以上となっています。

【調査結果からみえる課題】

◎子育てに関わる相談先はこどもの成長とともに変化します。発達段階に応じ、様々な相談内容に対応するため、公的な専門機関や専門職等の周知を図るとともに、相談割合の低い専門機関(自治体の担当窓口、子育て支援施設や保健所・保健センター等)の相談窓口の機能強化を進める必要があります。

■子育ての相談先について(今回 R5 調査) ※複数回答



③宛名のお子さんの保護者の就労状況について

ア)母親の就労状況について(就学前・小学生調査票:問 9)

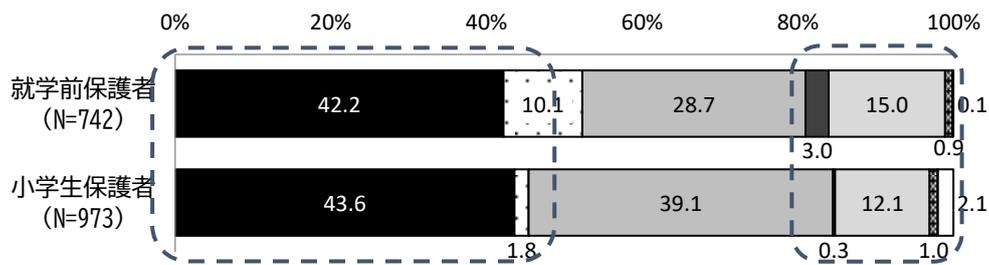
【調査結果】

- 母親の就労状況について、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が4割以上となっている。
- 前回 H30 と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が高く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は低くなっている。

【調査結果からみえる課題】

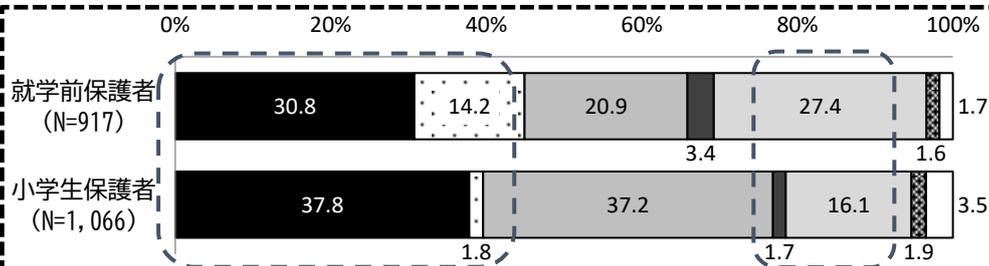
◎子育てをしながらフルタイムで働く母親の増加を勘案する必要があります。

■母親の就労状況について (今回 R5 調査)



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無効回答

■母親の就労状況について (前回 H30 調査)



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無効回答

イ)母親の今後の就労意向について(就学前・小学生調査票:問 9-4)

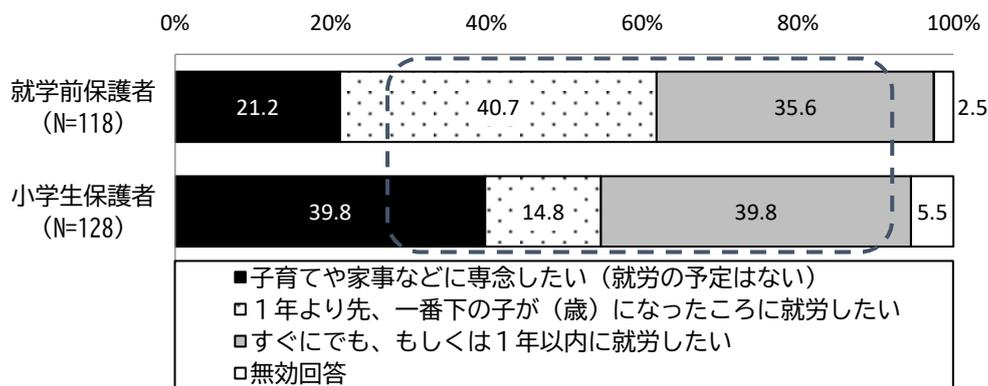
【調査結果】

- 現在は就労していない、これまでに就労したことがない母親の今後の就労移行について、今回 R5 の就学前保護者では、就労したい(「1年より先、一番下の子が(歳)になったところに就労したい」+「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」)が 76.3%、小学生保護者では 54.6%となっています。
- 前回 H30 の就労したい(「1年より先、一番下の子が(歳)になったところに就労したい」+「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」)の割合を比較すると、就学前保護者はほぼ横ばいに対して、小学生保護者の割合が 6.4 ポイント減少しています。

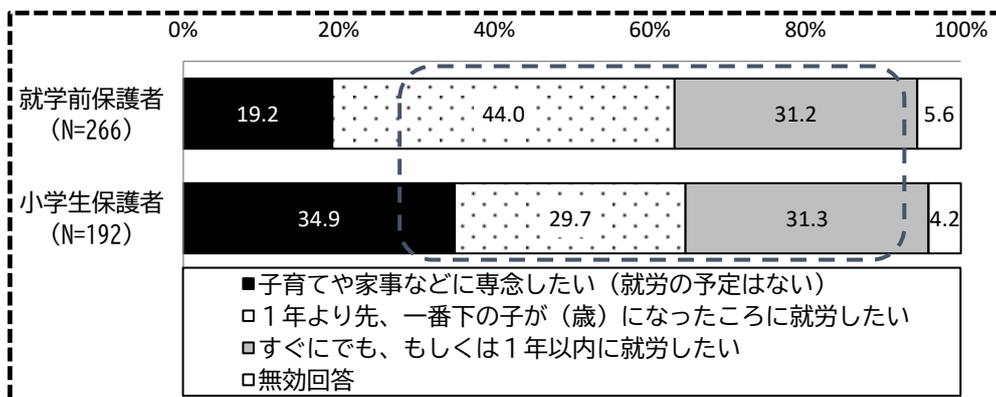
【調査結果からみえる課題】

◎仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

■母親の今後の就労意向について (今回 R5 調査)



■母親の今後の就労意向について (前回 H30 調査)



ウ)一番下のこどもが何歳になったところに就労したいかについて(同問 9-4)

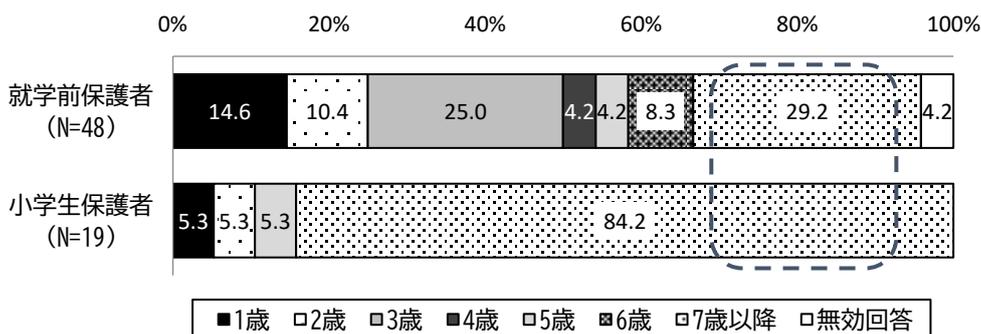
【調査結果】

- 一番下のこどもが何歳になったところに就労したいかについて、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「7歳以降」の割合が最も高くなっています。
- 前回 H30 と比較すると、就学前保護者では、2歳、7歳以降の割合が高くなっており、特に7歳以降は、前回よりも16.4ポイント、小学生保護者でも、7歳以降の割合が29.8ポイント増加しています。

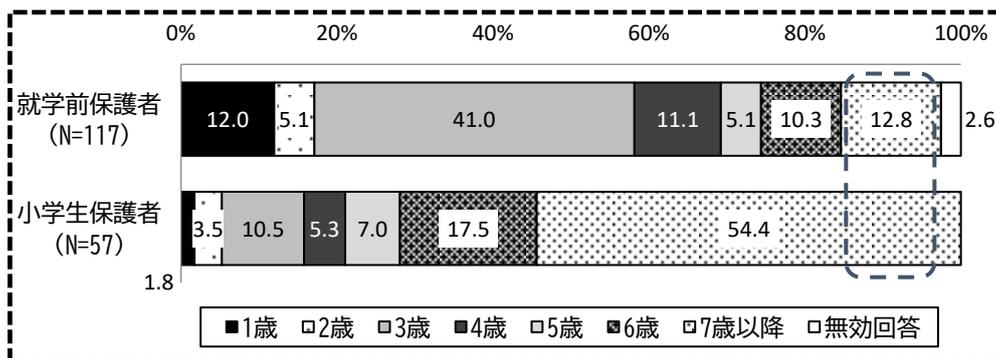
【調査結果からみえる課題】

◎母親の就労意向の変化を踏まえると、小学校入学後、放課後児童クラブ等のニーズが高まる可能性があります。

■一番下のこどもが何歳になったところに就労したいかについて (今回 R5 調査)



■一番下のこどもが何歳になったところに就労したいかについて (前回 H30 調査)



④宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について

ア)平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について(就学前調査票:問 10)

【調査結果】

- 就学前保護者における平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況については、全体の8割以上の方が利用しています。
- 前回 H30 と比較すると、「利用している」の割合が 10.5 ポイント増加しています。

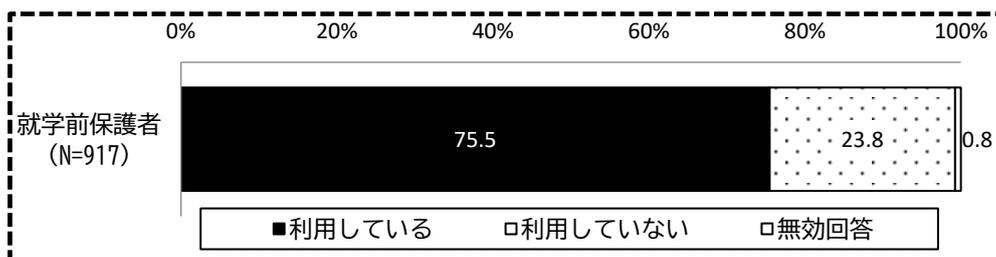
【調査結果からみえる課題】

◎就学前児童を持つ保護者の 8 割以上は平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。前回 H30 よりもニーズが高くなっていることから、今後も平日の定期的な教育・保育サービスのニーズは高まる可能性があります。

■平日の定期的な教育・保育サービスの利用有無（今回 R5 調査）



■平日の定期的な教育・保育サービスの利用有無（前回 H30 調査）



■「定期的な教育・保育サービス」とは・・・

ここでいう「定期的な教育・保育サービス」とは、月単位で定期的に利用しているサービスを指します。具体的には、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可保育所、認定こども園、小規模な認可保育施設、家庭的保育、事業所内保育施設、認可外の保育施設（企業主導型保育事業を含む。）、居宅訪問型保育、ファミリー・サポート・センター等が含まれます。

⑤宛名のお子さんの病気の際の対応について

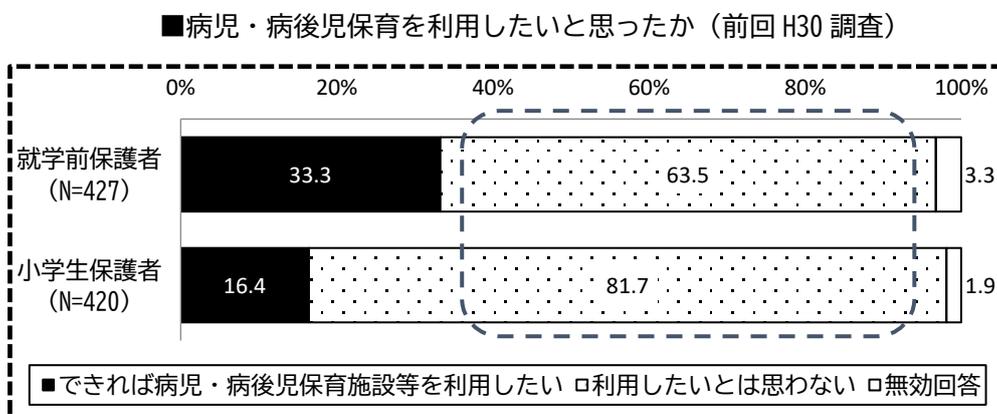
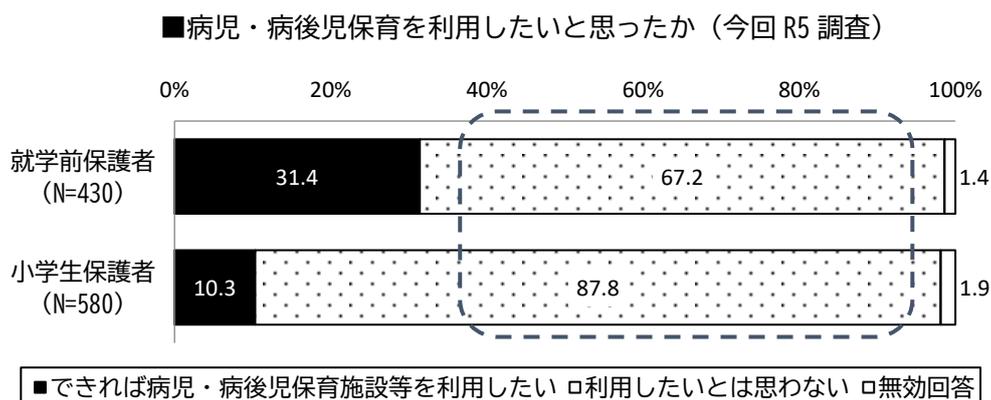
ア)病児・病後児保育の利用希望について(就学前:問 10-5-1、小学生:問 10-1)

【調査結果】

- この1年間にお子さんの病気やケガで教育・保育サービスが利用できなかった方の中で、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した方で、その際に「できれば病児・病後児保育を利用したいとは思わない」と回答した割合は、就学前保護者で6割以上、小学生保護者では8割以上となっています。
- 前回 H30 と比較すると、「利用したいとは思わない」の割合は、就学前保護者、小学生保護者ともに増加傾向となっています。

【調査結果からみえる課題】

◎病児・病後児保育については、必要としている方に対する不安を軽減するため、事業内容の周知をさらに進める必要があります。



イ)病児・病後児保育を利用しない理由(就学前:問 10-5-4、小学生:問 10-1-3)

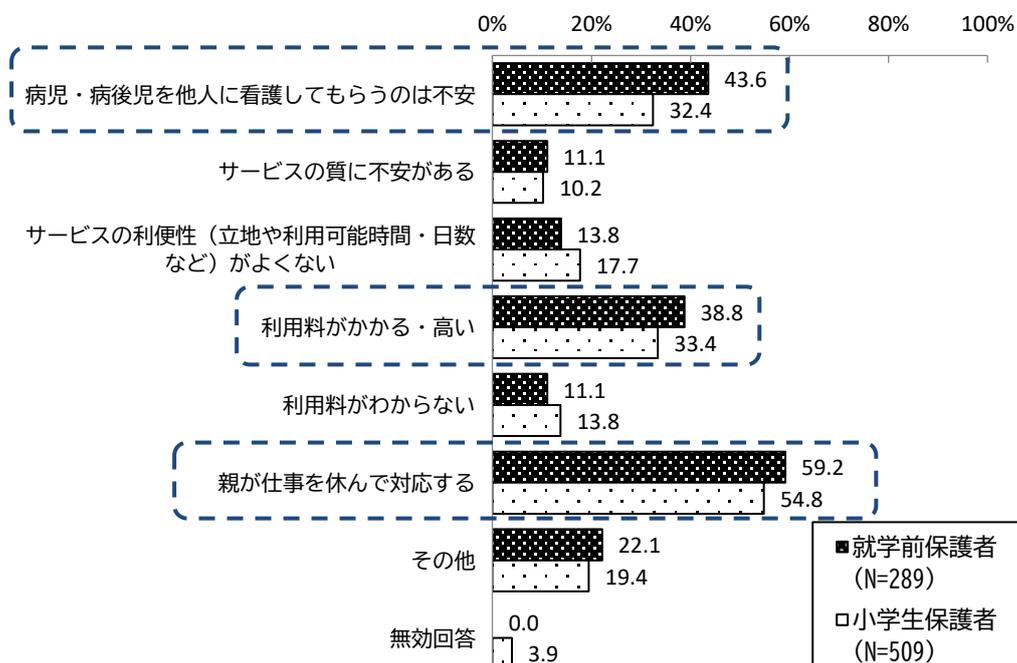
【調査結果】

- 病児・病後児保育を利用したいと思わない理由について、就学前保護者、小学生保護者ともに、「病児・病後児を他人に看護してもらうのは不安」「利用料がかかる・高い」「親が仕事を休んで対応する」が3割以上となっています。
- 前回 H30 と比較すると、特に就学前保護者の「利用料がかかる・高い」の割合が 8.9 ポイント増加しています。

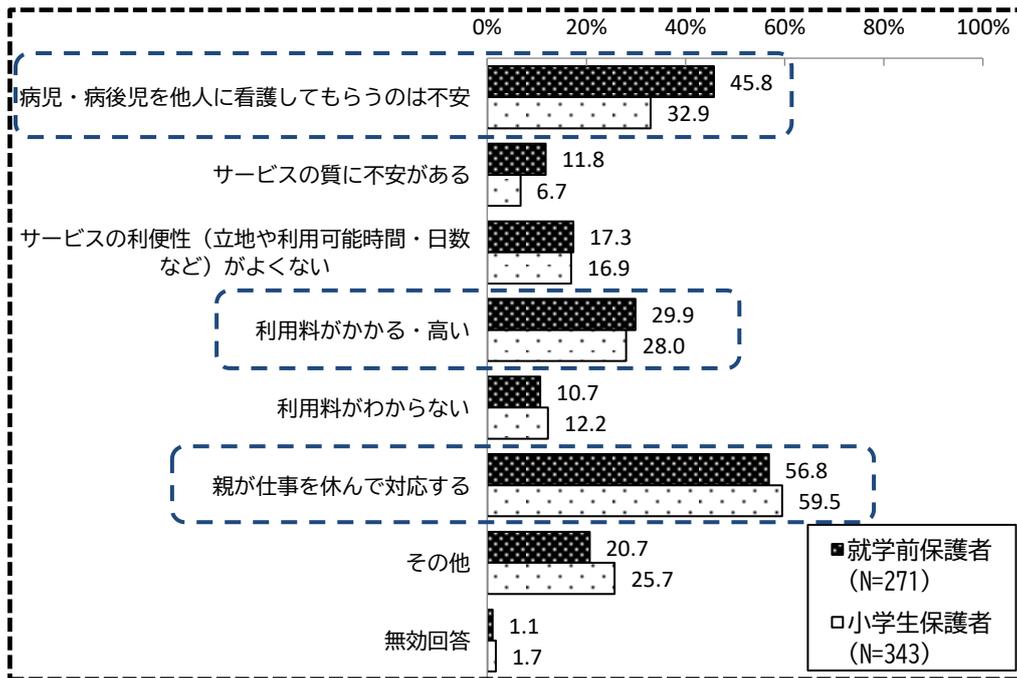
【調査結果からみえる課題】

◎病児・病後児保育を利用するために、課題となっていることは、「病児・病後児を他人に看護してもらうのは不安」となっていることから、利用方法や施設側の体制に対する周知を進めるとともに、利用料も含めた手続きの負担軽減をさらに図る必要があります。また、前回 H30 調査時と比較すると、就学前保護者の「親が仕事を休んで対応する」の割合が増加していますが、今後も仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりの促進が求められています。

■病児・病後児保育を利用したいとは思わない理由（今回 R5 調査）※複数回答



■病児・病後児保育を利用したいとは思わない理由（前回 H30 調査）※複数回答



⑥宛名のお子さんの地域の子育て支援拠点事業の利用状況について

ア)現在の地域子育て支援拠点事業の利用の状況について(就学前調査票:問 13)

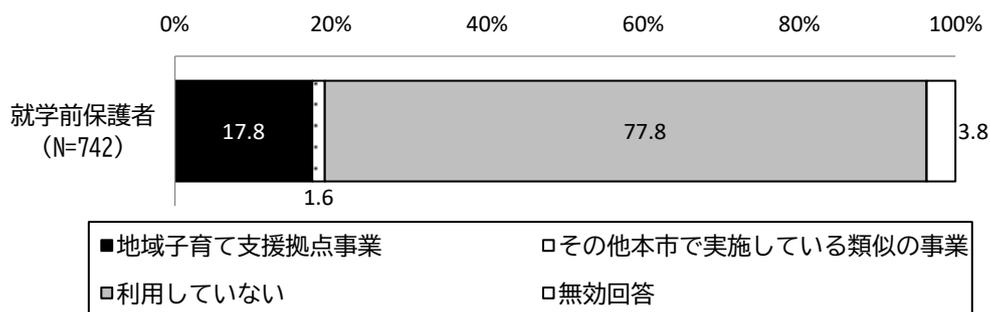
【調査結果】

●就学前保護者における現在の地域子育て支援拠点事業の利用の状況については、全体の 7 割以上の方が利用していません。
 ●前回 H30 と比較すると、「利用していない」の割合は 13 ポイント増加しています。

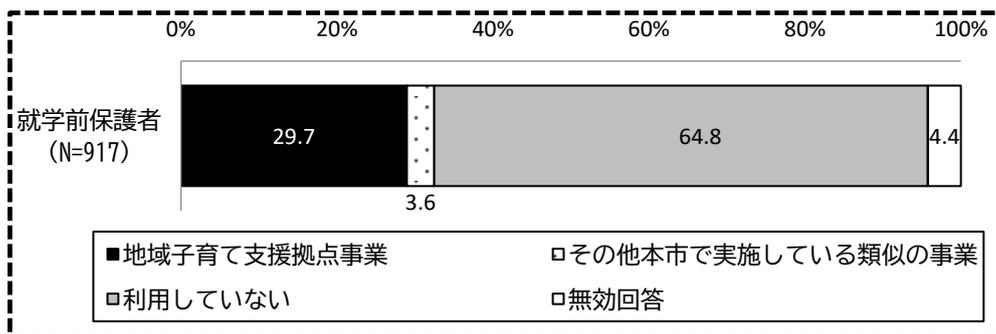
【調査結果からみえる課題】

◎就学前児童を持つ保護者の 7 割以上の方は、地域子育て支援拠点事業を利用していません。
 前回 H30 よりも利用状況は少なくなっており、さらなる利用方法等の周知を進める必要があります。

■現在の地域子育て支援拠点事業の利用有無 (今回 R5 調査)



■現在の地域子育て支援拠点事業の利用有無 (前回 H30 調査)



■「地域子育て支援拠点事業」とは・・・

親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「集いの広場」「子育て支援センター」「こどもルーム」等と呼ばれています。

⑦宛名のお子さんの不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等の利用について
 ア)不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由について
 (就学前調査票:問 17-3)

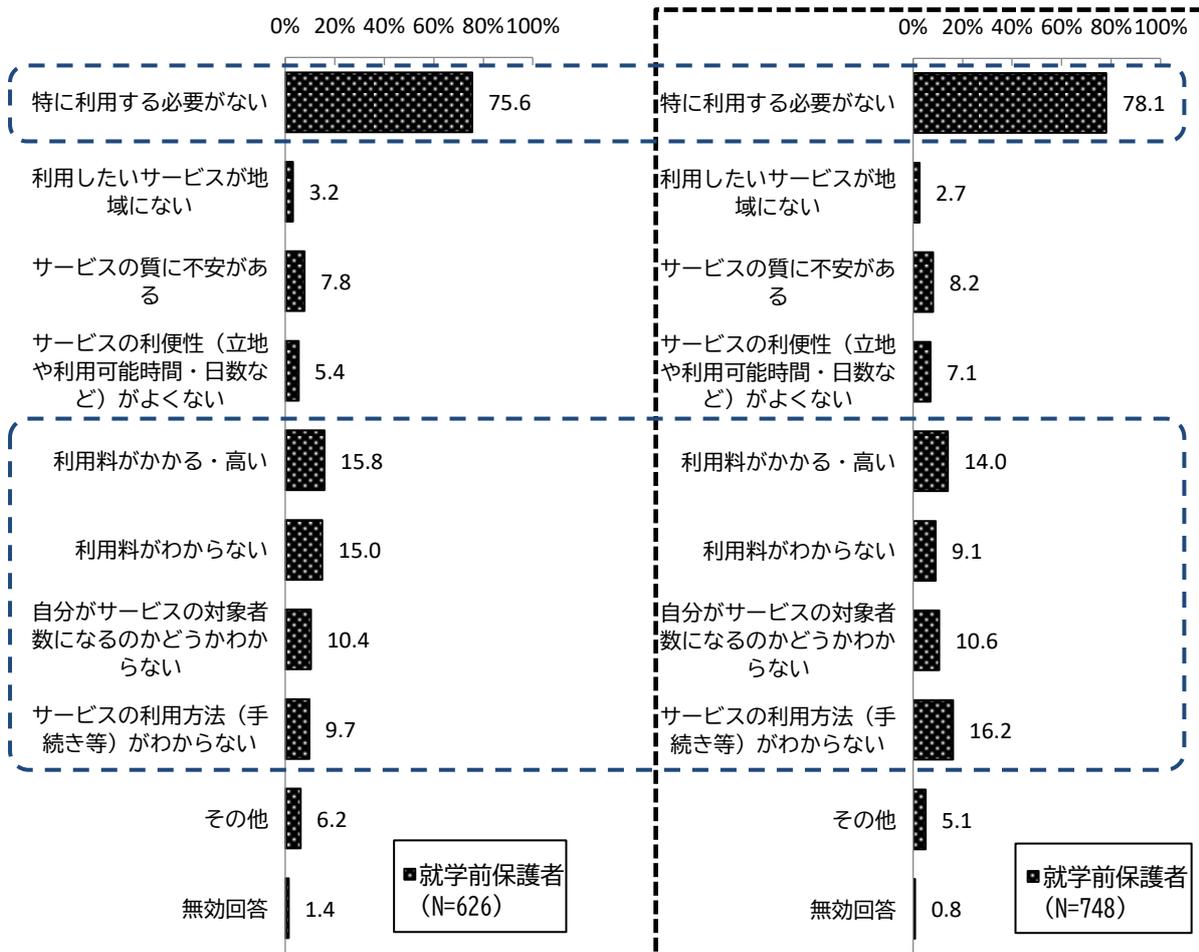
【調査結果】

●就学前保護者の不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由について、前回 H30 と同様に「特に利用する必要がない」が最も多くなっていますが、利用料、利用方法等がわからないといった声もあります。

【調査結果からみえる課題】

◎不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を必要としている方のニーズを把握し、利用料や利用方法等の周知を図る必要があります。

■不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由
 (今回 R5 調査) (前回 H30 調査) ※複数回答



⑧育児休業について

ア)母親の育児休業を取得していない理由について(就学前調査票:問 20)

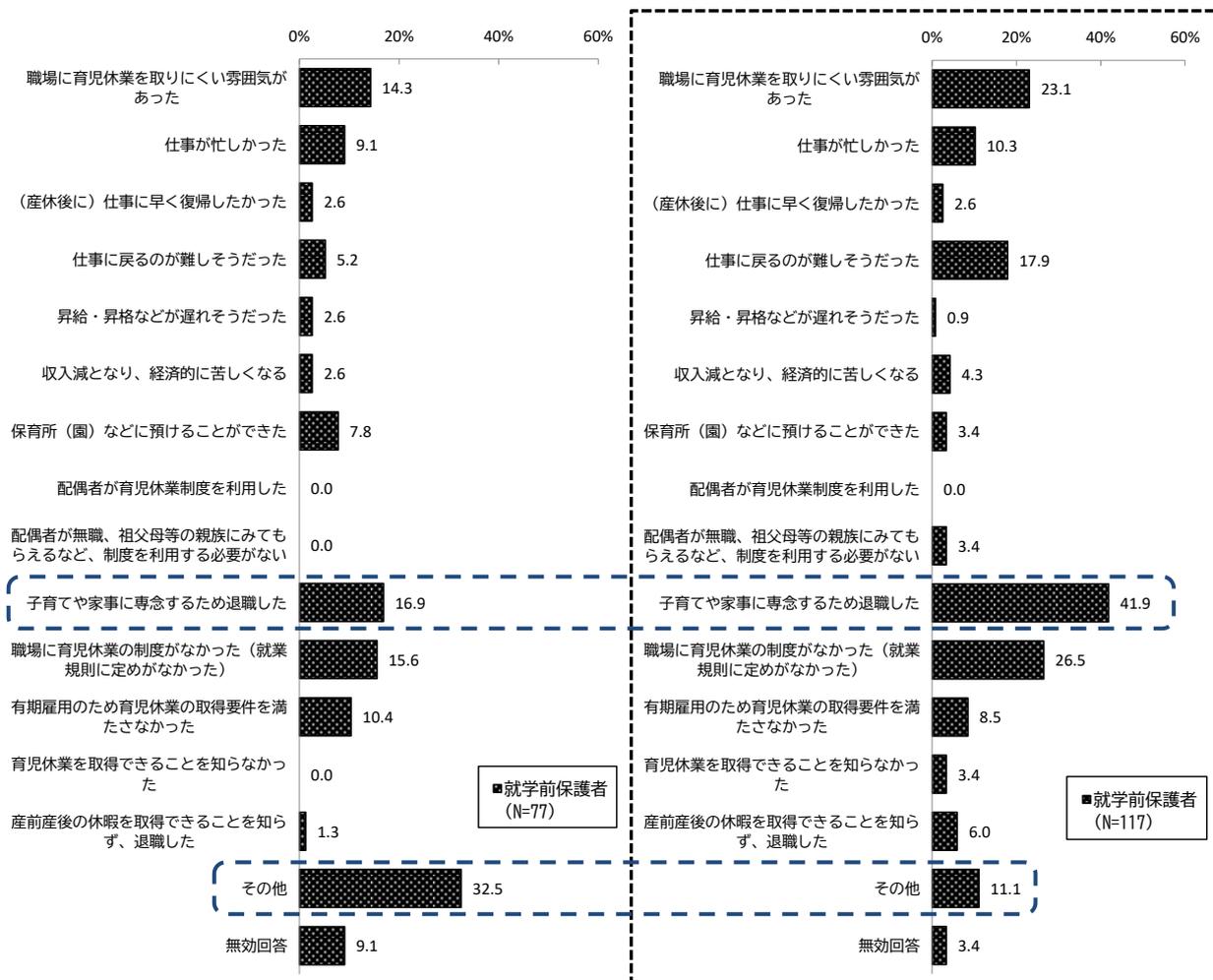
【調査結果】

●就学前保護者(母親)の育児休業を取得していない理由について、前回 H30 と比較すると、「その他」の割合が増加し、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が 25 ポイント減少しています。

【調査結果からみえる課題】

◎子育てや家事に専念するため退職する女性の数が減少しており、産前・産後休業、育児休業後に職場復帰する女性が増えています。産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等の推進が必要です。

■母親の育児休業を取得していない理由について
(今回 R5 調査) (前回 H30 調査) ※複数回答



イ)父親の育児休業を取得していない理由について(就学前調査票:問 20)

【調査結果】

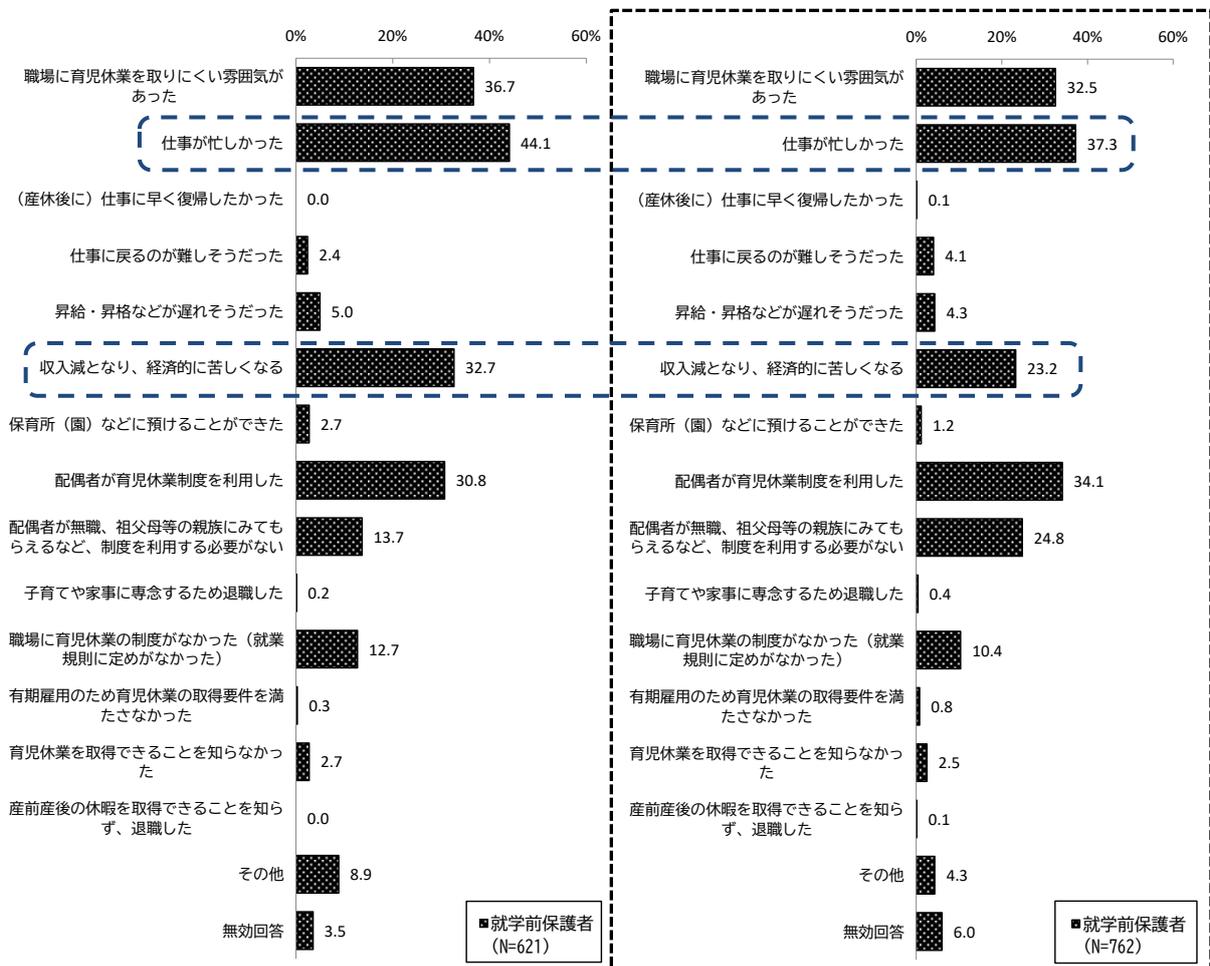
- 就学前保護者(父親)の育児休業を取得していない理由について、前回 H30 と同様に「仕事が忙しかった」が最も多くなっています。
- 前回 H30 と比較すると「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が特に増加しています。

【調査結果からみえる課題】

◎ワーク・ライフ・バランス推進の取り組みが進むなか、企業にとって課題のひとつとなるのが「男性従業員の育児休業・休暇の取得」です。男性の育児休業取得率を上げるためには、「職場環境の改善」「育休の周知」「制度の充実」等の観点から推進していくことが求められます。

※R4 年度育児休業取得率 全国男性平均:17.13%、全国女性平均:80.2%、政府は 2025 年の男性の育児休業取得率の目標を 50%としている。(厚生労働省「雇用均等基本調査」)

■父親の育児休業を取得していない理由について
(今回 R5 調査) (前回 H30 調査) ※複数回答



⑩宛名のお子さんの小学校就学後の放課後の過ごし方について

ア) 平日の放課後の過ごし方について(就学前:問 21、小学生調査票:問 11)

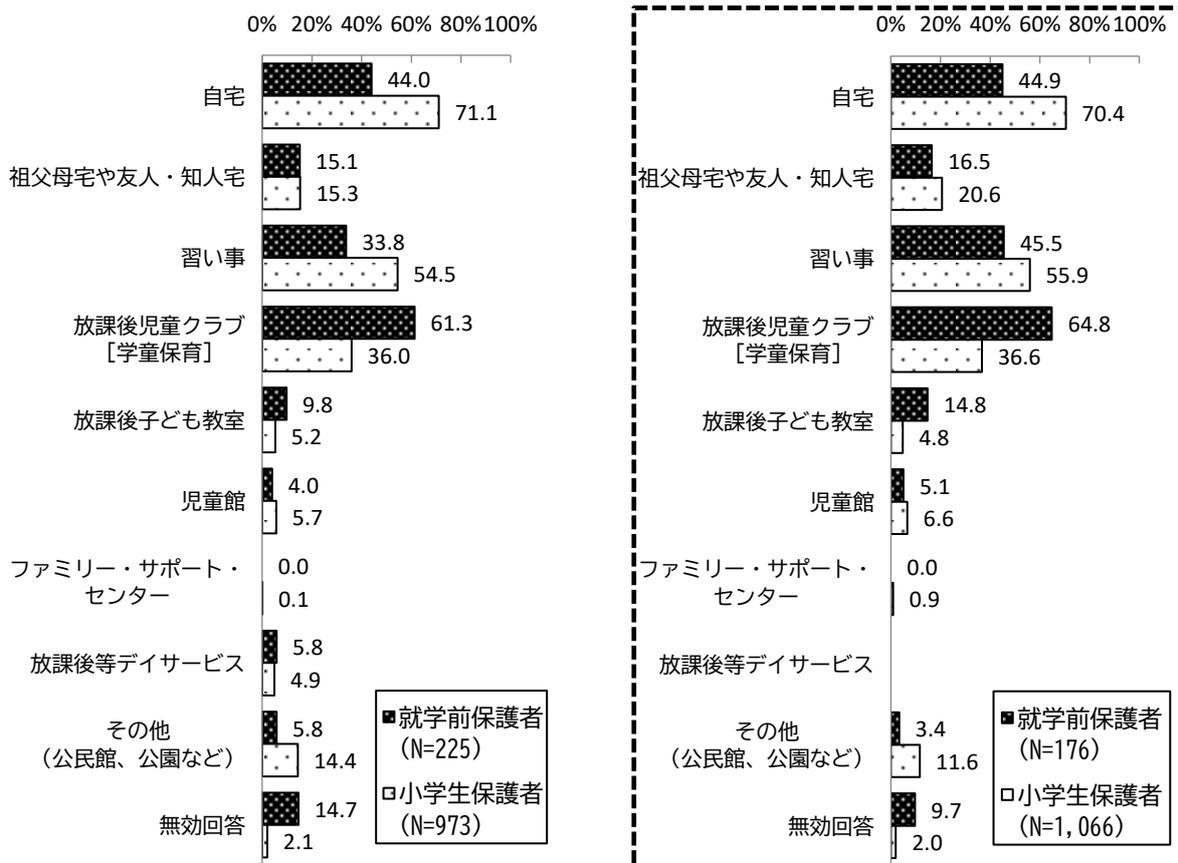
【調査結果】(※宛名のお子さんが 5 歳以上の方が対象の調査です。)

● 平日の放課後の過ごし方について、前回 H30 と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに大きな変化はありません。

【調査結果からみえる課題】

◎ 保育ニーズの高まりから、将来的な放課後児童クラブのニーズが高まる可能性があります。

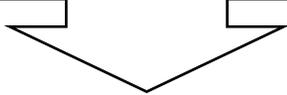
■ 平日の放課後の過ごし方について
(今回 R5 調査) (前回 H30 調査) ※複数回答



イ)土曜日、日曜日、祝日の放課後児童クラブの利用希望について
 (就学前:問 22~23、小学生調査票:問 11-1~11-2)

【調査結果】

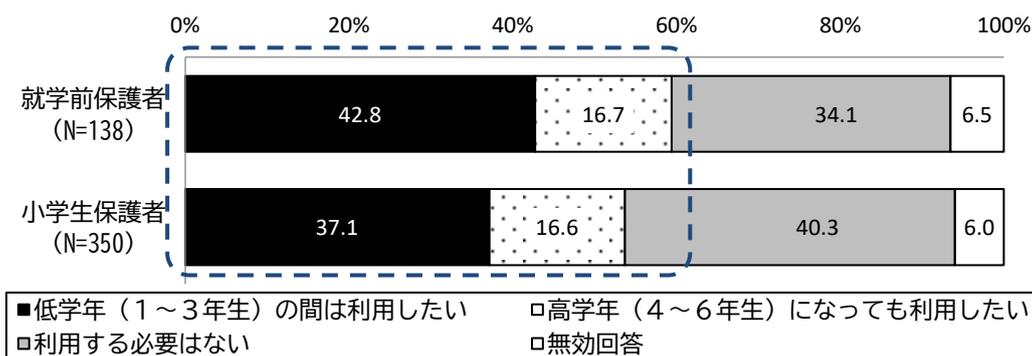
●土曜日、日曜日、祝日の放課後児童クラブの利用希望について、土曜日、特に長期休暇中では利用を希望している人(低学年+高学年)が一定数みられます。また、日曜・祝日では「利用する必要はない」が7割以上となっています。



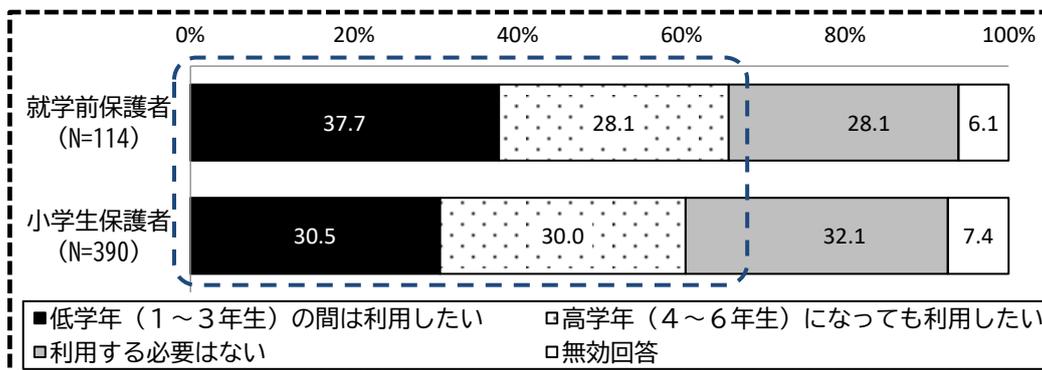
【調査結果からみえる課題】

◎土曜日、特に長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望に対応することができるよう、支援員の確保を含めた体制の強化を求める必要があります。

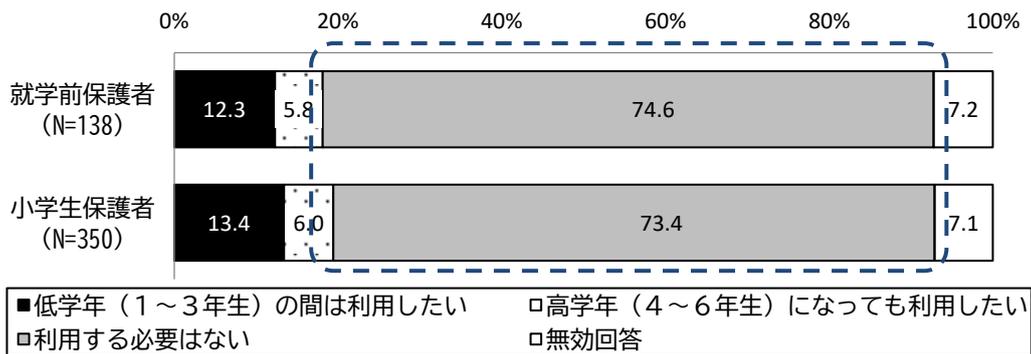
■土曜日の放課後児童クラブの利用希望について (今回 R5 調査)



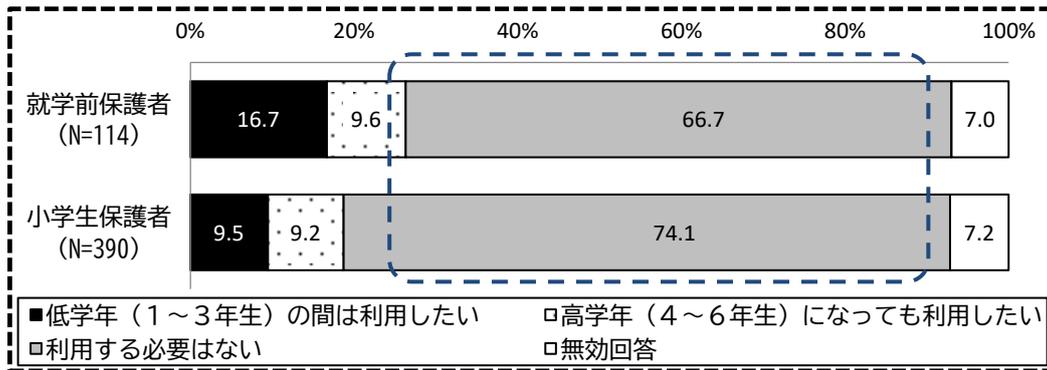
■土曜日の放課後児童クラブの利用希望について (前回 H30 調査)



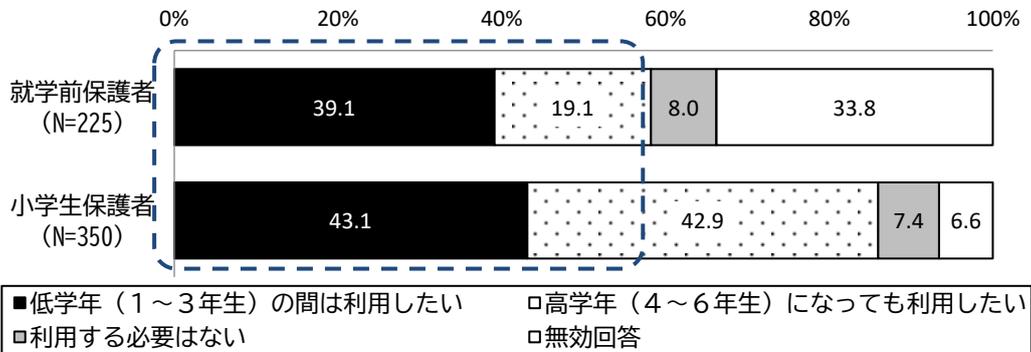
■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望について（今回 R5 調査）



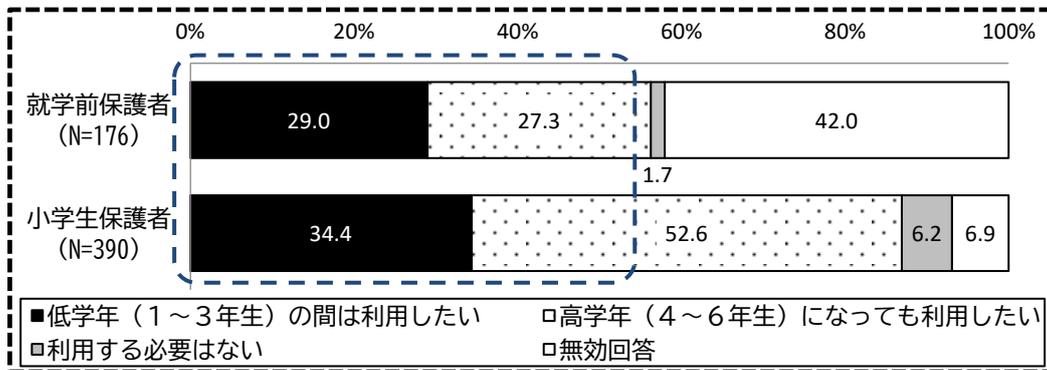
■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望について（前回 H30 調査）



■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について（今回 R5 調査）



■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について（前回 H30 調査）



①子育て満足度(子育てのしやすさ)について

ア)お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について
(就学前:問 28、小学生調査票:問 15)

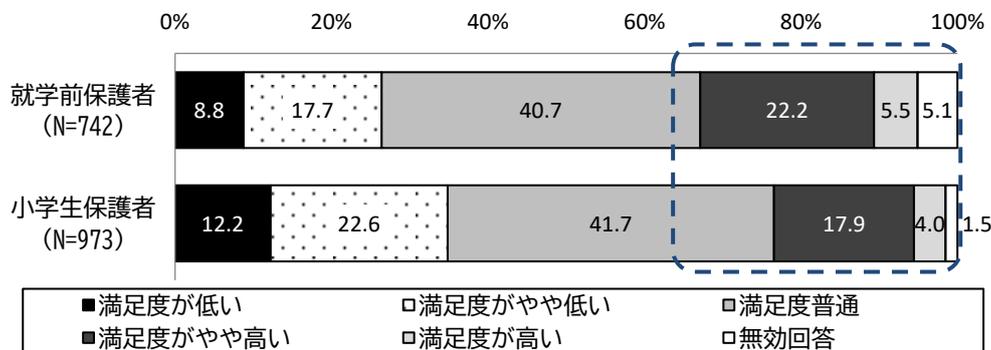
【調査結果】

●お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について、就学前児童では満足度が高い(満足度がやや高い+満足度が高い)の割合が 27.7%(前回 30.7%)、小学生保護者では 21.9%(前回 25.8%)と、前回 H30 よりも低くなっています。

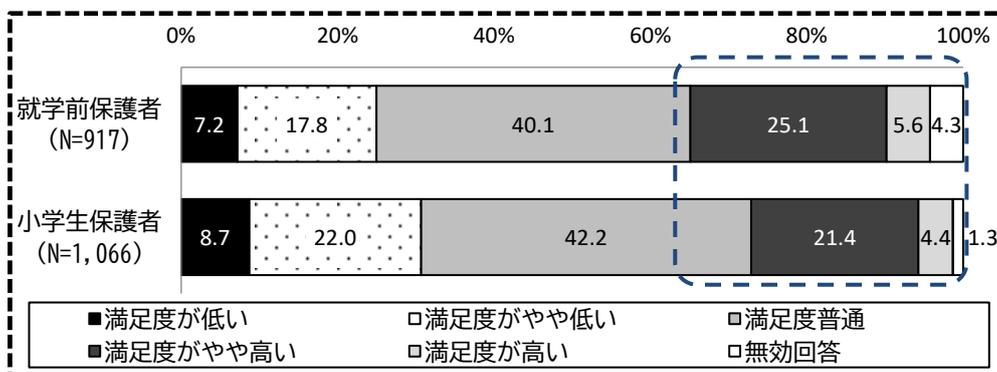
【調査結果からみえる課題】

◎地域における子育ての環境や支援への満足度については、前回よりも低くなっており、今回の調査では就学前保護者は 26.5%(満足度がやや低い+満足度が低い)、小学生保護者では 34.8%の方が「満足度が低い」と回答しており、地域ぐるみでの子育てを進めていく必要があります。

■お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度 (今回 R5 調査)



■お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度 (前回 H30 調査)



4 第2期計画の評価

第2期計画で設定した成果指標に基づき、子育て支援施策の評価を行います。評価は、「○：目標達成」、「△：目標未達成(現状維持)」、「×：目標未達成(悪化)」の三段階で行いました。

■ 第2期計画における数値目標の達成状況

基本目標	事業内容	担当課	令和6年度 (事業計画 目標値)	令和5年度(実績値)		令和6年度 (見込値)	評価
				数値	内容等		
1	通常保育	子育て支援課	33か所	33か所	公立保育所(3ヶ所) 私立保育所・認定こども園(30園)	33か所	○
	延長保育事業	子育て支援課	33か所	33か所	公立保育所(3ヶ所) 私立保育所・認定こども園(30園)	33か所	○
	一時預かり事業	子育て支援課	5か所→19か所	8か所	鶴見・内籠・中央(公立)、ひめやま幼稚園、ナーサリーブーブーエテラ、ナーサリーみにふう、野口保育所、あけぼの保育園	11か所	△
	休日保育	子育て支援課	2か所	2か所	餅ヶ浜、別府あいむ(私立)	2か所	○
	病児保育	子育て支援課	1か所→2か所	2か所	病児保育室 青とそら 病児保育室 せふてい	2か所	○
	乳児保育	子育て支援課	33か所	33か所	公立保育所(3か所) 私立保育園・認定こども園(30園)	33か所	○
	障がい児保育	子育て支援課	33か所	33か所	公立保育所(3か所) 私立保育園・認定こども園(30園)	33か所	○
2	乳幼児健康診査の充実	こども家庭課 (母子保健係)	受診率：99.0%	96.6%	1歳6か月児健診 受診率	99.0%	○
			受診率：99.0%	96.1%	3歳5か月児健診 受診率	99.0%	○
	休日・夜間の診療体制の整備	健康推進課	休日：1か所 夜間：1か所	休日：1か所 夜間：1か所	休日在宅当番医 夜間こども診療	休日：1か所 夜間：1か所	○
3	男女共同参画フォーラムの開催	共生社会実現・部落差別解消推進課(市民活躍支援室)	年1回	年1回	令和5年9月15日 ビーコンプラザはじめてのLGBTQ～性の多様性と人権～ 講師 杉山 文野 氏 参加者 100人	年1回	○
	公募編集委員による広報誌の発行	共生社会実現・部落差別解消推進課(市民活躍支援室)	年1回	年1回	・女性の働きやすい環境をつくる要因について ・フォーラム講師のインタビューやLGBT理解増進法について解説	年2回	○
	男女共同参画研修会の開催	共生社会実現・部落差別解消推進課(市民活躍支援室)	年2回	0回	男同参画センターが空調改修工事で休館中のため、研修会は未実施	年2回	○

※令和6年度(事業計画目標値)は、中間見直しにより変更分有

基本目標	事業内容	担当課	令和6年度 (事業計画 目標値)	令和5年度(実績値)		令和6年度 (見込値)	評価
				数値	内容等		
4	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	6か所	6か所	直営(3か所)、民間(3か所)の計6か所で実施	6か所	○
	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	1か所	1か所	別府市ファミリーサポートセンター(西部子育て支援センター内)	1か所	○
	放課後児童クラブ事業	子育て支援課	37か所→39か所	38か所	就労等で保護者が昼間家庭にいない児童の安心できる居場所として設置	39か所	○
	放課後子供教室	社会教育課	13か所 (一体型10か所) (連携型3か所)	13か所 (一体型10か所) (連携型3か所)	子ども夢チャレンジ、放課後トライ、放課後学習教室	13か所 (一体型10か所) (連携型3か所)	○
	母親クラブ事業	子育て支援課	2か所→1か所	1か所	浜脇母親クラブ	1か所	○
	児童館の設置	子育て支援課	4か所	4か所	直営(3か所)、民間(1か所)の計4か所で実施	4か所	○
	三世代交流の推進	社会教育課	7か所	7か所	中央公、東山公、北部公、西部公、中部公、南部公、朝日大平山公	7か所	○
5	交通安全指導員の配置	生活環境課	13校区 39人	13校区 30人	登校(園)時の交通安全指導	13校区 28人	×
	移動交通安全教室の実施	生活環境課	保・幼・小学校 53校園	保・幼・小学校 43校園	保育所、幼稚園、小学校にて交通安全教室の開催	保・幼・小学校 56校園	○
	移動交通安全教室の実施	学校教育課	幼・小学校 14校園	幼・小学校 14校園	幼稚園14園・小学校14校(1年生)で実施した。	幼・小学校 14校園	○
	学校避難訓練	学校教育課	各学校(園) 年2回	各学校(園) 年2回	各学校(園)とも、年2回実施した。	各学校(園) 年2回	○

※令和6年度(事業計画目標値)は、中間見直しにより変更分有

基本目標	事業内容	担当課	令和6年度 (事業計画 目標値)	令和5年度(実績値)		令和6年度 (見込値)	評価
				数値	内容等		
6	要保護児童対策地域協議 会合同会議の開催	こども家庭課 (こども支援係)	年2回	年1回	合同会議として開催	年1回	○
	子育て支援相談員の配置	こども家庭課 (こども支援係)	3人	4人	会計年度任用職員を配置。令和5年 度から主にヤングケアラーの支援等 を行う子育て支援相談員を1名配置 した。	4人	○
	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	こども家庭課 (こども支援係)	5か所	5か所	乳児院栄光園、栄光園、別府平和 園、光の園子ども家庭支援セン ター、永生会母子ホームで実施	6か所 (里親1組追加)	○
	母子・父子自立支援員の 配置	子育て支援課	2人	2人	会計年度任用職員2名配置	2人	○
	日中一時支援(長期休暇 型)事業 ※平成24年度から放課後等 デイサービスを含む。	障害福祉課	20か所→43か所	37ヶ所	障がい者ケアサポートセンター愛・愛、就 労継続支援B型ツインスターシード、みつ け、こどもデイサービスにこちゃん、放課 後等デイサービスなかま、ハートフルホー ム ぼっぼ キッズ、放課後等デイサービ ス あこ、放課後等デイサービス事業所 C. Win、Sunny Side U p、一葉、エイトあつが、Woody放課後等 デイサービス(2事業所)、エイトあつが 荘園店、放課後等デイサービス ADVANCE、児童発達支援・放課後等デイ サービス Weppy、多機能型事業所「ひだ まり」、放課後等デイサービス HAMMOCK、放課後等デイサービス のびの びの木、エイトあつが 境川店、放課後ひ なた、ケット・シー・ガーデン(2事業 所)、エイトあつが 別府店、児童発達支 援・放課後等デイサービス事業所 むすび のば、COMPASS発達支援センターべっが、 放課後等デイサービス 四季、奇跡の道し るべ、エイトあつが実相寺店、多機能型事 業所 Bro's Garden、多機能 型事業所スマイスセレソソサポート別府、 オリーブの樹、Woody base放課後等デイ サービス、放課後等デイサービスてとて、 あさひえん放課後デイサービス秋葉、あさ ひえん放課後デイサービス 荘園、放課後 ひなた2	37ヶ所	△
こどもの発達相談会の実 施	こども家庭課 (母子保健係)	年22回→年25回	年32回	言葉や情緒行動面等の相談	年35回	○	

※令和6年度(事業計画目標値)は、中間見直しにより変更分有

5 本市における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て会議での意見や実態調査の結果や第2期計画の施策進捗評価に基づき6つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策に取り組みます。

【課題1】 こどもの心身の健やかな成長に資する教育・保育の充実

本市では、女性の就業率が増加傾向となっており、特に20代後半から40代後半にかけての女性の労働力率が高く、実態調査においても5年前の調査時と比較して、子育てをしながらフルタイムで働く母親が増加していることが伺えます。こうした女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、育児と仕事の両立を支援し、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう子育て支援サービスの充実が求められています。

さらに、母親の就労意欲の高まりを勘案し、保護者が利用を希望する時期から教育・保育施設を利用できるよう教育・保育の量的な拡充や、質的な向上を進める必要があります。

また、学校においては、いじめや不登校などの問題に加え、青少年による凶悪な犯罪や児童虐待など様々な問題が発生しています。子どもたちが心身ともに健やかに成長し、たくましく生きる力を身につけることができるよう年齢に応じて段階的に行う学校教育の充実が求められています。

【課題2】 親と子の健康の確保及び増進

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化により、身近に相談できる相手がいないなど、出産や子育てに不安を覚える家庭は少なくありません。妊娠期から切れ目なく支援し、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができる環境が求められています。

【課題3】 子育てにおけるワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス推進の取り組みが進むなか、実態調査によると産前・産後休業、育児休業後に職場復帰する女性が増えています。

男性の育児休業の取得は増加してきているものの未だ十分とは言えないことや、女性の就労意向の高まりを勘案し、仕事と育児の両立ができるよう、子育てしながら従事できる職場環境の整備や経営者への意識啓発、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

【課題4】 地域における子育ての支援

少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の交流の機会が減少するなかで、子育て家庭が悩みや不安を抱えて地域から孤立することがないよう、身近な場所で親子や子ども同士が気軽に交流し、子育てについて相談できる場が必要です。

実態調査によると、子育てに関わる相談先として、「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合が高くなっており、今後公的な専門機関や専門職等の周知を図るとともに、相談割合の低い専門機関(自治体の担当窓口、子育て支援施設や保健所・保健センター等)の相談窓口の機能強化を進める必要があります。

また、地域の人材を活用した交流、子育て支援に取り組む団体や機関、行政などの組織間のネットワーク強化等による地域全体での子育て支援が求められています。

【課題5】 子育てを支援する安心・安全な環境づくり

子どもが交通事故や犯罪等に巻き込まれたりするなど、子どもを取り巻く社会環境に不安を抱く保護者が多くいることから、子育てを支援する生活環境や安全なまちにすることが求められています。

子育て家庭が安全・安心に生活するために、地域でのまちづくり推進をはじめとして、子どもの視点に立った、生活環境の整備、防犯、交通安全体制の確保が必要です。

【課題6】 さまざまな事情を抱える家庭への支援

核家族化が進み、子育てに悩みを抱える養育者の不安が増加するなか、本市では、支援を必要とする児童の虐待防止、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等に取り組んできました。新たな課題として、子どもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

また、多文化な子育て環境を有する外国人子育て家庭が、定住化する日本の地域社会や保育所・幼稚園等で、安心して子育て・子育てができるよう、相談・支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、近年の医療技術の進歩等を背景に医療的ケアを必要とする障がい児が増えていることから、本市でも医療的ケア児の実態把握や支援体制の構築を目指し、医療的ケア児を取り巻く課題解決に向けた協議を行う必要があります。



第3章
計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

前期計画までの事業との一貫性という意味から、これまで基本理念としてきた「湯けむりとぬくもりのなかで、子育てしやすいと実感できるまち」を、本計画においても継承します。

少子高齢化社会にあって、本市の次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、生き生きと育つことは、市民すべての願いです。別府で育つ子どもたちが、地域の人々の温かいぬくもりにつつまれて、子育てがしやすいと実感できるまちを目指します。

子ども・子育て支援については、こどもの誕生前からライフステージ別の時期それぞれにおいて、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育環境を確保し、「こどもの最善の利益」が実現され、将来にわたり幸せに生活できる「こどもまんなか社会」を目指します。

また、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう、さまざまな方面からの支援について、連携した体制で社会全体として取り組むことが必要です。

こどもひとりひとりの権利を尊重し、次代を担う全てのこどもと子育て当事者が喜びや生きがいを感じるができるように配慮してこの計画を推進します。

基本理念

『湯けむりとぬくもりのなかで、
子育てしやすいと実感できるまち』

<本計画の根拠となる法の基本理念>

【子ども・子育て支援法】

第2条(基本理念)

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

【次世代育成支援対策推進法】

第3条(基本理念)

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

2 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、次の5つを基本方針として、子ども・子育て支援施策を組み立てて推進します。

基本方針1 すべてのこどもが希望を持ち、健やかに成長できるこどもまんなか社会への取組

こどもの育ちを支えるため、次代を担うすべてのこどもに、良質かつ適切な教育・保育環境を確保し、それぞれの発達段階において生き生きと、自らの力を十分に発揮し、すこやかに成長することができる環境づくりが図られ、幸せな状態で生活することができる社会を進めます。

基本方針2 子ども・子育てにやさしい社会のための意識改革

自らの主体的な選択により、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に対応できるよう環境を整えていくことが重要であり、ワーク・ライフ・バランスの推進における制度や環境の整備等、行政や企業等、社会全体において、意識啓発、社会的気運の形成に取り組んでいけるよう努めます。

基本方針3 地域における包括的な支援体制のまちづくり

地域や社会全体で子育て家庭を支えるため、行政をはじめ、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子育てやこどもの成長を見守り、互いに協力し支え合うことのできる体制づくりを進めます。

基本方針4 子育てに係る必要な手続き等や負担軽減のための情報発信

子育てを支えるための整備や環境を十分に形成した場合においても、いまだ手続きをすることができない、またはそのサービスを知らないことにより受けられない支援がないよう、子育て当事者に対しあらゆる手段やネットワークを通じて常に新しい情報発信ができるよう、さまざまな方法で周知し、利用していただくための努力をしていきます。

基本方針5 個人を尊重し、権利を保障した共生社会を実現するための環境づくり

ひとりひとりの個性や多様性が尊重され、それぞれに置かれている環境等にかかわらず、その権利が保障され、困難な状況にあるこどもや家庭を誰ひとり取り残さず、支援や配慮ができる社会となるよう努めます。

本計画では、基本理念や基本方針を踏まえ、次の頁に基本目標6つを掲げ、体系的に子ども・子育て支援事業計画を推進するための施策を展開していきます。

3 計画の施策体系

基本理念	基本方針	基本目標	施策目標
『湯けむりとぬくもりのなかで、子育てしやすくと実感できるまち』	1 2 3 4 5 す子どもが希望を持ち、社会の成長できることもまんなか社会への取組 地域における子育ての意識改革 子育てを支援する安心・安全な環境づくり 個人を尊重し、権利を保障した共生社会を実現するための情報発信	1 こどもの心身の健やかな成長に資する教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①質の高い幼児教育・保育の充実 ②保育サービスの充実 ③こどもに生きる力を育む学校(園)づくりの推進 ④家庭や地域の教育力の向上 ⑤学校に行きづらさを感じる児童生徒に対する取組の充実 ⑥スポーツ・文化活動を通じた健全育成 ⑦児童生徒における国際理解の推進
		2 親と子の健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ①親と子の健康の確保 ②食育の推進 ③思春期保健対策の充実 ④小児医療の充実
		3 子育てにおけるワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 ②仕事と子育ての両立の推進 ③経営者への意識啓発活動
		4 地域における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> ①地域における子育て支援サービスの充実 ②子育て支援のネットワークづくり ③児童の健全育成
		5 子育てを支援する安心・安全な環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①安心して外出できる道路交通環境の整備 ②こどもの交通安全を確保するための活動の推進 ③こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
		6 さまざまな事情を抱える家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ①要保護・要支援児童及びその家庭における支援の取り組み ②ひとり親家庭等の自立支援の推進 ③障がい児施策の充実 ④こどもの貧困対策について ⑤外国人子育て家庭への支援 ⑥医療的ケア児への支援に向けた取り組み ⑦ヤングケアラーへの支援に向けた取り組み



第4章
計画を推進するための施策の展開



第4章 計画を推進するための施策の展開

【基本目標】1 こどもの心身の健やかな成長に資する教育・保育の充実

- 施策目標① 質の高い幼児教育・保育の充実
- ② 保育サービスの充実
 - ③ こどもに生きる力を育む学校(園)づくりの推進
 - ④ 家庭や地域の教育力の向上
 - ⑤ 学校に行きづらさを感じる児童生徒に対する取組の充実
 - ⑥ スポーツ・文化活動を通じた健全育成
 - ⑦ 児童生徒における国際理解の推進

施策目標①

質の高い幼児教育・保育の充実

【現状と課題等】

近年、人口減少や少子高齢化による家族形態の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。「子ども・子育て支援新制度」の開始や「幼児教育・保育無償化」の実施等、就学前教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとして再認識されています。

こどもやその保護者を中心に据え、就学前教育・保育の質と量を確保し、子育て支援の充実を図るため、様々な課題を全市的な目線で解決することが急務となっています。

【施策の展開】

施策 1. 就学前教育・保育振興プログラムの策定

本市では 2020(令和2)年10月から 2021(令和3)年6月まで質の高い就学前教育・保育の総合的な提供を推進することを目的とした「別府市就学前の子どもに関する教育等協議会」(以下、「協議会」という。)を設置し、2021(令和3)年6月に報告書(以下、「報告書」という。)が提出されました。報告書では「各幼児教育・保育施設の特徴を生かした役割分担が求められる」、「施設種や設置者を超えて各幼児教育・保育施設の連携が深まり、別府市全体の就学前教育等の質の向上につながっていくことを望む」との記述があります。

以上を踏まえ、本市の目指す方向性を就学前教育・保育施設、小学校、家庭、地域、行政にお

いて共有し、質の向上を図るとともに、市立幼稚園の役割や取組を明確にすることを目的として、「別府市就学前教育・保育振興プログラム(以下、「振興プログラム」という。)を2023(令和5)年6月に策定しました。

「振興プログラム」の計画期間は、2029(令和11)年度までを第1期とし、要領・指針(幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・要領)が改訂された時等には、必要に応じて見直しを行います。

■就学前教育・保育振興プログラムの概要

【重点的取組①】充実した就学前教育・保育の提供	
個別目標	<p>幼児期の遊びや生活を充実させ、「遊びを通じた学び」を保障し、「幼児教育において育みたい資質・能力」を伸ばします。</p> <p>(1)『生きる力の基礎』を育む教育・保育の充実</p> <p>(2)PDCAサイクル確立による、教育・保育の質の向上</p>
【重点的取組②】特別な支援が必要なこどもに対する支援の充実	
個別目標	<p>特別な支援が必要なこどもに対し、効果的で専門的な支援の充実を図ります。</p> <p>(1)園内支援体制の確立・充実</p> <p>(2)関係機関や学校との連携の推進</p>
【重点的取組③】保育者の資質向上	
個別目標	<p>保育者の資質及び専門性の向上を図り、教育・保育の質の向上につなげます。</p> <p>(1)指導主事及び幼児教育アドバイザーの配置</p> <p>(2)園内研修の充実</p> <p>(3)園外研修による専門性の向上</p>
【重点的取組④】円滑な接続に向けた取組の推進	
個別目標	<p>幼保小の連携・接続の充実を図り、『幼児期の学び』を小学校につなげます。</p> <p>(1)幼児教育・保育施設と、小学校との連携の強化</p> <p>(2)行政支援の充実</p>
【重点的取組⑤】子育て支援の充実	
個別目標	<p>多様化する保護者ニーズに応えるため、教育・保育環境の充実を図ります。</p> <p>(1)各幼児教育・保育施設による地域におけるセンター的役割の推進</p> <p>(2)幼稚園や認定こども園における預かり保育(一時預かり事業)の充実</p>

施策2. 就学前教育・保育ビジョンの策定

協議会から提出された報告書では、「市立幼稚園の適正配置、複数年保育一部導入の検討」、「認定こども園の普及促進の考え方を明示し政策的に取り組む必要性」との記述があります。

報告書を踏まえ、「振興プログラム」で目指す教育・保育内容の実現及び就学前教育・保育の質と量の確保につなげることを目的とし、「別府市就学前教育・保育ビジョン(以下、「ビジョン」という。)を2024(令和6)年3月に策定しました。

「ビジョン」の計画期間は2026(令和8)年度末までとし、2027(令和9)年度以降は教育・保育ニーズの変化等を鑑みながら策定を検討します。

■就学前教育・保育ビジョンの概要

ア)市立幼稚園について

(1)市立幼稚園の役割

- 幼稚園教育要領に基づいた幼稚園教育の実践
- 特別な支援や配慮が必要な子どもやその保護者への支援
- 幼保小連携においての、中核的・コーディネーター的役割

(2)1園あたりの学級数及び1学級あたりの園児数

- 5歳児学級においては、1学級あたりの上限人数は、現行どおり30人(下限は15人程度)
- 1園あたりの学級数は2学級以上が望ましい。

(3)市立幼稚園の保育年限について

- 市立幼稚園2園で複数年保育(2年保育)を試行的に実施
- 4歳児における1学級あたりの上限人数は25人(1園あたり1学級)

(4)運営組織体制の充実と適正配置

各幼稚園の正規教員数を複数配置し、運営組織体制を維持するために、現在14園ある市立幼稚園を半数程に集約し、中学校区ごとの望ましい就学前教育・保育施設の配置を示す。

イ)市立保育所について

(1)市立保育所の役割

- 国から示される指針等を踏まえた上で、保育を特に率先して実践
- 配慮を要する子ども等への支援
- 小学校へのスムーズな就学に向けた幼稚園や保育所(園)との連携
- 子どもに関する身近な相談の場等、地域の子育て支援の拠点としての機能
- 大規模災害時等に、被害を受けた幼稚園や保育所(園)を利用することもを応急的に預かる機能

(2)市立保育所の今後について

- 核家族化や就労形態の変化等により多様化する保育ニーズに対応するとともに、市立保育所の機能を強化していく必要がある。
- 職員の更なる資質向上や、特別な配慮の必要なこどもの支援など、市の全体の包括的な保育・子育てサービス拠点としての機能の強化を進める。
- 保育サービスの「質」と「量」を確保しつつ、子どもたちの保育所での生活がより有益になるよう、本市を取り巻く諸状況や社会情勢の変化に対しても柔軟に対応していくことが必要である。

ウ)認定こども園の整備について

本市の認定こども園の施設数は3施設(市立0、私立3)、幼稚園は19施設(市立14、私立5)、保育所が30施設(市立3、私立27)です(2024(令和6)年4月1日時点)。

認定こども園は教育・保育施設の約5.7%であり、他市に比べるととても低い割合となっています。子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、認定こども園の教育・保育の一体的な運営の推進を図ることが必要です。

認定こども園移行に向けての事業者支援として、制度説明のための説明会の開催、本市独自の認定こども園移行補助金(ビジョン計画期間内)の支給を検討します。

また、認定こども園の良さを広く保護者に周知する必要があると考えられ、周知を強化していきます。

エ)各中学校区における就学前教育・保育施設の配置について

◆ 就学前教育・保育施設全体年次計画

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
計画の期間	第2期子ども・子育て支援事業計画		第3期子ども・子育て支援事業計画		
	就学前教育・保育ビジョン				
市立幼稚園	14園(定員795人)		11園(定員645人)	7園(定員455人)	
市立保育所	3園(定員240人)				
私立幼稚園	5園(定員520人)	5園(定員等は子ども・子育て支援事業計画にて調整)			
私立保育所	27園(定員2084人)	27園(定員等は子ども・子育て支援事業計画にて調整)			
認定こども園	3園(定員430人)		3園以上(目標値)(定員等は子ども・子育て支援事業計画にて調整)		

※1. 令和7年度以降の私立幼稚園・私立保育所・認定こども園の定員等については、子ども・子育て支援事業計画にて調整

※2. 令和7年度以降の認定こども園数は目標値。民間施設(私立幼稚園・私立保育所)で認定こども園に移行があれば、認定こども園として随時移行

◆市立幼稚園年次計画

中学校区名	施設名	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
青山	鶴見幼稚園 (長時間預かり保育実施園)	→		
	南立石幼稚園	令和8年度末に閉園	閉園	
中部	境川幼稚園 (長時間預かり保育実施園)	→		
	緑丘幼稚園 (※実相寺は鶴見台中学校区)	令和8年度末に閉園	閉園	
	べっぷ幼稚園	令和7年度末に閉園	閉園	
鶴見台	石垣幼稚園 (長時間預かり保育実施園)	→		
	春木川幼稚園	令和8年度末に閉園	閉園	
朝日	朝日幼稚園 (長時間預かり保育実施園)	→		
	大平山幼稚園	令和7年度末に閉園	閉園	
北部	上人幼稚園 (長時間預かり保育実施園※) (※令和7年度から実施)	→		
	亀川幼稚園	令和8年度末に閉園	閉園	
別府西	山の手幼稚園 (長時間預かり保育実施園)	→		
	南幼稚園	令和7年度末に閉園	閉園	
東山	東山幼稚園	→		

施策3. 幼稚園・保育所・小学校の連携

- ア) 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続ができるよう、各幼児教育・保育施設の園児が入学する小学校と、こどもの成長や発達に応じた教育内容についての研修や理解を深めながら、日常的に各小学校と連携を図ります。
- イ) 別府市幼保小連携推進協議会にて、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校の関係者が保育や教育の内容について共通理解を図ります。

施策4. 幼稚園教諭等の資質向上

- ア) 幼児教育に専門性のある指導主事を今後も配置し、教職員への指導の充実に努めます。
- イ) 各種研修会を実施し、生涯に渡る人格形成の基礎を培う幼児教育の充実に努めるとともに、教職員の資質向上を図ります。

施策5. 地域との連携

- ア) 未就園の親子に体験保育を実施し、遊びの場の提供をしたり、子育て相談に応じたりするなどし、地域における子育て支援センターとしての役割を果たすように努めます。
- イ) 地域の人との交流や幼稚園・保育所・認定こども園どうしの交流の機会を設け、希薄になりつつある地域での交流を実施し、触れ合いを通じた豊かな経験を得られるように努めます。



施策目標②

保育サービスの充実

【現状と課題等】

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、共働き家庭は増加し続けており、保育のニーズも多様化しています。今回実施した実態調査では、『就学前の母親で希望よりも早く復帰した方』の理由として「希望する保育所に入るため」が52.5%と最も高くなっており、前回の調査時に高かった理由の「経済的な理由で早く復帰する必要があるから」を上回っております。このことから、多くの女性が職場復帰後の安心した子育てサービスを利用できる環境が求められていることがうかがえます。

そこで、こどもの幸せを第一に考えるとともに、サービス利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、保護者が利用を希望する時期から、質の高い保育を提供できる環境を整えることを目標とし、保育量の確保を図ります。

また、育児休業期間満了時から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を推進します。今後とも待機児童を発生させないだけでなく、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるように、育児と仕事の両立を支援し、安心して子育てをすることができるために延長保育、一時預かり、病児保育、乳児保育、障がい児保育、休日保育などニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

【施策の展開】

施策 1. 通常保育の充実

- ア) 0歳児については、女性の労働状況の変化や核家族化により、保育の受け皿の拡充が求められています。特に育児休業後の復職に伴う0歳児の保育量の確保が必要です。本市では、認可保育所のほぼ全園において定員を超えて受け入れを実施しており、増加傾向にある保育ニーズに応じた適正規模の定員となるよう、入所定員の増加等を図ります。

「通常保育」の概要と実績					
保護者の就労や病気などの理由で、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって通常保育時間（7時～18時）に保育します。					
（子育て支援課）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
私立施設数	30か所	30か所	30か所	30か所	30か所
定員	2,533人	2,561人	2,584人	2,574人	2,574人
利用児童数	2,541人	2,528人	2,463人	2,459人	2,388人

施策2. 延長保育の充実

- ア) 女性の就労時間の長時間化などにより、今後利用者数のさらなる増加が見込まれるため、延長保育の充実を図ります。

「延長保育」の概要と実績					
保護者が仕事等の都合により、通常の保育時間を越えて保育所で子どもを預かってほしい場合に、時間を延長して保育を行います。					
(子育て支援課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
私立施設数	30か所	30か所	30か所	30か所	30か所
利用児童数	1,360人	1,205人	1,438人	1,332人	1,287人

施策3. 一時預かり事業の拡充

- ア) 保育所等に入所していない児童を対象に、保護者の短期の勤務や、けがや病気等の緊急な理由により家庭での保育ができなくなったとき、また育児疲れを解消したいときに一時的に児童を預かり安心して子育てできる環境を整備します。

「一時預かり事業」の概要と実績					
保育所等に入所していない児童を対象に、保護者の病気や急な仕事やリフレッシュ等の一時的な保育ニーズに対応するため、保育を行います。					
(子育て支援課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	5か所	4か所	4か所	4か所	8か所
利用児童数	2,213人	1,212人	1,179人	1,271人	1,402人

施策4. 休日保育の充実

- ア) 日曜・祝日などに保護者の就労等で保育が必要な児童に対し保育を行い、児童福祉の向上を図るとともに、安心して働ける社会の実現に寄与します。

「休日保育」の概要と実績					
日曜・祝日などに勤務や用事のある保護者のために、保育所入所児童を対象に保育を実施します。					
(子育て支援課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
利用児童数	1,013人	712人	550人	433人	452人

施策5. 病児保育の確保

- ア) 病気の回復期に至らないが、当面の急変が認められない場合の保育及び看護について、就労等で仕事を休めない保護者に代わり、病児保育で受け入れることで、保護者の就労支援に寄与します。事業の周知を強化し、より安心して子育てと仕事の両立が図られるように努めます。

「病児保育」の概要と実績					
小学校6年生までの児童が病気または回復期にあつて、集団での生活が困難な期間、一時的に専用施設で保育及び看護を行います。					
(子育て支援課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所
利用児童数	1,261人	446人	634人	238人	1,144人

施策6. 乳児保育の受け入れ促進

- ア) 女性の労働状況の変化や核家族化により、乳児の保育ニーズが高まっています。本市では認可保育所全園で乳児保育(概ね6か月から)を実施します。
- イ) 児童の状態により、6か月未満児の受け入れが可能です。(11園で実施)
- ウ) 乳児保育拡大に伴い、看護師又は保健師の配置等の検討が必要です。

「乳児保育」の概要と実績					
保護者の産休・育休明けに伴う職場復帰により、保育に欠ける乳児の健全な発育を目的として保育を行います。					
(子育て支援課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	33か所	33か所	33か所	33か所	33か所



施策7. 障がい児保育の充実

- ア) 障がい児の保育ニーズが増加しているなか、障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童を可能な限り保育所で受入れます。認可保育所全園で実施します。

「障がい児保育」の概要と実績					
障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童の保育を行います。					
(子育て支援課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	33か所	33か所	33か所	33か所	33か所
利用児童数	42人	55人	48人	55人	103人

※特別児童扶養手当・障害者手帳取得に関わらず、障がいのある児童数

施策8. 保育に伴う経済的負担の軽減

- ア) 2019(令和元)年10月から幼児教育無償化制度が開始されたことにより、認可保育所・認定こども園・幼稚園を利用している3歳未満の非課税世帯のこども及び3歳以上のこどもは、保育料が無償化されました。(特例を除き、給食費や副食費は保護者負担となります。)

また、利用しているサービスの種類によって、無償化の対象となる要件が異なりますが、幼稚園(未移行)の保育料、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センターの利用料についても、限度額の範囲内で無償化の対象となりました。(無償化の認定手続きなどが必要です。)

- イ) 同一世帯から2人以上の児童が、認可保育所(園)・幼稚園等に入所している場合やひとり親・障がい者世帯の児童が、認可保育所(園)・幼稚園等に入所している場合に、保育料を減額する制度があります。

大分にこここ保育支援事業により、2019(令和元)年10月から戸籍上の第2子以降の3歳未満児は利用者負担額が無料となりました。

- ウ) 保育所等を利用する3歳以上児の保護者を対象に、給食費負担軽減事業を実施しております。中学校3年生までの兄弟で1人目及び2人目のこどもの給食費を半額(上限2,250円)、3人目以降のこどもの給食費を全額補助(上限4,500円)しております。

施策9. 認可外保育施設への助成

- ア) 認可外保育施設に入所する乳幼児を、安全かつ健全な保育環境のもと、心身ともに健やかに育成するため、必要条件に適合した認可外保育施設へ助成金を交付します。また、適合状況の確認を強化し、保育環境の充実を図ります。

【現状と課題等】

本市では、こどもに「生きる力」を育むために、「生きる力を育む幼稚園、小・中学校教育の充実」という指導方針を策定し、重点的取組として「確かな学力の育成」「いじめ・不登校の未然防止と適切な支援」「体力の向上」を掲げています。

学力の育成に向けては、学力向上プランに基づいた PDCA サイクルの確立と組織的な取組の推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでいます。いじめ・不登校の未然防止と適切な支援については、「認め合える集団づくり」の推進、教育相談コーディネーターを中核とした教育相談体制の構築に取り組んでいます。

こども一人一人に「生きる力」を育むために、教育の充実を図るとともに、学校と家庭、地域が協働した取組を推進していきます。

【施策の展開】

施策1. 開かれた学校(園)づくり

- ア) 学校(園)の教育活動及び学習・生活面に関するこどもの現状を積極的に情報提供するとともに、授業(保育)公開を継続して行います。
- イ) 学校運営協議会(学校評価委員会、学力向上会議を含む)を開催し、保護者や地域と協働して学校の教育活動の充実を図ります。

施策2. 「主体的・対話的で深い学び」を創造する授業の推進

- ア) 校内研究による授業公開、別府市教育課程研究協議会における授業研究、各種主任会・研修会での指導や助言により授業力の向上を図ります。

施策3. 知識・技能の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成

- ア) 別府市学力調査(小学校3～6年、中学校1～2年)、大分県学力定着状況調査(小学校5年生と中学校2年生)及び全国学力・学習状況調査(小学校6年生と中学校3年生)等から、各学校において児童生徒の学力等の実態を把握し、苦手とする分野や求められる能力を育成するための学力向上プラン及び授業改善の5点セットを作成したうえで、計画に基づいた取組を確実に実施します。

【現状と課題等】

未来の地域社会の創り手となるこどもたちは、「社会の宝、国の宝」として、その発達を保証し社会全体で育てていく積極的な活動が求められています。

しかし、学校でのいじめ、不登校の問題、地域での青少年による犯罪、そして家庭内の児童虐待といった問題は未だに深刻さを増しており、教育に対する期待と信頼を難しくしています。また、こうした問題の背景として、少子化、核家族化、都市化、情報化等の経済社会の変化や地域つながりの希薄化などが進み、地域社会や家庭の「教育力」が低下しているという問題は依然、解消されていません。加えて、新たな課題として、こどもたちのスマートデバイス依存や、パンデミックによる社会的な制約からくるストレス等が今なお影響していると見られます。

このような社会的課題やこどもたち自身に関連する課題を一層深く理解し、より効果的な解決策を模索することが求められています。思考力、創造性、対人スキルを持つ心豊かでたくましいこどもたちの成長のため、教育環境の全てを包括するような視点が必要であり、学校、地域、家庭を含む社会全体での取り組みをより一層強化していくことが必要です。

【施策の展開】

施策1. 別府市青少年育成市民会議リーダー研修会の開催

ア) 青少年育成に係る団体(校(地)区青少年育成協議会等)の指導者が、こどもの健全育成のための地域活動の活性化を目的にリーダー研修会を実施します。

施策2. 家庭教育の支援

ア) 子育て世代の保護者やこどもたちの活動に関わる人たちを対象に、家庭教育に関わる今日的な課題解決のための学習機会を提供していきます。

「子育て応援講座」を年8回実施し、PTA活動や地域におけるリーダーの育成等、こどもたちの豊かな育ちにつながるため、地域みんなで子育てをすることを目指します。

イ) 地域住民の参画を促し、家庭教育に関する学習機会の提供や保護者への相談対応、情報提供等を行う家庭教育支援のネットワークを組織し、地域全体で家庭教育を支援することをおして地域の教育力を高めるとともに、家庭における教育力を高めていくことを目指します。

中学校区ごとに、保護者、地域住民が集い、共に学び、つながる機会を自らが企画運営して支援しようとする機運を醸成するため、自分たちの住む町べっぷの子育て環境等について学習する「べっぷ子育て Labo」を実施しています。

【現状と課題等】

文部科学省の調査では、「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にある(ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く。)ことをいいます。そのような状況の児童生徒には、スクールカウンセラー配置事業(県)や教員研修等により、教育相談を担当する教員(教育相談コーディネーター)を中心に、学校が組織的に対応できるようになってきましたが、ひきこもり等の児童生徒への対応や別室指導による個別の支援を一層充実する必要があります。

本市では、取り組みの柱として、学校に行きづらさを感じる児童生徒を生み出さない学校づくりのための校内の指導・支援体制づくりの充実や、学校に行きづらさを感じる児童生徒の早期発見・早期対応の充実及び児童生徒の状態に応じた段階的な支援を通し、学校復帰及び社会的な自立に向けた支援の充実を行います。

【施策の展開】

施策1. 校内の指導・支援体制づくりの充実

ア) 生徒指導研究会、小学校生活指導主任会、中学校生徒指導主事会、県配置のスクールカウンセラーとの連絡会議、教育相談コーディネーター会議を開催し、市内の学校に行きづらさを感じる児童生徒の実態を把握するとともに、各学校での相談・指導・支援体制づくりのあり方や、効果的な取り組みについての研修を行います。

また、各学校で不登校対策委員会、校内研修会を実施して、学校に行きづらさを感じる児童生徒に対しての校内の相談・指導・支援体制づくりに努めます。

イ) 指導主事や心理相談員(公認心理師・臨床心理士)、スクールソーシャルワーカー等による訪問相談及びケース会議を小・中学校で実施し、学校に行きづらさを感じる児童生徒の早期発見・早期対応に向けた相談・支援体制の整備に努めます。

施策2. 学校に行きづらさを感じる児童生徒の早期発見・早期対応

ア) 月7日以上欠席のある児童生徒の実態把握と状況分析を行い、「別府市欠席児童生徒支援体制マニュアル」をもとに学校と連携して学校に行きづらさを感じる児童生徒の早期発見・早期対応に努めます。また、県により配置された地域児童生徒支援コーディネーターを活用し、各種会議・研修会等において学校に行きづらさを感じる児童生徒の未然防止、支援の在り方等を各学校に還元する取り組みを行います。

イ) 小学校第6学年における学校に行きづらさを感じる児童について、中学校入学後のきめ細やかな指導、支援に活用することを目的に「児童生徒支援シート」を作成します。

- ウ) スクールソーシャルワーカーを教育相談センターに配置し、家庭訪問・保護者面談・ケース会議開催等を行い、関係機関につなぐことで、児童生徒の置かれている環境の改善に努めます。

施策3. 学校に行きづらさを感じる児童生徒への支援

- ア) 教育支援室「ふれあいルーム」で個に応じた学習支援や体験活動等及び児童生徒と保護者、学校関係者の「ふれあいルーム」訪問等を通じ、家庭、学校と連携した「ふれあいルーム」の運営を行うことで、通級児童生徒の学校復帰及び社会的自立に向けた支援を行います。
- イ) 全ての小中学校に配置しているスクールカウンセラー及び教育相談センターに配置している心理相談員、スクールソーシャルワーカーによる専門的な教育相談活動を行います。
- ウ) 「別府市家庭訪問型アウトリーチ支援事業」において、学校に行きづらさを感じる児童生徒の家庭に対して、学校と関係機関が連携しながら、家庭教育支援を行うことにより、児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。
- エ) 2022(令和4)年度から、市内中学校6校に登校支援員を配置し、学校に行きづらさ、教室に入りづらさを感じている生徒が安心して過ごすことができる学校の「居場所」として、登校支援室(ルーム)を設置します。

■「ふれあいルーム」の紹介

別府市教育相談センターでは、学校に行きづらさを感じる児童生徒を対象に「ふれあいルーム」を運営しています。

「ふれあいルーム」では、自主活動や体験学習を取り入れた集団活動、カウンセリングなどを通して、集団への適応力を高め、集団(学校)への復帰及び社会的自立に向けた支援を行っています。また、外出することが困難な児童生徒には、居場所の一つとして、バーチャル教育空間「メタバースふれあいルーム」を用意し、アバターを介して、他者と関わり社会性を育み、自己肯定感の向上を図ります。

■「ふれあいルーム」の方針

- こどもたちの心の居場所を保障します。
- 「主体的な活動」を通し、自立を支援します。
- 集団活動の楽しさを味わわせ、集団への適応力を高めます。
- カウンセリングを行い、自分自身を見つめ直すとともに自我の確立が図れるよう支援します。
- 学校・家庭・専門機関との連携をはかり、集団(学校)への復帰を支援します。

【現状と課題等】

2011年に制定されたスポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利である」と定められています。幼児期から高齢期まで各ライフステージにおいて、適性及び健康状態に応じてスポーツを行うことは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠です。本市でのスポーツに係る取り組みとしては、別府市中学校体育連盟に対して市内大会の運営及び県大会・九州大会・全国大会への出場費の補助をしていますが、生徒減少に伴う教員の配置数の減少と運動部活動種目の増加により指導者不足が課題となっています。そのため、市内中学校へ「部活動支援員」「地域指導員」を配置し、競技力・指導力の向上を図ります。

一方、芸術や文化活動も、こどもが心身ともに健やかに成長していくために必要です。こどもたちが素晴らしい文化にふれる機会があれば、心豊かに生活することができ、潤いとゆとりがもたらされることが期待できます。また、本市では別府アルゲリッチ音楽祭や別府市民フィルハーモニア管弦楽団の演奏会、音泉タウン音楽会などが行われており、日常に音楽が溢れる街づくりを目指しています。今後もさまざまな機会を通じて、こどもの情操や社会性を育てる活動を推進していくことが大切です。

【施策の展開】

施策1. 中学校体育連盟補助事業の推進

- ア) スポーツ活動を通して中学生の健全な育成を目指す中学校体育連盟(市内公立中学校 7校と私立中学校、特別支援学校各 1校が加盟)に対して、大会運営費や大会出場費を補助します。

施策2. 中学校運動部活動の推進

- ア) 2019(令和元)年度から、市内 7校の公立中学校に対して、「部活動指導員」を派遣し、2022(令和4)年度から、「地域指導員」を派遣しています。部活動指導員の派遣により教職員の負担軽減と専門的指導による部活動の質的向上を図ります。

また、生徒数の減少等により単一学校では部活動が成り立たなくなっている現状を踏まえ、大分県教育委員会、市内各中学校と連携し、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する「拠点型方式の運動部活動」を設置しています。

施策3. キッズスポーツ体験教室の実施と啓発

- ア) 児童の体力・運動能力の向上を目指し、身体を動かす楽しさが体感できるよう、キッズスポーツ体験教室を実施します。今後も児童が継続的に運動に親しむ習慣を確立するために、別府市スポーツ協会加盟の各競技部と連携を図り、複数の教室を開催します。

施策4. 芸術・文化活動の推進

- ア) 別府アルゲリッチ音楽祭、別府市民フィルハーモニア管弦楽団演奏会などの音楽・美術・伝統芸能などを通し、こどもの情操教育の活動を推進します。
- イ) 文化財愛護少年団を支援するとともに、文化財保護の啓発活動により、こどもたちの健全育成と文化財愛護精神の高揚に努めます。
- ウ) 文化活動育成事業として学生団体等を対象に補助します。また、市報により広報に努めます。



【現状と課題等】

2023(令和5)年5月1日現在における、大分県の外国人留学生数は3,330人(前年度3,050人、9.2%増)となっており、人口10万人当たりの留学生数では、京都府、東京都に続き全国3位(前年度も3位)となっています。(京都府:514.9人、東京都:337.4人、大分県:303.8人)(引用元:2023年度外国人留学生在籍状況調査結果(日本学生支援機構)に基づく大分県調べ)

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために講じられた水際対策が緩和され、国は再び外国人の受け入れを拡大する政策を強化しており、増加傾向となっています。

本市においては、人口に対する留学生居住者の比率が全国の自治体の中でトップクラスとなっており、2024(令和6)年5月1日現在における市内の大学に在籍する留学生は、3,323人で人口(112,625人)に占める割合は2.95%となっています。

こうした中、外国人と市民が国籍と文化の違いを超えて、お互いが理解しあえる共生のまちとして発展していくためには、こどもの時から異なる文化や価値観に触れることにより、自らの個性を伸ばし、国際感覚を養う必要があります。

【施策の展開】

施策1. 幼児・児童生徒における国際理解の推進

- ア) 留学生を各小・中学校に講師として派遣し、外国の文化や習慣に直接触れることにより異文化の理解を深め、外国人との相互理解及び国際交流の推進を図ります。
- イ) 多文化共生の身近な講師である留学生を講師とする国際理解教室を開催し、各国の文化、風習、留学生個々の考え方等に触れる多文化体験を通して、国籍や文化の違いを超えて相互理解を深め、こどもたちの異文化理解を深めるとともに、将来、グローバルに活躍する人材となるためのきっかけを作ります。

【基本目標】 2 親と子の健康の確保及び増進

- 施策目標① 親と子の健康の確保
- ② 食育の推進
 - ③ 思春期保健対策の充実
 - ④ 小児医療の充実

施策目標①

親と子の健康の確保

【現状と課題等】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導等の充実及び予防接種の体制整備等が必要です。特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の一層の充実が求められます。

また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等のこどもの事故予防のための啓発等を進めることが必要です。本市では、妊娠中から安心して過ごせるよう、妊産婦に対する相談事業として、産婦人科医・小児科医・保健師の連携による育児等保健指導事業（ペリネイタルビジット）を行っており、育児不安の軽減に成果をあげています。支援が必要なケースに対しては、早期から育児支援を開始できるように努めます。

【施策の展開】

施策1. 妊婦の健康確保・増進

- ア) 安全・安心な出産のため、母子健康手帳の交付時に妊婦健診受診票の使い方を説明し、妊婦健診の受診勧奨に努めます。
- イ) 母子健康手帳の交付時に、マタニティマークの周知を図り、妊婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止等、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。



マタニティマーク

施策2. 子育て支援ネットワークの充実

- ア) 大分県(行政)や、東部保健所及び市内産婦人科、小児科、保育所、幼稚園などの関係機関とのネットワークを形成し、保健・医療・福祉が一体となって、子育て家庭に対するきめ細かな情報提供やサービスを充実させます。また教育機関との連携も深められるよう努めます。

施策3. 育児不安軽減のための支援の充実

- ア) こどもや母親の健康を確保し、育児に対する正しい知識の普及や、「育児相談」「栄養相談」「子育て電話相談」などの機会を随時提供し、必要に応じて家庭訪問を実施します。
- イ) 育児等保健指導事業(ペリネイタルビジット)を実施し、産科・小児科・行政が連携して妊娠中から産後早期に継続して関わることで、育児に対する不安の軽減を図ります。また、支援が必要なケースに対しては、早期から育児支援を行います。
- ウ) こどもの発達や育児不安に対し「こどもの発達相談会」を実施し、言語聴覚士、保育士、作業療法士、心理職などの専門家による相談対応による母親の育児不安の軽減、こどもの早期療育開始に努めます。
- エ) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施し、乳児の発育発達と産婦の心身の健康状態の把握を行うとともに、母子保健事業や子育て支援事業の情報提供を併せて行います。
- また、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対しては、こども家庭センターによる連携した支援で適切な事業等へつなぎます。

「発達相談会」の概要と実績					
こどもの発達の遅れなどの悩みに対し、専門家による「こどもの発達相談会」を実施します。					
(こども家庭課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	289件	273件	275件	291件	308件

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の概要と実績					
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、情報提供や相談を行います。					
(こども家庭課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問延件数	671件	632件	679件	573件	590件

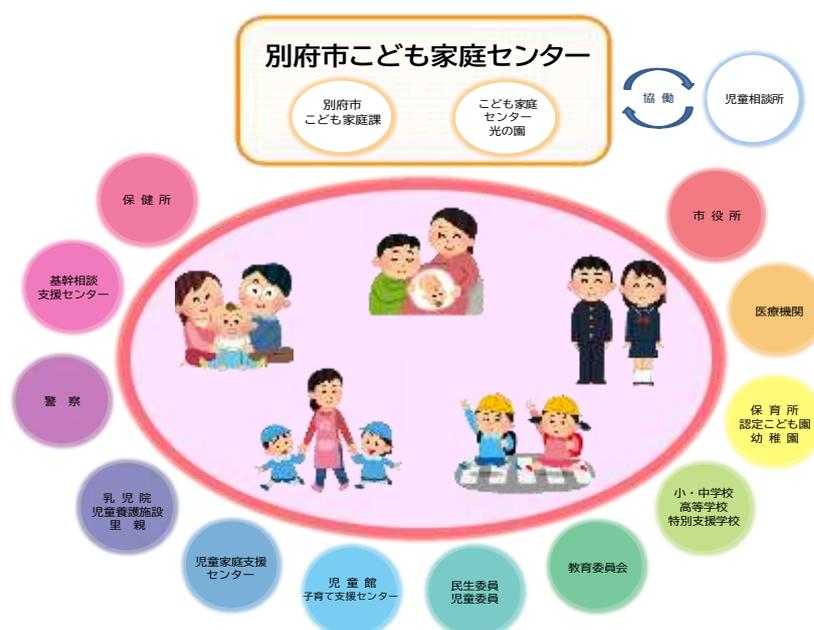
施策4. 乳幼児健康診査及び予防接種体制の整備

- ア) すべての乳幼児が適切な時期に健診や予防接種を受けられるように、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」等の場で、保護者へ情報提供を行います。
また、健診未受診者や予防接種未接種者へは受診及び接種の勧奨を行います。
- イ) 一貫した保健サービスを充実させるため、個人の健康診査受診状況等をデータベース化する健康管理システムを活用し、業務の簡素化及びさらなる保健サービスの充実に努めます。

「乳幼児健康診査」の概要と実績					
乳幼児の成長・発達に重要な月齢に健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見に努めるとともに、保健指導や相談を通じて育児支援を行います。					
(こども家庭課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1歳6か月健診受診率	98.3%	102.5%	92.1%	98.4%	96.6%
3歳児健診受診率	98.7%	95.0%	93.8%	93.7%	96.1%

施策5. 保健センターの活用

- ア) 令和5年4月、別府市保健センター内に妊娠期から子ども、子育て家庭の相談窓口として、母子保健と児童福祉の機能を一体化した「別府市こども家庭センター」を設置しました。
こども家庭センターでは、妊娠や出産、子ども・子育てに関する相談や、虐待や貧困、ヤングケアラーなどの困難を抱えた子どもに関する相談・情報をお受けしています。
また、その他の支援についてもご相談の内容に応じ、情報の提供、手続きのご案内や適切なサービス・支援機関などへおつなぎしていきます。



- イ) 夜間こども診療、口腔保健センターを併設しており、さらなる保健センターの利便性の向上に努めます。

施策6. かかりつけ医の普及・啓発

- ア) 保護者がかかりつけ医を選ぶ際の参考とするため、小児科マップ(外国語版有)を作成し、必要時配布しています。また、家庭訪問や乳幼児健診、育児相談等の機会にかかりつけ医を確認し、いない場合はその必要性を説明します。
- イ) 育児等保健指導事業(ペリネイタルビジット)を実施し、早期から、小児科医による育児に関する保健指導を受ける機会を提供することにより、かかりつけ医の確保を図るよう努めます。

施策7. 子ども医療費の助成

- ア) こどもの健康維持と経済的負担の軽減を目的として、未就学児・小中学生・高校生等の入院、通院、歯科、調剤などの医療費を助成します(市民税課税世帯の小中学生・高校生等は一部自己負担あり)。
- イ) 限度額適用認定証を利用することで、限度額を超える部分の支払いがなくなり経済的負担が軽減されるため、その利用の周知を図ります。

施策8. 不妊治療費の助成

- ア) こどもができない悩みをかかえている夫婦が、こどもを持てるような環境づくりを進めるため、不妊治療に要した経費について大分県が行う不妊治療費等助成事業を活用していただき、一部別府市でも負担金を支出し事業を促進しております。

施策9. 育成医療費の助成

- ア) 身体上の障がい・疾病を放置したら将来、障がいが残ると認められる児童に対する治療費を助成します。

施策10. 母子健康手帳の交付

- ア) 保健センター窓口で、保健師又は助産師が母子健康手帳の交付と妊娠・出産に伴う事柄の相談に対応することで、支援が必要な妊(産)婦の把握を行い、早期支援を行います。
- イ) 安心して出産を迎えられるよう、妊娠中の健康管理や育児に関するリーフレットの配布・説明を行います。

「母子健康手帳交付」の概要と実績					
妊娠の届出をした妊婦に対し、母子健康手帳を交付します。					
(こども家庭課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数	734件	730件	647件	633件	566件

【現状と課題等】

朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせ・肥満等に見られるような心と身体の問題が、子どもたちに生じている現状から、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが重要です。また、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、「食育基本法」や「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や、情報提供を進めるとともに、保育所や保健センターの調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や、こども参加型の取り組みを進めることも必要です。

さらに、低出生体重児の増加等を踏まえ、妊産婦等を対象とした食に関する情報提供を行い、「食育」の推進を図ります。

(※食育基本法：農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/>)でご覧いただけます。)

【施策の展開】

施策1. 食事の楽しさや大切さの普及・啓発活動の充実

- ア) 乳幼児健診や育児相談において、管理栄養士を配置し規則正しい食生活や栄養バランスの大切さ等を学ぶ機会を充実させ、正しい食習慣の定着を図ります。また、乳児の保護者が離乳食について学ぶ機会を提供します。
- イ) 公立保育所では「食育基本法」を踏まえて食育を保育の一環として位置づけ、年間計画を立て、施設長、保育士、調理員、管理栄養士、全職員が協力し、野菜の栽培やクッキング、行事食等、食育の取り組みを実施するとともに日々の保育所生活を通して食事のマナーや栄養バランス等必要な知識を習得できるよう支援していきます。また、友だちや職員と一緒に食べる楽しさや喜びを感じられる環境づくりに努め、誕生日会メニューや遠足気分を味わえる「弁当の日」も設けます。保護者に対しては保育所給食や食育への理解を深めてもらうため、給食試食会や給食現物の展示、食育だよりの配信等を行います。また、子育て支援センターでは、管理栄養士による離乳食教室や栄養相談会等を実施します。
- ウ) 公立保育所における食物アレルギー児への対応にあたっては、安全な給食提供環境を整備するとともに医師の診断による生活管理指導表にて、保育所と保護者の間で情報を共有し、除去食・代替食を提供するなどの食事管理を行います。

- エ)「別府市立学校における食育推進計画」は、小中学校の義務教育期間を主体として、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するなど食の自立に至るまでの基礎を身に付けることを目標とする計画で、各学校では、この計画を基に栄養教諭等と連携し、食に関する年間計画を作成します。また、家庭科や特別活動等の授業、保護者等を対象とした試食会、講演会、通信などを通じて、食に関する知識が深められるよう事業の推進に努めます。
- オ) 健康増進計画・食育推進計画「湯のまち別府健康21」の「食べる」(食育)の分野における事業の推進に努めます。



【現状と課題等】

全国的に思春期における性行動が変化してきており、10代の人工妊娠中絶の実施や性感染症が増加しています。薬物乱用、喫煙・飲酒の増加等の傾向が見られ、思春期の健康がむしばまれています。不登校、ひきこもり、思春期やせ症をはじめとする思春期特有の心の問題が顕在化してきています。

こうした中、本市では思春期の保健対策の一つとして、たばこやアルコール、薬物等の害から身体を守り、健康な生活を送ることができるように、関係機関の事業を活用しながら市内の全公立中学校で、学年の実態や生徒の発達段階等に応じて飲酒、喫煙、薬物等が身体に及ぼす害についての授業を開催します。

【施策の展開】

施策1. たばこ・アルコールの害から体を守る活動の推進

- ア) 家族の喫煙・飲酒などの家庭環境が、こどもが思春期に達した時に、そのこどもの喫煙・飲酒に大きな影響を与えることから、妊娠中から産後の時期を重視し、母子健康手帳交付、育児等保健指導事業(ペリネイタルビジット)、こんにちは赤ちゃん訪問事業等の場で、喫煙と飲酒の危険性について啓発を行います。
- イ) ケーブルテレビや市報等を活用し、喫煙が体に及ぼす害についての啓発を引き続き行います。
- ウ) 分煙の徹底を推進します。

施策2. たばこ・アルコール・薬物等の防止教室の実施

- ア) たばこやアルコール、薬物等が身体に及ぼす害について、正しい知識の普及と将来においての意思決定能力を養うため、公立中学校の生徒を対象に学校薬剤師、警察等に講師を依頼し、「薬物乱用防止教室」を開催します。
また、大分県教育委員会主催の研修会に教職員を派遣し、児童生徒への指導の充実を図ります。

施策3. 保健教育の推進

- ア) 思春期のこどもに、妊娠に関することや性感染症の問題など、各年齢に応じた保健教育・性教育を実施します。また、中学校3年生へ性感染症のパンフレットの配布をしています。

【現状と課題等】

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤として、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療については、県、近隣の市町及び関係機関との連携の下、積極的に取り組む必要があると考え、休日の日中は当番医による診療体制を整えています。

また、夜間については、毎日 19 時から 23 時までの診療を行う「夜間子ども診療」及び「夜間子ども薬局」を開設しております。

【施策の展開】

施策1. 休日・夜間の診療体制の整備

- ア) 現在は日曜・祝日の 9 時から 17 時まで「在宅当番医制」、年間を通じ 19 時から 23 時までは「夜間子ども診療」、また入院や手術が必要な小児患者には、小児第二次救急医療を実施しています。引き続き、体制の整備に努めます。
- イ) 看護師等が休日・夜間に、子どもの病気に関する電話相談に応じ、応急処置についての助言や、対応可能な最寄りの小児医療機関等の紹介をする「大分県子ども救急電話相談事業」について周知を図り、保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進します。
また、赤ちゃん訪問、育児相談や乳幼児健診にて配布する「子育て応援カレンダー」に情報を掲載し、周知に努めます。

「夜間子ども診療」の概要と実績					
安心して子育てすることのできる医療体制づくりの推進のため、乳児から中学生までの夜間の急病の診察を「夜間子ども診療」で行います。					
(健康推進課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	3,885人	1,798人	2,506人	2,269人	3,417人

施策2. 事故防止意識向上のための機会の充実

- ア) 乳幼児の事故予防について周知・啓発し、ホームページへの掲載や生後4か月までのこんにちは赤ちゃん訪問事業の際、小児救急ハンドブックを配布し、救急時の対応について知識の普及を図っています。

— 急な病気やけがのときは、下記にお問い合わせください —

『休日当番医』	
休日の急病の際に対応できるように、当番医を設けています。 毎月の市報、別府市公式ホームページに掲載しています。	
診療時間	9:00～17:00
問合先	健康推進課
	☎ 21-2188

『休日の歯の急患』	
別府口腔保健センターにて、土日・祝日の急病に対応しています。	
受付時間	(土) 13:00～16:30 (日・祝日) 9:00～16:30 ※11:30～13:00 は除く
場 所	別府口腔保健センター (別府市保健センター内)
	☎ 21-5657

『夜間こども診療』	
乳幼児から中学生までのお子さんが、夜間急病の際に対応しています。毎日診療が受けられます。	
診療日	毎日（日・祝日含む）
診療時間	19：00～23：00 ※受付は22：30まで
対象者	乳幼児から中学生まで
場 所	別府市保健センター内
問合先	別府市医師会
	☎ 26-4000

※「夜間こども薬局」も併設しています。

『大分県こども救急電話相談』	
小児科専門医療機関の看護師が、急な病気や事故に関する相談にお答えします。なお、電話による診断・治療はできません。	
相談時間	（平日）19：00～翌朝8：00 （日・祝日）9：00～17：00 19：00～翌朝8：00
問合先	☎ 097-503-8822 又は #8000

『医療情報ネット（ナビイ）』	
医療機関・小児科・休日当番医・薬局などの情報を提供しています。	
ホームページ	https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp

【基本目標】 3 子育てにおけるワーク・ライフ・バランスの推進

- 施策目標① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
- ② 仕事と子育ての両立の推進
- ③ 経営者への意識啓発活動

施策目標①	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
--------------	----------------------------------

【現状と課題等】

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進は、男性と女性が家庭や社会的責任をともに担い、一人ひとりの能力、個性を發揮するという男女共同参画の視点からも重要な社会的基盤です。

男性の長時間労働を前提とした働き方が、女性の家事、育児、介護の負担の隔たりを招いています。これまでの働き方を見直す働き方改革による労働時間法制の見直しにより、女性の継続就業や、男性の長時間労働によるストレスの増長の抑制が出来るようになります。育児・介護休業、短時間正社員制度、フレックスタイム制など個人の置かれた状況に応じた制度の整備や、男性自身の意識啓発、社会的気運の形成のための取り組みが必要となっています。

【施策の展開】

施策1. 固定的な性別役割分担の意識の是正と、真の男女平等意識醸成に向けての広報・啓発

- ア) 男女共同参画を推進する施策は、あらゆる分野に関係するため、より多くの市民に参加してもらい意識啓発を行うために、市民参加型フォーラムを開催します。
- イ) 広く市民の男女平等への理解と意識の醸成を目指し、編集委員を公募し、市民の目線で情報を提供できる啓発誌「あすてっぷ」を発刊します。市内で活躍する人や企業の取材記事や男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスなどの関連記事、フォーラムの報告等を掲載し、関係機関と併せて市民向けに町内回覧で配布します。
- ウ) 公式ホームページに、男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画プラン実績報告を随時掲載するとともに、フォーラムの開催、「あすてっぷ」等の情報を提供します。男女共同参画プラン実績報告や各種啓発、男女共同参画センター「あす・べっぷ」での主催講座等の情報を随時掲載します。

【現状と課題等】

大分県では、仕事と子育てを両立できるよう、母親の育児負担軽減のため、男性の働き方やライフスタイルの抜本的な見直しに向けた取り組みや職場の意識改革を推進する、「男性の子育て参加日本一」に取り組んでいます。

本市においても、子育てしながら働いている方への配慮や子育てに対する理解が得られ、すべての方が仕事と生活のバランスが取れた多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、住民の意識の向上や事業所等に対するワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の考え方の普及啓発が求められています。

そのためには、子育てしながら従事できる職場環境が整備されている、また地域においても子どもを守り、育むことのできる環境が整っており子育て中の女性の職場復帰・社会進出を支援する職場環境づくりの啓発に取り組む必要があります。

【施策の展開】

施策1. 固定的な性別役割分担意識の是正と、真の男女平等意識の醸成による、仕事と子育てが両立できる環境整備の促進

- ア) 女性の自立や社会参画を促進するため、男女共同参画に関する講座、また関係機関や関係課と連携の上、再就職支援セミナーや相談業務等、能力向上に努めます。
- イ) 地域や職場を対象にジェンダー平等に関する情報提供や啓発を行います。

【現状と課題等】

少子化の流れを変えるためには、仕事と家庭の両立支援の推進や働き方の見直しが重要課題となっており、このための企業の取り組みに対する期待がますます高まっています。また、101人以上の企業においても一般事業主行動計画の策定が義務づけられることになり、さらに多くの企業に対し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取り組みが求められることになりました。

中小企業を含めたすべての企業において、多様な働き方が可能な制度の整備と、その制度を利用しやすい風土づくりに向けて支援を行うことが重要です。仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりのため、市内企業を中心に啓発や情報提供を実施します。

【施策の展開】

施策1. 事業主等の意識改革推進のための広報・啓発

- ア) 県や国の関係機関と連絡を密に取り、企業に対し「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」をはじめ、「育児・介護休業法」「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「最低賃金法」等の各種法制度の広報・周知を行います。
 また、大分労働局、大分県等から送付されるリーフレット及びパンフレットを産業政策課窓口及び市役所1階のパンフレットスタンドに設置するとともに、市報掲載依頼があれば市報へ掲載して啓発に努めます。
- イ) 企業だけでなく、市民に対しても育児休業の取得など各種法制度の広報・啓発を行います。関係機関による巡回特別労働相談、再就職支援セミナー等の開催についての周知を図ります。

【基本目標】 4 地域における子育ての支援

- 施策目標① 地域における子育て支援サービスの充実
- ② 子育て支援のネットワークづくり
- ③ 児童の健全育成

施策目標①

地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題等】

近年の少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化に伴い、子育てで不安や悩みを抱えながらも「身近に相談できる相手がいない」、「子育てに協力してくれる相手がいない」などの理由で、育児への負担や不安を感じる人がいます。

今回実施した実態調査では、『日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか』という質問に対して、「いないと回答した人」が、就学前児童の保護者で15.9%(前回13.5%)、小学生の保護者で14.9%(前回12.9%)と就学前・小学生ともに「いないと回答した人」の割合が前回よりも高くなっています。また、『子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられていると感じますか』という質問に対して、「あまり感じない・全く感じないと回答した人」が、就学前児童の保護者で41.7%、小学生の保護者で46.7%となっています。

こうした背景から、子育て中の保護者が、こどもや子育てについてさまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないように、地域と一体となった子育て支援のための施策を推進することが求められています。

また、身近なところで子育てについて相談できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、利用者のニーズを踏まえた子育て支援サービスの充実を図ることで、保護者の育児負担の軽減を図ります。さらに、児童の健全な育成を図る上で、地域において児童と住民が自主的に参加し交流できる場と、住民同士の連携意識の高揚を促進します。

【施策の展開】

施策1. 地域子育て支援拠点事業の充実

ア) 南部子育て支援センター「わらべ」・北部子育て支援センター「どれみ」・西部子育て支援センター「べるね」、地域子育て支援センター「風のまち」、地域子育て支援センター「すくすくルームふたば」、地域子育て支援センター「にじのひろば」の6か所を地域子育て支援拠点施設として、育児不安等の相談活動のほか、保健師・栄養士による各種講座や、ボランティアによる絵本の読み聞かせや各種サークルなどを開催し、親子のふれ合い・交流や、情報交換の場を提供します。

また、子育て家庭の「個別ニーズ」の把握に努め、支援事業等の情報提供や相談・助言や関係機関との連絡調整を実施して、必要な支援が受けられるような体制作りを目指します。

イ) 地域に密着した地域子育て支援拠点施設として、公園や公民館、市役所など身近な場所や健診会場での出前保育を実施し、市内全域の親子が遊びを通じて子育ての楽しさが実感できるような活動内容の充実を図ります。

ウ) 地域全体で見守り支えあう体制づくりのために、子育て支援センター等を活用し、地域住民が参加する育児講座等の開催に取り組みます。特に、こどもと触れ合う時間が少なく、乳幼児との接し方がわからない父親のために、親子の遊びの場を提供するなど、育児支援を行います。

エ) こどもと保護者がリラックスして過ごすことができ、閉塞感、孤独感や育児ストレスの解消が図れ、親子の心身の健康づくりに繋げていくため、親子クッキング、赤ちゃん出合いふれあい交流、絵本の読み聞かせなどふれあい交流促進事業を実施します。

オ) NP講座を通じ、核家族化が進み孤立して様々な悩みを抱えながら育児をしている多くの保護者の孤立感、不安感やストレスを取り除き、育児の知識やスキル、親の役割等を参加者同士で学び合い子育てのスキルを高め自信を取り戻していく取り組みを行います。

■ NP（ノーバディズ・パーフェクト）講座とは・・・

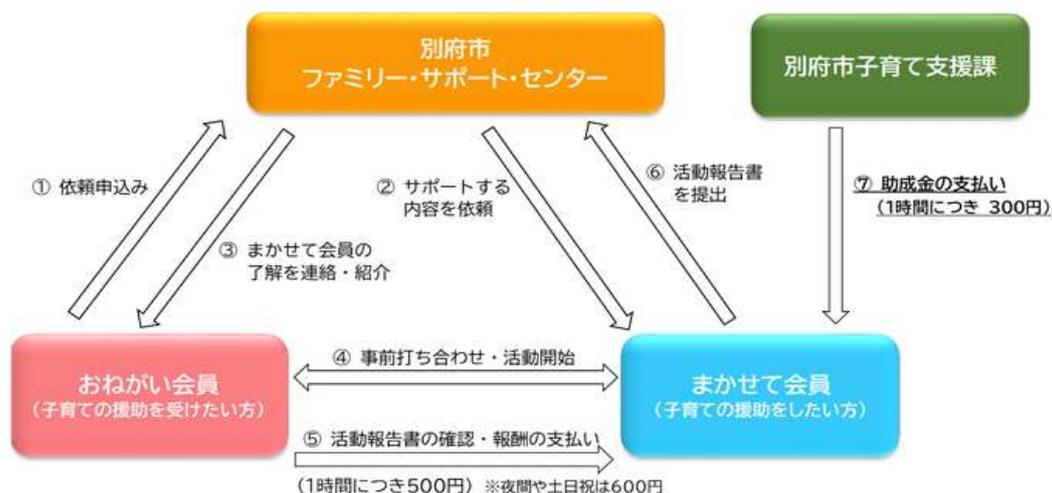
カナダ生まれの子育て支援プログラムです。この講座は、お互いの悩みや関心のあることをグループで話し合いながら自分にあった子育ての仕方を探していくものです。

カ) ホームスタート事業を実施することにより、地域子育て支援拠点等の相談援助機関へ出向くことができず、支援が行き届きにくい孤立した環境の中でこどもを育てる家庭や妊婦に、必要な研修を受けた無償ボランティアを派遣して、育児の悩み等を「傾聴」し、家事や育児を「協働」して行うことにより、孤立感の解消や地域とのつながりを持つきっかけづくり等を行います。

「地域子育て支援拠点事業」の概要と実績						
乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数		6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
わらべ	大人	6,984人	4,259人	3,876人	2,991人	4,718人
	乳幼児	7,559人	4,815人	4,347人	3,226人	4,870人
どれみ	大人	3,306人	2,178人	3,213人	3,983人	4,717人
	乳幼児	5,259人	2,781人	3,523人	4,627人	5,357人
べるね	大人	6,153人	3,230人	3,901人	4,353人	5,691人
	乳幼児	7,578人	3,351人	4,035人	4,746人	5,753人
風のまち	大人	1,089人	989人	755人	723人	674人
	乳幼児	1,992人	1,687人	1,639人	1,321人	1,325人
すくすくルーム ふたば	大人	2,008人	2,081人	1,286人	882人	822人
	乳幼児	2,306人	2,388人	1,543人	1,006人	872人
にじのひろば	大人	1,050人	723人	1,371人	1,333人	1,674人
	乳幼児	1,572人	803人	583人	626人	724人
大人計		20,590人	13,460人	14,402人	14,265人	18,296人
乳幼児計		26,266人	15,825人	15,670人	15,552人	18,901人
合計（来館者数）		46,856人	29,285人	30,072人	29,817人	37,197人

施策2. ファミリー・サポート・センター事業の充実

ア) 会員同士の交流を行い人材の育成を図るとともに、情報交換の場を設定しサポート体制の拡充に努めます。また、センターの事業内容等について周知を図ります。



「ファミリー・サポート・センター事業」の概要と実績					
育児を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助をしたい人（まかせて会員）とが登録して、援助の依頼があったときに、地域において育児の相互援助活動を有料で行います。					
（子育て支援課）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
会員数	642人	652人	647人	644人	645人

施策3. 情報提供とサービス利用の円滑化

ア) 本市の子育て全般に関する情報誌「子育てガイドブック」を発行し、保護者が妊娠期から保育へと切れ目なくサービスを円滑に利用できるよう情報を提供します。各施設において、他の子育て支援センターや児童館、ファミリー・サポート・センター、保育所の一時預かり事業等の情報を提供します。

また、子育て全般に関する情報や毎月の行事予定を市報や別府市ホームページなどに掲載します。

施策4. 地域と保育所(園)の一体化

- ア) 保育所(園)や幼稚園に通っていない地域の親子に園庭を開放し、こどもは保育所入所児童と園庭で一緒に遊ぶことができ、親は園の先生方に育児についての相談を行えます。
- イ) 乳幼児と地域住民との交流の機会を設け、希薄になりつつある地域での世代間交流を実施します。
- ウ) 入所(園)児童と地域のこどもたちが交流するために、夏祭りや運動会などの参加の機会を設け、仲間づくりを推進します。



【現状と課題等】

子育てを社会全体で支援するためには地域・保育所・子育て支援拠点施設・幼稚園・学校・公民館・図書館などが連携をとり、地域の子育てに関する情報や活動の情報を保護者に提供し、協力して子育てを支援する環境整備が必要です。

また、子育てを行っているすべての家庭に対して、地域における様々なネットワークを利用し、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供し、子育てや子育て支援を開かれた形にしていくためには、地域全体に子育てに関する情報をわかりやすく提供していくことが必要です。さらに、子育てサークルの育成や、地域における子育て支援関係機関や団体と連携してネットワークを作っていくことも、子育て環境の充実には必要です。

【施策の展開】

施策1. 子育てに関する情報の提供

- ア) 出産・子育てに係る各施設の情報誌の内容を充実すると共に、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、保育所、児童館等が情報を共有することによって、利用者にとって必要な情報をタイムリーに提供し安心して楽しく子育てできる環境づくりを推進します。
- イ) 公式ホームページを充実して、保護者の興味や関心のある事項や、困りごとなど保護者のニーズに対応した身近な子育て情報を提供できるよう整備し、こどもを産み育てるうえでの不安の解消に向けて支援します。
- ウ) 本市の子育て全般に関する情報誌「子育てガイドブック」を発行し、子育て支援課、子育て関連施設、こども家庭課での母子健康手帳交付時などに配布することで、保護者が妊娠期から切れ目なくサービスを円滑に利用できるよう情報提供を促進します。
- エ) 子育て支援センターでは保護者同士の自発的な子育てサークルの育成に取り組み、保護者同士による交流を促進します。

施策2. 子育て支援ネットワークの整備

- ア) こども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずるため、行政、地域、医療機関、療育機関、保育所、子育て支援拠点施設、幼稚園などの関係機関とのネットワークを充実し、子育て家庭だけでなく出生前からの支援を充実させるなど、生活の安定に資するための支援に関し、きめ細かな情報提供やサービスの質の向上を図ります。
- イ) 乳幼児の健康支援や児童虐待等の未然防止と早期発見のために育児不安等を抱える家庭への訪問などを実施し、虐待などの未然防止・早期発見に努めています。今後も、育児不安等に早期に対応できるよう、主任児童委員や民生委員など地域の関係機関と連携し、切れ目のない子育て支援を提供して、育児不安等を抱える家庭等を地域全体で見守るネットワークをさらに充実させます。

【現状と課題等】

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、すべてのこどもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域の住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要です。

また、児童の健全育成を図る上で、放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取り組みを進める必要があります。

国の放課後児童対策においては、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が課題となることから、こども家庭庁と文部科学省が予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、取組を進めています。

今回実施した実態調査において、就学前の保護者に調査した小学校就学後の放課後の過ごし方としては「放課後児童クラブ」とする割合が最も高く、次いで「自宅」となっており、学校が終わったあとのこどもたちが安心して過ごせる居場所として、放課後児童クラブのニーズがより高まっていると言えます。

【施策の展開】

施策1. 放課後児童クラブと放課後子供教室の充実(放課後児童対策パッケージの推進)

- ア) 就労等で保護者が昼間家庭にいない児童の安心できる居場所として、放課後児童クラブを設置します。また、通所等の安全を確保するため、各小学校敷地内を優先した設置を推進します。今後も、昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童ならびに幼稚園児に対し、適切な遊び及び生活の場を与えその健全な育成を図ります。
- イ) 各放課後児童クラブが、基準(児童 1 人につきおおむね 1.65 m²)を満たす専用区画の面積を確保できるよう、また、児童の生活の場として適正な規模(1 支援の単位構成＝おおむね 40 人)での運営を目指し、より安全で快適な空間で生活できるように関係機関と協議し、必要に応じて支援の単位の分割や施設整備を進めていきます。
- ウ) 「放課後子供教室」の名称を「放課後トライ」「子ども夢チャレンジ」とし、地域の住民の参画を得て、平日の放課後に各小学校において実施、また学校休業日等に各公民館等において様々な体験活動などを実施します。
- エ) 放課後児童クラブが、「子ども夢チャレンジ」の実施予定などの情報を定期的に受け取り、児童の参加の促進が図られる体制を確立します。

- オ) 教育委員会と子育て支援課が放課後子供教室及び放課後児童クラブとして活用可能な小学校の教室等の情報共有を図ります。
- カ) 放課後児童クラブを利用する小学生の保護者で生活保護受給世帯等を対象に保護者負担金軽減事業を実施し、保護者の経済的な負担を軽減します。

「放課後児童クラブ」の概要と実績					
就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童を中心に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。					
(子育て支援課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	36か所	37か所	37か所	38か所	38か所
登録児童数(月平均)	1,481人	1,450人	1,469人	1,477人	1,540人

「子ども夢チャレンジ(通常・特別・世代間交流)の概要と実績					
公民館などの地域が主となり、こどもの放課後や休日・長期休業中の安心・安全な居場所づくりと様々な生活体験・自然体験活動、交流活動の機会を提供することをとおし、こどもの健全育成と地域の教育力を高めます。					
(社会教育課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数(※)	13か所	13か所	13か所	13か所	13か所
利用児童数	5,016人	1,461人	3,603人	5,432人	5,372人

(※)実施箇所は地区公民館等除く箇所

■校内交流型：放課後児童クラブと放課後子供教室が同一小学校内で実施

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

■連携型：放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して実施

公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室等、保護者や地域のニーズを踏まえ、校内交流型として実施していないが、両事業が連携して実施しているものをいう。

放課後児童対策パッケージより定義抜粋

施策2. 母親クラブの充実

- ア) クラブ会員の児童健全育成の向上に関する研修を実施し、会員の質的向上を図ります。

「母親クラブ」の概要と実績					
児童の健全育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動を行います。					
(子育て支援課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	2か所	2か所	2か所	1か所	1か所

施策3. 児童館の設置及び活動内容の充実

- ア) 南部・北部・西部児童館に、児童健全育成担当者や民生委員・児童委員、利用者、学校関係者による運営委員会を設け、地域社会の中で児童の健全な育成援助を行います。また年2回運営委員会を開催し、地域福祉活動の拠点としての運営等あり方を協議します。
- イ) 乳幼児から中学生までが利用しやすく、地域の高齢者を含めた三世代が交流できる開放的な空間の実現に向け、活動内容の充実を図ります。また、地域住民の来館を積極的に受け入れ、交流の場を設けます。
- ウ) 地域児童の育成環境をより良くしていくため、社会的経験豊かな地域の人たちが持っている豊かな知恵や技術、遊びをこどもたちに伝授していただくボランティアを受け入れ、協力して事業を展開していきます。
- エ) 児童館まつりや館内外行事など、特色ある児童館づくりを目指します。

「児童館」の概要と実績					
こどもが遊びを通して、健康で心豊かに育つことを目指してつくられた施設。自由に遊んだり、自由に参加できる行事等をたくさん用意しています。					
(子育て支援課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
西部児童館	16,017人	13,345人	16,252人	16,654人	22,737人
南部児童館	7,692人	3,492人	6,913人	6,623人	9,928人
北部児童館	11,851人	5,276人	5,925人	5,249人	6,952人
光の園児童館	13,034人	8,869人	10,254人	11,046人	12,114人
合計	48,594人	30,982人	39,344人	39,572人	51,731人

施策4. 公民館等を活用した放課後や休日のこどもの居場所づくりの推進

- ア) 放課後や休日、夏休み中にこどもの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、勉強やさまざまな体験活動、交流活動等を実施することにより、心豊かで健やかに育む環境づくりを推進します。

施策5. 世代間交流事業の推進

- ア) 市内の中央公民館及び6地区公民館(北部・西部・中部・南部・朝日大平山・東山)において、その地域の高齢者、成人、こどもの三世代が共に集い、学ぶ、交流の機会を提供していきます。

施策6. 地域教育力の活用の推進

- ア) 全 21 小中学校区に各 1 名の地域学校協働活動推進員を委嘱し、地域と学校をつなぎ、様々な学校支援活動を実施することにより、地域と学校が連携・協働して地域の子どもたちを育てていこうとする機運の醸成と推進を図ります。

施策7. 自然体験活動等の推進

- ア) ネイチャーゲームや工作などの(自然)体験活動を通して、自主性や社会性などの豊かな人間性を育みます。

施策8. 児童手当の支給

- ア) 次代の社会を担うこどもの健やかな成長を支援することを目的として、児童手当を支給します。令和 6 年 10 月からは制度改正により所得制限を撤廃、また支給対象児童を高校生年代までとし、大学生年代の子までを多子の算定対象にするなど、手当の拡大を図っています。
- イ) 未請求者の解消を図るとともに、制度の趣旨の普及と受給資格、受給方法等についての広報、窓口指導の徹底を図ります。

【基本目標】 5 子育てを支援する安心・安全な環境づくり

- 施策目標① 安心して外出できる道路交通環境の整備
- ② こどもの交通安全を確保するための活動の推進
 - ③ こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

施策目標①

安心して外出できる道路交通環境の整備

【現状と課題等】

子育て家庭が安全・安心に生活できるためには、こどもの視点、こども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備が必要です。本市では、カーブミラーや区画線、ガードレール等の交通安全施設の設置をはじめ、路面不具合部の修繕・改修など、道路交通環境の整備を通じて交通事故の防止に努めてきました。

本計画策定にあたって実施した実態調査の自由意見において、「こどもの通学路になる道をきれいにしてほしい。細くて危険です」「道がガタガタでベビーカーを使うのが大変。」「駐車場がある広い公園が少ない。」といった回答がありました。今後も引き続き、道路交通環境の向上に努め、こどもやこども連れの親が安心して外出できるようにまちづくりを考えていく必要があります。

【施策の展開】

施策1. こども連れで安全・安心に通行することができる道路環境の整備の推進

- ア) ベビーカーや、手をつないだ親子が安全に通行することができるように、歩道空間の充実を図っていきます。
- イ) 既設歩道については、路面のガタツキや段差などの解消について、順次、補修を進めていきます。
- ウ) 現在整備中の箇所や今後整備予定の箇所については、道路幅員、歩行者及び自転車交通量を考慮して、自転車歩行者道の整備に努めます。

【現状と課題等】

交通弱者であるこどもや高齢者が、交通ルール違反や交通マナーの低下、交通環境の大幅な変化による交通事故の犠牲になっています。こうした事故からこどもたちを守るために、学校、家庭、地域が協力しこどもの安全を確保するべく関係機関との連携をさらに深め、事故の未然防止に努めます。

【施策の展開】

施策1. 児童・園児の登校(園)時の交通安全の確保

- ア) 交通安全指導員が小学校付近の交差点その他交通頻繁な道路において、児童・園児の登校(園)時に誘導・指導を行います。
また、地域住民へ交通安全思想の普及高揚、交通安全保持のための助言を行い、事故防止に努めます。

施策2. 交通安全教室の開催

- ア) 小学校、幼稚園等で、移動交通安全教室や自転車交通安全教室を開催し、交通の状況に応じて安全に通行する意識及び能力を高めます。

施策3. 通学路の点検

- ア) 幼稚園、小学校、中学校では、PTA 等と協力をして通学路の点検を実施し、こどもの安全確保を図ります。各校において通学路の点検を行い、修繕等の箇所を確認の上、関係機関に修繕を依頼することで、安全確保を図ります。

【現状と課題等】

従前からの都市化・核家族化の進展等により子どもを取り巻く社会環境も変化し、子どもを狙った犯罪が全国的に年々増加・凶暴化しています。

本市でも、児童生徒の登下校時等における不審者・変質者による声かけ事案が報告されています。また、青少年のモラルの低下により、自ら非行に走ったり、犯罪に巻き込まれたりするケースがみられます。そこで、別府警察署や地域交番と連携した防犯ネットワークを構築し、情報共有をしながら犯罪の未然防止、被害拡大の防止を図り、子どもを犯罪から守るまちづくりを推進することが必要です。

また、「開かれた学校」を推進するために、学校を外部から遮断するようなシステムではなく、地域とともに育む学校安全のあり方が必要となってきます。

また、スマートフォンの普及、Wi-Fi 環境やインターネット環境の整備に伴い、いつでもどこでも誰でもインターネットに接続できるようになりました。

インターネットは、情報ツール、教育、子どもの問題解決能力の育成、エンターテインメント等として活用できる反面、有害サイト、犯罪、虚偽情報、個人情報、著作権、悪徳商法、迷惑メール、不正アクセス、身体的・精神的悪影響など、様々な問題に子どもたちが巻き込まれる危険性も高く、新たな社会問題となっています。

さらに、健康を害する「酒類・たばこ」は、依然として子どもの身近なところにあり、非行、犯罪の助長など健全な成長を阻害する要因となっています。

本市でも、家庭、学校、地域社会はもとより、関係事業者、青少年にかかわる各種団体、警察等の関係機関、行政がさらに緊密な連携と情報共有を図りながら、子どもが健全に育つ環境の整備を行っていくことが必要です。

【施策の展開】

施策1. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ア) 子ども同士のつながりを深め、罪を犯さない子どもを育てるため、道徳の時間等における指導の充実を図ります。生命尊重の内容を中心に、自他の生命を尊重することも育成します。
- イ) 学校安全危機管理への取り組みとして、公立幼稚園・小・中学校において避難訓練(火災・地震・津波・不審者の侵入を想定)を実施します。
- ウ) 不審者や変質者による犯罪が多発している現状を考慮し、公立幼稚園・小・中学校の全園児・児童生徒に防犯ブザーの配布を継続し、犯罪を未然に防ぎ安全の確保を図ります。

- エ) 不審者等に対応するため、各学校において防犯訓練や登下校指導等を実施し、子ども自身の持つ危険回避能力を高めるための指導を行います。
- オ) コミュニティ・スクール等を活用し、地域の民生委員・児童委員などと連携した「開かれた学校」としての体制づくりに努めます。

施策2. 警察署交番を核にした防犯ネットワークづくり

- ア) 学校の不審者情報等連絡担当者と交番とで、不審者・変質者についての情報収集・情報提供を行うとともに、パトロール等を実施して、園児・児童の登下校等の安全確保に継続して努めます。
- イ) 小学校と交番が連携して、園児・児童の規範意識の向上や安全確保、問題行動の未然防止等に向けた防犯教室を、継続して開催します。
- ウ) 学校警察連絡協議会を開催し、市内の児童生徒の問題行動等の状況を共有することにより、学校と警察署交番が連携した防犯対策に努めます。

施策3. 青色防犯パトロール車活動による見守り

- ア) 本市では、「子どもを犯罪から守るまちづくり、犯罪を起こしにくい環境づくり」のため、公用車等に青色回転灯をつけた車両により、市内で安心・安全パトロール活動を行っています。地域で結成している地域安全パトロール隊は別府警察署内にある別府市防犯協会所有の青色防犯パトロール車を使用して、日中及び夜間、各町内を巡回しています。

また、市役所では、本庁と本庁以外の公用車に青色回転灯を装備し、職員が外勤の際にパトロールも合わせて行っています。この活動を行うことで、登下校時の児童生徒や住民に安心感を与え、防犯意識の向上に寄与するとともに、犯罪を企てようとする者に対する抑止効果も図られることから、今後も引き続き、学校周辺も含めたパトロールを実施します。

施策4. 有害図書等の区分陳列及び表示図書等の自主規制の推進

- ア) 別府市青少年補導員協議会を中心に、書店・ビデオ店等への有害図書等の区分陳列や表示等の自主規制を注視していく取組を継続します。

施策5. 有害図書等の自動販売機の新規設置の有無の注視継続

- ア) 有害図書等の自動販売機について、新規設置されないように、別府市青少年補導員協議会を中心に関係団体等と連携しながら注視していく取組を継続して行います。

施策6. インターネットによる有害情報へのアクセス防止

- ア) 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、各学校や別府警察署と連携し、有害情報へのアクセス防止等のための防犯教室(フィルタリング機能やインターネットの利用方法等)を開催し、児童生徒、保護者への啓発を推進します。
- イ) 「ネットトラブルの防止に向けた心がまえ『私の約束』」を小学校の児童、保護者に周知するとともに、各小学校で「学校の約束」の作成及び見直しに取り組みます。また、子どもたち自身が問題点を考え、ネットトラブルの防止に取り組む、中学校の生徒会活動を継続して行います。

施策7. 酒類・たばこ等関係業者への販売にかかわる整備

- ア) 各学校や別府警察署と連携し、酒類・たばこの販売事業者への関係条例の遵守や自動販売機に関する自主規制の啓発を継続して行います。

【基本目標】 6 さまざまな事情を抱える家庭への支援

- 施策目標① 要保護・要支援児童及びその家庭における支援の取り組み
- ② ひとり親家庭等の自立支援の推進
 - ③ 障がい児施策の充実
 - ④ こどもの貧困対策について
 - ⑤ 外国人子育て家庭への支援
 - ⑥ 医療的ケア児への支援に向けた取り組み
 - ⑦ ヤングケアラーへの支援に向けた取り組み

施策目標①

要保護・要支援児童及びその家庭における支援の取り組み

【現状と課題等】

全てのこどもは「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切に養育され、心身の健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

本市においては、要保護児童の適切な保護又は要支援児童及びその家庭若しくは特定妊婦への適切な支援を行うために、大分県中央児童相談所をはじめとした行政機関、医療機関等有識者、子育てに関わる施設代表者等多数の参画を得て、相互の適切な連携と情報共有を図り、支援対象児童等への早期発見及びその支援を迅速かつ組織的に行うことを目的として、要保護児童対策地域協議会を設置しています。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催しています。

■ 「要保護児童」とは・・・

- ・保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・保護者のいない児童（現に監督保護している者がいない児童）

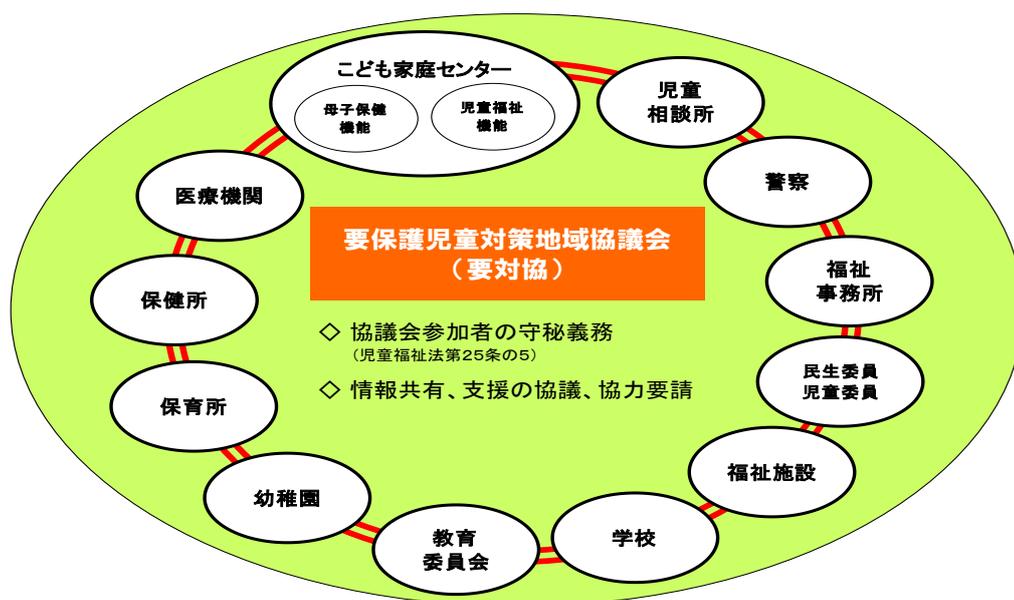
■ 「要支援児童」とは・・・

- ・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童に当たらない児童

■ 「特定妊婦」とは・・・

- ・出産後の児童の養育について、出産前において特に支援が必要と認められる妊婦

■別府市要保護児童対策地域協議会(要対協)



活動内容は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「支援対象児童等」という。)に関する情報の交換及び支援内容の協議、支援対象児等の適切な保護又は支援に係る広報・啓発活動の推進、その他支援対象児童等の適切な保護又は支援の対策に必要な事項の協議を行っています。

【施策の展開】

施策1. 児童虐待防止ネットワークの充実

- ア) 特定妊婦の支援を確実に行うためには、管外に所在する医療機関とも連携が必要であることから、大分県要保護児童対策地域協議会設置要綱に定める医療機関も、別府市要保護児童対策地域協議会の構成機関となっています。
- イ) 要保護児童等に対応するため、別府市要保護児童対策地域協議会を活用して実務者会議や個別ケース検討会議などを開催し、複数の関係機関が関与する事例における情報の共有や支援内容の協議を行い、役割分担をしながら適切な対応に努めます。
- ウ) 児童やその家族と身近に接する医療、福祉、教育等の関係者を対象とした研修会の開催や、『別府子ども福祉塾』等の勉強会を支援することで研修体制の充実を目指します。

■別府子ども福祉塾とは・・・

児童の支援に携わる機関の連携強化や専門性の向上を行うとともに児童虐待の予防、早期発見や適切な対応に向けたまちづくりをめざすための勉強会。2012(平成24)年3月に開講。塾生は別府市要保護児童対策地域協議会の構成員となっております。

「児童虐待相談件数」状況					
(子育て支援課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせることを行うこと。				
	90	105	109	90	83
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間差別的扱い、こどもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと。				
	139	137	148	119	137
性的虐待	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にすること。				
	0	1	1	1	2
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること。				
	75	66	45	72	78
合計	304	309	303	282	300

施策2. 相談活動の充実

- ア) 母子保健と児童福祉の2つの機能を一体化した「こども家庭センター」を設置し、妊娠や出産、子ども・子育てに関する全般の相談や、虐待や貧困、ヤングケアラーなどの問題を抱えた子どもに関する相談・支援を行います。
- イ) 保護者がこどもの特性を受容できるよう、行政、保育・教育施設及びその他関係機関の専門性を有する職員と連携して、子どもに関わる相談に対応しています。
- ウ) 大分県等が実施する講習会等への参加や、事例の検証を行うなど職員のスキルアップにより資質の向上を図ります。

施策3. 児童虐待防止における広報等による情報提供

- ア) 毎年 11 月の児童虐待防止推進月間を中心に、市報等で広報活動を行います。通告先の告知チラシを全戸回覧するとともに、相談する際の連絡先についても公立の保育施設や関係機関等に設置し広報に努めます。
- イ) 早期発見により子どもを虐待から守るため、通報・相談・連絡などの窓口(連絡先)を市報等に掲載し、ケーブルテレビ(別府市だより)でも放映します。

- ウ) 要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携を行い、体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう啓発を図ります。
- エ) 保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、こどもを自宅や車内に放置してはならないことを周知します。
- オ) 里親の開拓や支援につながる広報・啓発等、大分県との連携により、地域のなかで社会的擁護が行えるような支援体制を整備していきます。

施策4. 学校教育における児童虐待防止への取り組み

- ア) 児童虐待防止に対する教職員の意識の向上及び連携強化を図り、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。
- イ) 毎月開催している要保護児童対策地域協議会実務者連絡会及びスクールソーシャルワーカーとの連絡会の中で、学校教育課及び教育相談センターと情報を共有し、適切な対応に努めます。

施策5. 保健指導や健診による虐待予防・早期発見の取り組み

- ア) 母子健康手帳交付時や健診、家庭訪問等の母子保健活動、及び民生児童委員をはじめとした地域住民との連携を通じてリスクの高いケースの早期発見、早期支援に努め、随時対応していきます。また、産科・小児科・精神科等の医療機関との連携により、虐待の予防や早期発見のための体制を整備します。
支援にあたっては、保健師間で事例検討を随時行い、関係課や関係機関と協議を行う等多角的な判断に基づく支援方針を立て実施します。

施策6. 養育支援訪問事業

- ア) 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

施策7. 子育て短期支援事業の充実

- ア) 保護者の病気や仕事などの理由により児童を養育することが一時的に困難な場合や、子育てに係る保護者の負担軽減が必要な場合の受け入れ施設を確保します。現在は、乳児院栄光園、栄光園、別府平和園、光の園子ども家庭支援センター、永生会母子ホームの5施設に加え市内で里親となってくれた方とも契約し、引き続き一時的に養育が困難になった時に受け入れできるよう努めます。

「子育て短期支援事業」の概要と実績					
保護者の就労や急病などの理由により、一時的に家庭で養育することが困難となった児童や、子育ての負担軽減が必要な保護者を、児童福祉施設などで短期間養育・保護を行います。					
(こども家庭課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

施策8. 子育て世帯訪問支援事業

- ア) 家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員(ヘルパー)を派遣し、家事・育児等の支援を実施するとともに、家庭が抱える不安や悩みを傾聴することにより、養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に実施しています。

施策9. 児童育成支援拠点事業

- ア) 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない主に学齢期以降の児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に実施しています。

施策10. 親子関係形成支援事業

- ア) 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

施策目標②

ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題等】

ひとり親家庭等においては、子育てと生計を母又は父がひとりで担うことになり、様々な困難に直面するとともに、子どもにも大きな影響が及びます。子どものしあわせを第一に考え、ひとり親家庭等の自立を図る就労支援、生活支援、経済的支援などの総合的な支援策の推進が求められています。

【施策の展開】

施策1. 経済的支援の充実

ア) 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費助成及び福祉資金の貸付による経済的な支援を引き続き実施します。

児童扶養手当については、制度改正により令和6年11月分から第3子以降の児童に係る加算額が第2子の加算額と同額に引き上げられ、受給資格者本人の所得制限限度額も引き上げられます。

「児童扶養手当の受給者数」状況					
(子育て支援課)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	1,253人	1,233人	1,178人	1,134人	1,096人

施策2. 自立に向けた支援の充実

ア) 児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うため、母子・父子自立支援員を2人配置し、相談、情報の提供などの支援を充実します。

イ) 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就業に有利な技能・資格取得の機会を増やし、ひとり親家庭等の自立の促進を図っています。

【現状と課題等】

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもと親、それを支援している人々等が共に社会の一員として、住み慣れた地域で安心して快適な生活を送ることができる社会づくりを目指しています。市内には県内 18 校(分校等含む)の特別支援学校のうち 4 校があります。また、障がい児のための入所・通所施設は 60 か所あります。

障がい児通所サービスの児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者は年々増加傾向にあります。発達の遅れや障がいがあることが疑われる子どもについて、育児に不安を持つ保護者等の相談・指導等を通じて、発達障害への理解を深めることが必要です。また、障がいのある子どもと触れ合い、深くつきあう機会を増やし、障がいに対する正しい知識と理解を深める啓発を行うことが必要です。

障がいのある子どもをもつ家庭に対しては、経済的な支援を充実するとともに、きめ細やかな生活支援や療育支援がこれまで以上に求められます。すべての子どもが生きがいのある生活を送れるよう、一人ひとりに応じた適切な療育や教育を充実し、社会参加や自立ができるような施策を推進します。

【施策の展開】

施策1. 障がい児相談支援サービスの充実

ア) 別府市では、障がいのある方とその家族のための相談窓口として、下記の4事業所に基幹相談支援センターの業務を委託しています。基幹相談支援センターには、専門性の高いコーディネーターを配置し、障がいに関する総合的な相談を受け付けています。

……相談窓口(基幹相談支援センター)……

障がいのある方とその家族のための相談窓口としての事業所です。日常生活全般に関する相談に応じたり、障害福祉サービスの利用等につなげるための支援を主に行っています。

名 称	所在地	電話番号
別府市相談支援事業所ぱれっと	荘園町 6-4	25-9758
障害者地域生活支援センター泉	富士見町 12-13	25-3443
障害者相談支援センターたいよう	大字内竈 1393 番地 2	66-1674
農協共済別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター	大字鶴見 1026-10	67-1897

施策2. 在宅の障がい児支援サービスの充実

- ア) 保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を福祉施設に受け入れることで、児童及び保護者への支援を行います。
- イ) 障がい児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後には一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。

施策3. 在宅の障がい児通所支援サービスの充実

- ア) 主に未就学の障がい児に対して、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの場を提供します。
- イ) 授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
- ウ) 障がいのあるこどもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。
児童が集団生活を営む保育所その他の施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。

施策4. 自立と社会参加の促進

- ア) 在宅の知的障がい児や保護者が、交流や研修をすることで、積極的な社会参加の促進を図ります。

施策5. 経済的支援の実施

- ア) 特別児童扶養手当(受付:子育て支援課)、障害児福祉手当、育成医療費(71ページ参照)(受付:障害福祉課)の支給など、障がい児の福祉の増進に向け経済的な支援を実施します。
- イ) 市報等により広く地域住民に制度の周知を図り、未請求者の解消に努めます。

施策6. 就学支援の充実

- ア) 別府市就学相談会や別府市教育支援委員会を実施し、障がいのあるこどもたちの就学や家庭での教育に関する支援及び相談を行います。
- また、就学後も、そのこどもにとってより良い教育環境となるよう、校内支援委員会を開催し、教育支援の充実を図ります。

施策7. 放課後等居場所づくりの充実

- ア) 長期休暇中等の保護者の過重な養育にかかる負担を軽減するとともに、障害のある就学児に対して、障害福祉サービス事業所において日中の活動の場を提供します。

「日中一時支援事業及び放課後等デイサービス事業」の概要と実績					
障がいのある小1～高校3年生（日中一時支援事業は3歳以上）を対象に、放課後や長期休暇中における活動や訓練の場を提供しています。					
（障害福祉課）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	23か所	33か所	32か所	35か所	37か所

施策8. こどもの発達相談会の実施

- ア) こどもの発達や育児不安に対し「こどもの発達相談会」を実施し、言語聴覚士、保育士、作業療法士、心理職などの専門家による相談対応により、保護者の育児不安の軽減、こどもの早期療育開始に努めます。

施策9. 障がい児保育の充実

- ア) 障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童を保育所で受け入れます。
- イ) 保育所の入所年齢の低年齢化に伴い、入所後の成長に伴って徐々に発達が気になるようになるこどもが見受けられます。早期発見・早期支援が重要であることから、保護者との信頼関係の構築に努めたうえで、保護者の心情に配慮しながら、相談機関等へ繋げるよう取り組みます。

【現状と課題等】

我が国のこどもの貧困率は、2022(令和4)年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると11.5%と依然高い数値を示しており、子ども及び子育て世帯の経済格差はこどもの教育格差にもつながっています。2022(令和4)年4月に施行された「こども基本法」(令和4年6月22日法律第77号)は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、2023(令和5)年12月22日にこども基本法に基づき閣議決定されたこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」では、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」ことを一つの柱としています。

本市においては、国及び県の動向を見守りつつ、「子どもの未来を応援する首長連合(子どもの貧困対策連合)」に加盟し、こどもの明るい未来の実現を図る支援に向けた情報交換を行うとともに、他の自治体とともに国に対し、財源支援を含めた総合的な対策を推進するよう求めてきました。

また一方で、別府市こどもの居場所づくりネットワークの運営やこども食堂等への補助事業による財政的支援等を通してこどもの居場所づくりを推進しているほか、潜在的に問題を抱えている児童を早期に発見し、事前領域において支援につなげることを目的とした「こども見守りシステム」の運営等を実施しています。

本市は、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、及びこどもの権利が保障され、こども1人1人が夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神に則り、引き続きこどもの貧困対策を総合的に推進します。

【施策の展開】

施策1. こどもの居場所作り推進

ア) 「別府市こどもの居場所づくりネットワーク」の運営を通して、こどもの居場所づくりに取り組む団体間の交流及び行政との情報共有を図ります。

また、こども食堂等への補助事業による財政的支援やこどもの居場所マップ作成等による周知活動により、こどもの居場所の安定的運営及び広報活動を支援いたします。

施策2. こども見守りシステムの運営

ア) 市が保有しているこどもや家庭に関するデータを連携・分析・検証することにより、潜在的に支援が必要なこどもに対して問題が発生する前の段階(事前領域)で効果的な支援につなげます。こどもたちが自らのハンディを打ち破り社会へ巣立っていくサポートをすることで、すべてのこどもの健やかな成長及びウェルビーイングの推進を図ってまいります。

施策3. 経済的理由による就学困難なこどもの保護者に対する経済的支援

ア) 就学援助が適切に受けられるよう働きかけを行い、経済的に困窮している児童・生徒の学びを支える取り組みを推進します。

施策4. サービスの周知

ア) 妊娠届出時や、こんにちは赤ちゃん訪問事業等で経済的に困窮しているケースを把握した場合は、公的支援の紹介や、必要な機関につなぎ、生活の安定と母子の健康が保持できるよう支援します。



【現状と課題等】

2023年(令和5年)末、日本で暮らす外国人は341万人に上り、前年度末比10.9%増で過去最高を更新しています。これらの在留外国人のうち、「永住者」が最も多く、次いで「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」「留学」と続いています。(法務省在留外国人統計より)

市内の大学には100以上の国と地域から3,000人以上の留学生在が在籍し、5,000人を超えるたくさんの外国人が暮らしています。

国、文化、言語等の違いをこえて多様な人々が共生できるまちをつくるため、留学生や外国人住民を含めた市民との交流の場をつくり、文化や宗教の違いなどを理解し、言葉を交わすことにより、災害や緊急時等に様々な情報を収集できる環境を整備する必要があります。本市では、外国人保護者が安心して子育てをできるように、子育てに関する情報発信や相談・支援体制の充実を図ります。

【施策の展開】

施策1. 多言語版子育て情報の発信

- ア) 子育て支援情報の多言語での情報発信を行います。
- イ) 行政からの各事業の案内、通知や申請書等は、多言語に対応できるよう日本語以外の言語版も作成し対応します。

施策2. 外国人子女等教育相談員派遣事業の推進

- ア) 日本語指導が必要な児童生徒等の在籍する学校(園)に別府市外国人子女等教育相談員派遣事業による教育相談員を派遣したり、母語支援員・日本語指導員を配置したりすることにより、対象児童生徒等の生活面の適応支援や日本語指導を行うことで一人一人の状況に応じた個別の支援の充実を図ります。

施策3. 育児に関する支援の充実

- ア) 外国人子育て家庭が孤立しないよう、また、気軽に相談ができるよう、必要に応じて子育て支援センターや児童館等の紹介を行い、関係機関と連携して支援を行います。
- イ) 外国人子育て家庭が利用する子育て関連施設(地域子育て支援センター、児童館、保育所等)において、子育てに関する情報提供や相談・助言等の必要な支援が受けられるような体制作りを目指します。
また、施設ごとに翻訳機を設置し、地域によっては日本語教室等を開催し、外国人子育て家庭が安心して生活ができるよう支援します。

施策4. 外国籍家庭への適切な支援

- ア) 市民のための語学教室や外国人住民のための日本語講座を行い、言語の違い、文化の違い、宗教の違いなどにより生じる隔たりなどを緩和する事業を展開します。日本語を母語としない児童生徒を対象とした交流事業等を行います。
- イ) 災害等が発生した際に日本語が分からないことにより受けることのできないサービスや取得できない情報などがなく、別府市災害連絡掲示板に掲載する情報の多言語化や、災害時多言語支援ボランティアの確保に努めるとともに、情報発信のネットワークを構築します。

【現状と課題等】

医療的ケア児は、2021(令和 3)年度時点で全国に約2万人以上いると推計され、2011(平成 23)年度と比べると約 1.36 倍に増えています。医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこどもの数は全国的に増加傾向にあります。

こうした状況の中、令和 3 年 9 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援について法令上明確にされました。

この法律では、基本理念の1つに医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に関する支援が行われることが掲げられ、また、保育・教育を行う体制の拡充等についても明記されており、国、地方公共団体等はこれらの体制の拡充のため、保育所、学校等に対する支援等の措置を講ずることとされています。

本市においても、今後、こうした法律の趣旨を十分に踏まえ、保育・教育に係る体制整備について、医療、福祉、保健等の各分野との連携をとりつつ積極的に施策を展開していきます。

■医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

(基本理念)

第3条 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない。

2 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。

(保育を行う体制の拡充等)

第9条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充が図られるよう、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 59 条の 2 第 1 項の仕事・子育て両立支援事業における医療的ケア児に対する支援についての検討、医療的ケア児が在籍する保育所、認定こども園等に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育を行う体制の拡充等)

第 10 条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

【施策の展開】

施策1. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- ア) 近年の医療技術の進歩等を背景に医療的ケアを必要とする障がい児が増えていることから、医療的ケア児の実態や支援体制の構築を見直し、その対策を協議する場として、別府市医療的ケア児コーディネーター協議会にて協議を行っております。

施策2. 就学に関する支援

- ア) 本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から必要な支援について検討していきます。
また、必要な教育支援が受けられるよう就学相談会等を実施するとともに、本人・保護者に対し、十分な情報提供を行います。

施策3. 保護者への寄り添い支援

- ア) 相談できる身近な相手として、保健師が訪問や電話により相談に応じ、保護者とともに医療的ケア児の成長発達を見守り、保護者の精神的負担の軽減に努めます。

施策4. 医療的ケア児等コーディネーターの配置

- ア) 県の養成研修事業の研修修了者を、医療的ケア児等コーディネーターとして配置しています。

施策5. 医療的ケア児への教育・保育現場での受け入れ支援について

- ア) 医療的ケア児を受け入れる保育所、認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校に、必要な医療的ケアを行う看護師を配置するなどし、受け入れの支援をします。

施策目標⑦**ヤングケアラーへの支援に向けた取り組み****【現状と課題等】**

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的におこなっているこどものことです。こどもが年齢に見合わない責任や負担を負うことで、日常生活や学校生活に大きな影響を受け、将来的には就労、社会性(コミュニケーション能力)の獲得にも悪影響を及ぼすと言われています。

別府市では、ヤングケアラーについて児童生徒への理解を深めることにより、表面化しづらいヤングケアラーや、困りを抱えたこどもを発見し相談支援につなげるため、令和5年度に別府市内の学校に在学中の小学校4年生から高校2年生を対象として、ヤングケアラーについての学習会とアンケート(回答任意)を実施しました。

《学習会とアンケートの実施状況(令和5年度)》

	対象 児童生徒数	学習会 実施回数	アンケート 回答数	アンケート 回答率	対象校
小学校(4~6年生)	2,594人	40回	2,229人	85.9%	15校(うち私立1)
中学生	2,667人	10回	2,225人	83.4%	8校(うち私立1)
高校生(1年・2年)	1,585人	5回	1,204人	76.0%	4校(うち私立2)
合計	6,846人	55回	5,658人	82.6%	27校(うち私立4)

アンケートの結果、ヤングケアラーが約155人、そのうち支援が必要なヤングケアラーが約107人いると推察されます。

【施策の展開】**施策1 ヤングケアラーへの相談支援について**

- ア) 関係機関等からのヤングケアラーに関する相談に対し、ヤングケアラーの家庭の状況に応じ、助言を行い、連携して相談・支援、適切な福祉サービスのほか必要な支援のつなぎを行います。
- イ) ヤングケアラーの周知を図り、児童が理解を深めることにより、表面化しづらいヤングケアラーや、困りを抱えた児童を発見し、必要な支援につなげるため、児童生徒を対象としたヤングケアラーについての学習会とアンケートを実施します。



第5章
子ども・子育て支援法にかかる
事業計画(第3期)



第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画(第3期)

1 子ども・子育て支援制度について

(1)国の制度のポイント

2012(平成24)年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。2015(平成27)年4月からスタートした、この法律と関連する法律に基づく、子育て支援の仕組みでは、子育てをめぐる現状から下記の3点を課題として整理しています。

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

制度の趣旨と主なポイントは下記のとおりです。

【趣旨】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

【主なポイント】

- ①認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設し財政的支援を一本化
- ②認定こども園制度を改善し、「幼保連携型認定こども園」について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③地域の実情に応じた子育て支援(「地域子ども・子育て支援事業」)を充実
- ④基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥制度ごとにバラバラであった政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置、2023(令和3)年4月よりこども家庭庁に統合)
- ⑦国に子ども・子育て会議を設置し、市町村等にも地方版子ども・子育て会議を設置

(2)子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援給付	教育・保育給付 こどものための	○施設型給付費	【認定こども園・幼稚園・認可保育所】 上記の教育・保育施設を利用する1号から3号認定こどもに対する給付
		○地域型保育給付費	【小規模保育・家庭的保育】 【居宅訪問型保育・事業所内保育】 上記の地域型保育事業を利用するこどもへの給付
	施設等利用給付 子育てのための	○施設等利用費	【幼稚園<未移行>】 【特別支援学校】 【預かり保育事業】 【認可外保育施設等】 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
その他のこども及びびごどもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業 ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 妊婦健康診査事業 ④ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑤ 養育支援訪問事業 ⑥ 子育て短期支援事業 ⑦ ファミリー・サポート・センター事業 ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 延長保育事業 ⑩ 病児・病後児保育事業 ⑪ 放課後児童健全育成事業 ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⑭ 子育て世帯訪問支援事業 ⑮ 児童育成支援拠点事業 ⑯ 親子関係形成支援事業 ⑰ 産後ケア事業 ⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
	仕事・子育て 両立支援事業	① 企業主導型保育事業 ② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 ③ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業	

(3)こどものための教育・保育給付(施設型給付費・地域型保育給付費)の内容

幼児期の学校教育と、保育の必要性のあるこどもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み(法定代理受領)となります。給付は「施設型給付費」と「地域型保育給付費」に分かれます。

■施設型給付費

施設型給付の対象は、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

■地域型保育給付費

市町村による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

(4)子育てのための施設等利用給付(施設等利用費)の内容

こどものための教育・保育給付の対象でない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象として、以下の支給要件を満たしたこどもが利用した際に要する費用を支給します。

【支給要件】

- ・保育の必要性のない満3歳以上のこども(こどものための教育・保育給付の対象でない幼稚園等で教育時間のみを利用するこども)
- ・満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過しているこどもから満6歳まで(小学校就学前まで)のこどもであって、保育の必要性があるこども
- ・満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこどもかつ世帯が市民税非課税世帯に該当し、保育の必要性があるこども

(5)地域子ども・子育て支援事業の内容

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で定められており、各市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、地域の課題解決のために必要なサービスを提供していきます。

(6)仕事・子育て両立支援事業(企業主導型保育事業等)の内容

企業主導型保育事業は、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度です。

国が主体となって行う事業で、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行います。

また、自社等の従業員が利用する『従業員枠』のほか、地域の住民等が利用する『地域枠』(総定員の50%以内)を設けて運営することも可能です。

(7)子ども・子育て支援制度における認定こども園・幼稚園・保育所等の利用の流れ

子ども・子育て支援制度では、「3つの認定区分」に応じて、施設など(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)の利用先が決まります。施設などの利用にあたっては、保護者の方に、利用のための「認定」を受けていただく必要があります。

■ 認定区分：認定は、以下の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、幼稚園等での教育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)	幼稚園 認定こども園
2号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)	保育所 認定こども園
3号認定	お子さんが <u>満3歳未満</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)	保育所 認定こども園 地域型保育

■ 認定基準：保育の必要性の認定にあたっては、以下の3点について基準を策定します。

事由	① 就労 フルタイムのほか、パートタイムや夜間の就労など、基本的に全ての就労。
	② 就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の看護等、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして別府市が定める事由。
区分	①保育標準時間 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり11時間までの利用に対応するもの。 (現行の11時間の開所時間に相当)
	②保育短時間 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。 1日あたり8時間までの利用に対応するもの。 (別府市では、就労の下限時間を64時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースのこども等。

2 子ども・子育て支援法にかかる子ども・子育て支援事業計画について

(1) 子ども・子育て支援事業計画の作成と事業の計画的な実施について

基本指針では、「市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。」とされています。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

基本指針では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握について下記のとおり記されています。

【現状の分析】

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

【現在の利用状況及び利用希望の把握】

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。なお、地域子ども・子育て支援事業のうち子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下「家庭支援事業」という。）については、市町村は必要に応じて児童福祉法第二十一条の十八第一項に規定する利用の勧奨及び支援（以下「利用勧奨」という。）並びに同条第二項に規定する支援の提供（以下「利用措置」という。）を行うこととされていることから、家庭支援事業の量の見込みの推計に当たっては、利用勧奨及び利用措置による事業の提供量についても勘案すること。

(3)各種事業におけるニーズ量の推計手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、2024(令和6)年3月に就学前児童及び就学児の保護者を対象者とした実態調査を実施し、その結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」の手順に沿って算出し推計することを基本としつつ、本市の利用実績数値と比較するなどの検証を行い、利用実績と大きくかけ離れるものについては利用実績に基づき、対象となるこどもの数の推移の見込みや利用意向の推移を勘案して独自の算出方法により推計しました。

(4)量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」については、推計児童数に基づき算出することになるため、計画期間における将来人口推計が必要となります。

(ア)推計方法

人口推計を行うにあたり、主な方法として「コーホート変化率法」と「コーホート要因法」の2種類があります。ここでいう「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指します。

今回の人口推計にあたっては、近い過去に特殊な人口変動(土地区画整理事業や大規模な災害等)はなく、計画期間である令和7(2025)～11(2030)年度においても、現時点では特殊な人口変動が起きるとは考えられないため、前回の第2期計画でも、採用した方法「コーホート変化率法^{※1}」を採用するものとします。

推計人口は、住民基本台帳人口(外国人登録人口含む)の実績を用いて、コーホート変化率法で算出しました。コーホート変化率及び出生率は、直近の数値としています。

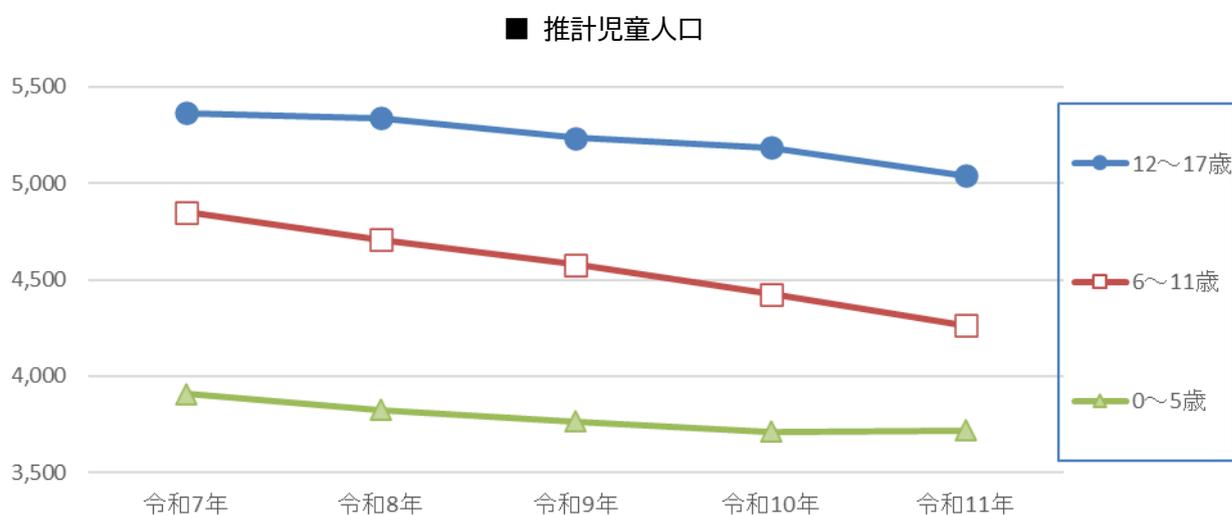
※コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。基準人口の増減を出生と死亡、転出入を含めた、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、推移を算出していきます。今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

(イ)推計児童人口

計画期間内における推計児童人口では、令和11年には、「0～5歳児」が△189人、次いで「6～11歳児」△585人、「12～17歳児」では、△325人となり児童人口の減少が推計されます。

児童年齢	計画期間内における推計児童人口				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	628	621	615	611	606
1歳児	637	631	624	618	614
2歳児	601	636	630	623	617
3歳児	667	600	635	629	622
4歳児	672	665	598	633	627
5歳児	702	671	664	597	632
0～5歳合計	3,907	3,824	3,766	3,711	3,718
6歳児(小1)	760	709	677	670	603
7歳児(小2)	800	759	708	676	669
8歳児(小3)	769	807	765	714	682
9歳児(小4)	833	773	812	769	718
10歳児(小5)	818	836	776	815	772
11歳児(小6)	869	823	841	781	820
6～11歳合計	4,849	4,707	4,579	4,425	4,264
12歳	878	869	823	841	781
13歳	866	880	871	825	843
14歳	930	866	880	871	825
15歳	885	922	858	871	863
16歳	917	883	920	856	869
17歳	887	918	884	921	857
12～17歳合計	5,363	5,338	5,236	5,185	5,038



3 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。」としています。

本市においては、幼稚園・保育所・認定こども園合わせて52の施設が存在しますが、年少人口が減少傾向にある中、区域を小中学校区単位等で設定した場合、将来児童が減少する区域では、定員割れを起こす施設が発生することが考えられ、逆に児童が増加する区域では、更に確保の方策の見直しが必要となるなど、区域によって定員や受入児童の格差が拡大する可能性があります。

以上のように、現状や既存の保育所運営、教育・保育の実態を考慮すると、別府市全域を1つの提供の区域として定員等の需要に対応するのが望ましいと判断し、『全市1区』を教育・保育提供区域の設定とします。

■ 教育・保育提供区域

	事業名	実施区域
教育・保育	教育施設（幼稚園・認定こども園）	1区域 (市全域)
	保育施設（保育所・認定こども園）	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	1区域 (市全域)
	② 地域子育て支援拠点事業	
	③ 妊婦健康診査事業	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤ 養育支援訪問事業	
	⑥ 子育て短期支援事業	
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	
	⑧ 一時預かり事業（幼稚園型以外・幼稚園型）	
	⑨ 延長保育事業	
	⑩ 病児・病後児保育事業	
	⑪ 放課後児童健全育成事業	
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
	⑭ 子育て世帯訪問支援事業	
	⑮ 児童育成支援拠点事業	
	⑯ 親子関係形成支援事業	
	⑰ 産後ケア事業	
	⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	

4 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の方策

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策

教育・保育の利用状況及び実態調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域で均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5か年における教育・保育の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)を算出するとともに、それに対応する「確保方策」(量の見込みに対応する整備量と実施時期)を定めます。

■量の見込みの考え方

実態調査による量の見込み総数(推計値)が、利用実績数値による量の見込みの総数を下回るため、利用実績数値を基に対象となる就学前児童の数の推移及び年齢区分ごとの利用割合を考慮し算出しました。年度当初から年度末にかけて段階的に利用者が増加することから、各年10月1日時点で量の見込みを算出しました。

なお、幼稚園+預かり保育については、1号認定の見込み数に計上しています。

■確保方策の考え方

① 就学前教育・保育ビジョン

別府市では令和6年度にまとめた「別府市就学前教育・保育ビジョン」に基づいて、市立幼稚園の再編(集約)や一部幼稚園での2年保育の実施を計画しているため、確保方策に反映させています。

③ 認定こども園

幼稚園と保育所のそれぞれの良さを生かしながら、保育を必要とするこどももしないこどもも受け入れて、教育・保育を一体的に行うことのできる認定こども園は、保護者の多様なニーズに対応する上では必要な施設形態の1つと考えられます。令和7年度以後既存の保育所等で認定こども園への移行を選択する施設が複数あると考えられるため、これによる1号認定数の増を見込んでいます。

幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の方策

(人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	量の見込み	929	882	864	847	857	
	確保方策	1,089	1,110	1,108	1,106	1,124	
	特定教育・保育施設	1,089	1,110	1,108	1,106	1,124	
	上記以外（確認を受けない幼稚園等）	0	0	0	0	0	
	不足量	△ 160	△ 228	△ 244	△ 259	△ 267	
2号認定	量の見込み	1,016	964	945	926	937	
	確保方策	1,170	1,107	1,080	1,054	1,042	
	特定教育・保育施設	1,019	960	935	911	899	
	上記以外（企業主導型保育施設、認可外）	151	147	145	143	143	
	不足量	△ 154	△ 143	△ 135	△ 128	△ 105	
3号認定	1・2歳児	量の見込み	925	946	937	927	920
		確保方策	1,007	982	967	951	954
		特定教育・保育施設	886	863	850	836	839
		企業主導型保育施設	60	59	58	57	57
		認可外保育所	61	60	59	58	58
		上記以外（特定地域型保育事業等）	0	0	0	0	0
	不足量	△ 82	△ 36	△ 30	△ 24	△ 34	
	0歳児	量の見込み	301	298	295	293	290
		確保方策	313	305	300	296	297
		特定教育・保育施設	266	259	255	251	252
		企業主導型保育施設	29	29	28	28	28
		認可外保育所	18	17	17	17	17
		上記以外（特定地域型保育事業等）	0	0	0	0	0
	不足量	△ 12	△ 7	△ 5	△ 3	△ 7	
合計	量の見込み	3,171	3,090	3,041	2,993	3,004	
	確保方策	3,579	3,504	3,455	3,407	3,417	
	不足量	△ 408	△ 414	△ 414	△ 414	△ 413	
別府市 人口推計	3～5歳児	2,041	1,936	1,897	1,859	1,881	
	1・2歳児	1,238	1,267	1,254	1,241	1,231	
	0歳児	628	621	615	611	606	
	合計	3,907	3,824	3,766	3,711	3,718	

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

第3期計画における量の見込みについては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」(平成 26 年 1 月)及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」(令和6年10月)及び地域子ども・子育て支援事業の実績値に基づいて算出します。

算出の考え方としては、量の見込みは、ニーズ調査の結果から、国の手引きに基づき算出されたもの、または事業実績値に基づく市の独自推計によるものとします。
提供体制の確保の方策は、量の見込みに対応できるよう計画しました。

(1)利用者支援事業

【事業内容】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を行う事業です。

地域子育て支援拠点等の身近な場所で日常的に相談を受ける「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを市の窓口配置する「特定型」、母子保健と児童福祉の一体的な運営を通じて、全てのこどもと家庭に対して切れ目なく対応する「こども家庭センター型」があります。

また、「こども家庭センター」と連携し、補完する機関として、地域住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う「地域子育て相談機関」の設置も努力義務となっています。

【現 状】

「基本型」を地域子育て支援拠点4カ所で、「こども家庭センター型」を保健センター内のこども家庭センターで実施しました。「こども家庭センター型」では、妊娠や出産、子ども・子育てに関する全般の相談や、虐待や貧困、ヤングケアラーなどの問題を抱えたこどもに関する相談・支援を行っています。

【量の見込の考え方】

国の手引きには、「子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、こども家庭センターの設置を見据えた見込となるよう留意すること」とあります。

●基本型

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設やその他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うことを踏まえて設定します。

●地域子育て相談機関

国の手引きには、「地域子育て相談機関は中学校区に1か所を目安に設定することを原則としている。」とありますが、別府市では7つの中学校区に対して4拠点(利用者支援事業の基本型を実施している施設)にて業務を行いながら、必要に応じて見直しを行う予定です。

●こども家庭センター型

国の手引きには、「令和8年度までに整備が図られるよう、地域の実情に応じてその量の見込みを設定すること」とあります。

●妊婦等包括相談支援事業型

別府市では妊婦・子育て家庭への伴走型支援を実施している別府市こども家庭センターにて業務を行う予定です。出生見込み×面談回数(3回)で量の見込みを算出しました。

【確保方策に対する考え方】

●基本型

地域支援センター4か所(南部子育て支援センターわらべ、北部子育て支援センターどれみ、西部子育て支援センターべるね、にじのひろば)において、当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を行います。利用者が必要とする支援につながるよう地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行います。

●地域子育て相談機関

基本型を行う4施設において、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら相談・助言にあたるとともに「こども家庭センター」と連携を図ります。また相談の傾向、状況等を把握した上で、関連施設での取り組みの推進を検討します。

●こども家庭センター型

令和5年4月に別府市保健センター内に「別府市こども家庭センター」を開設しました。母子保健と児童福祉を一体化し、妊娠期から子育て世帯を包括的に支援します。妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた対応ができるよう取り組みます。また、事業の一部を社会福祉法人に委託することで、専門的知見に基づく支援対応の強化及び夜間、休日、年末年始の対応の強化を図ります。

●妊婦等包括相談支援事業型

別府市こども家庭センターにおいて、妊婦やその配偶者等に対して、面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげます。

【事業実施場所】

基本型、地域子育て相談機関：

別府市子育て支援センター 及び 地域子育て支援センター「にじのひろば」

こども家庭センター型：

別府市こども家庭センター 及び こども家庭センター光の園

妊婦等包括相談支援事業型：

別府市こども家庭センター

【令和5年度実績】

基本型4か所、こども家庭センター型1か所

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

●基本型

【実施か所数／か所】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

●地域子育て相談機関

【実施か所数／か所】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

●こども家庭センター型

【実施か所数／か所】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

●妊婦等包括相談支援事業型

【回数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,884回	1,863回	1,845回	1,833回	1,818回
確保方策	1,884回	1,863回	1,845回	1,833回	1,818回
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2)地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【現 状】

少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化等の社会的背景の中、男性の育児休業取得率もまだまだ低く、子育てで不安や悩みを抱えながらも「身近に相談できる相手がいない」、などの理由で、育児への負担や不安を感じる人がいます。

こうした背景から、子育て中の保護者が、こどもや子育てについてさまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないように、身近なところで子育てについて相談できる場所として、地域子育て支援拠点施設において、交流の場の提供、交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の開催等の事業を実施しています。

本市では現在、地域子育て支援センター6か所で実施しています。

【量の見込の考え方】

国の手引きに基づき算出された数値を量の見込みとします。

算出方法は、家庭類型別の利用意向率と利用意向回数により算出した数値をアンケート実施年度である令和5年度のニーズ量とし、本事業の対象となる3歳未満児の年度ごとの推移(減少)を勘案して算出しました。

【「参考」令和7年度～11年度までの3歳未満児の推移（見込み）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	628人	621人	615人	611人	606人
1歳児	637人	631人	624人	618人	614人
2歳児	601人	636人	630人	623人	617人
計	1,866人	1,888人	1,869人	1,852人	1,837人

【確保方策に対する考え方】

現在、6か所の地域子育て支援センターで実施しており、継続して取り組むことで提供体制を確保します。また、市報やホームページ等での広報、講習会の実施や地域との連携により、子育て支援の強化を図ります。行政の保健師や栄養士、こども家庭課、地域の民生委員、主任児童委員との関係を密接にし、子育ての悩みなどの解消に取り組めます。また、保育所、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等の情報提供等に努めていきます。

施設が設置されていない地区での出張センターの開催にも取り組めます。

【事業実施場所】

地域子育て支援センター

【令和5年度実績】

地域子育て支援センター：6か所(延べ利用人数(大人の数):37,197人日)

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

【年間延べ利用／人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	39,437人日	39,902人日	39,501人日	39,141人日	38,824人日
確保方策	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	39,437人日	39,902人日	39,501人日	39,141人日	38,824人日

(3)妊婦健康診査事業

【事業内容】

安心・安全に出産を迎えるために、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康状態を把握するため、その費用を助成します。

【現 状】

安全・安心な妊娠の継続、出産のために、妊娠が正常に経過していることを確認し、母児ともに健全な状態で妊娠・分娩を終了させることを目的に、合計14回の健康診査を受けることが出来ます。遅い週数での妊娠届出により国の示す妊婦健康診査回数を満たすことができない妊婦、妊娠の届出をせず妊婦健康診査を一度も受けないまま、もしくは妊娠の届出をしても極端に妊婦健康診査の回数が少ないまま出産を迎える方もいます。

【量の見込の考え方】

本事業はニーズ調査によらずに推計するものであり、妊婦健診受診人数実績に過去3年間の伸び率を考慮して算出しています。

【確保方策に対する考え方】

妊娠届出や妊婦健康診査の必要性についての広報を行い、母子健康手帳交付時の周知の徹底、妊婦健康診査受診が滞っている妊婦へ保健師からの働きかけができるように、産科医療機関の協力を得るなどすることにより、量の見込みに対する受診体制を確保します。

【事業実施場所】

全国

【令和5年度実績】

延べ受診件数：7,091回

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

【年間延べ受診／回】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,383	6,049	5,732	5,432	5,147
確保方策	◆健診回数： 14回 ◆実施場所： 県内医療機関（※県外でも対応可能だが、事前の相談が必要。） ◆実施時期： 妊娠期間				

(4)乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他援助を行います。

【現 状】

乳児家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、母子保健サービスの情報提供及び養育環境等の把握、子育て支援に関する必要な助言を行っています。

訪問実施率は約99.5%で、未訪問の理由は転出や訪問の同意を得られなかった、長期里帰り等が挙げられます。また、里帰り先での訪問を希望する場合、里帰り先の市町村に訪問依頼を行っています。

【量の見込の考え方】

本事業は、ニーズ調査によらずに推計するものであり、量の見込みは、各年度の将来推計出生数を量の見込とし、全出生数の訪問率100%と設定します。

【確保方策に対する考え方】

母子健康手帳交付や転入手続き等の行政窓口や産科医療機関の協力を得て、本事業の周知を徹底するとともに、ペリネイタルビジット事業と連携することで、支援を要する妊産婦に対してより必要な支援が受けられるような体制の強化を図ることにより、量の見込みに対する訪問体制を確保します。また、訪問の同意を得られない方には、こども家庭センターへの来所等にて母子の状況把握に努めていきます。

【事業実施場所】

別府市全域

【令和5年度実績】

家庭訪問乳児数:590人

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

【年間訪問乳児数／人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	628人	621人	615人	611人	606人
確保方策	◆実施機関： 別府市 ◆実施体制： 保健師・助産師				

(5)-①養育支援訪問事業

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

【現 状】

母子保健事業や関係機関からの連絡・通告によって把握したケースについて、受理会議等で支援が特に必要と判断されたケースの児童及びその養育者を対象として、子育て支援相談員、保健師等が自宅を訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を行います。

【量の見込の考え方】

本事業はニーズ調査によらずに推計するものであり、令和3年度から令和5年度における家庭訪問実績の平均値から量の見込みを推計します。

令和7年度以降も、児童人口は減少することが見込まれますが、家庭での育児力の低下等に起因する養育支援ニーズは相当量が見込まれるため、横ばいとします。

【確保方策に対する考え方】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して積極的にアプローチを行います。適切な養育が行われるよう、対象家庭にきめ細かな専門的支援を行っていくため、関係機関との連携を図り情報収集に努めていきます。必要に応じて児童相談所や関係機関等と連携し対応します。特に乳児家庭に対しては、母子保健と児童福祉が連携し、複数の観点から短期・集中的な支援を行うことにより、量の見込みに対する訪問体制を確保します。

【事業実施場所】

別府市全域

【令和5年度実績】

家庭訪問対象者(実人数):128人

家庭訪問延べ件数: 238件

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

【年間訪問対象者／人、年間延べ訪問／件】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	132人 238件	132人 238件	132人 238件	132人 238件	132人 238件
確保方策	◆実施機関： 別府市 ◆実施体制： こども家庭課職員・社会福祉法人職員・主任児童委員				

(5)-②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化のため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、地域ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施します。

【現 状】

児童虐待防止のためには、妊娠期から子育て期に至るまで、地域で安心して子育てができるよう切れ目のない子育て支援の体制を構築していくことが必要です。

別府市では、要保護児童対策地域協議会を設置し、医療・教育・福祉・地域等の関係機関と連携して、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めています。

【確保方策に対する考え方】

要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関と連携し、支援の必要な子どもと家庭に対応します。

また、関係職員の専門性強化を図るため研修等へ積極的に参加します。

【令和5年度実績】

- ・要保護児童対策地域協議会運営のための会議の開催
(代表者会議: 1回 実務者会議: 12回 個別ケース検討会議: 107回)
- ・要保護児童対策調整機関の調整担当者研修の受講(1名)
- ・児童相談所職員(スーパーバイザー)による指導・助言(月1回)

(6)子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合などに、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設又は里親等において一定期間、養育・保護その他の支援を行うことを目的とする事業です。

【現 状】

利用事由としては、利用児童の兄弟姉妹の病気入院に伴う保護者の付添看護、保護者の入院、育児疲れ、仕事や出張など多岐にわたっています。

2024(令和6)年度からショートステイ、トワイライトステイ(夜間・休日預かり)に加え、保護者の育児負担の軽減や児童の養育方法、関わり方などについて支援が必要な場合に親子で一緒に利用することや、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に保護者の同意のもとで利用することができるようになりました。

【量の見込の考え方】

令和3年度から令和5年度の実績値の平均値を量の見込みとします。

令和7年度以降も児童人口は微減を続ける見込みではありますが、家庭での育児力の低下等に起因する養育支援ニーズは相当量が見込まれるため、横ばいとします。

【確保方策に対する考え方】

現在、施設5か所と里親1か所で実施していますが、受け入れ先となる里親の新規開拓などに取り組むことで量の見込みの確保を図ります。また、孤立した育児によって虐待につながることはないよう、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により家庭での養育が一時的に困難となり支援が必要な家庭に対して、受入施設と行政が連携し、速やかに対応できる体制の強化及び充実を図るとともに、受け皿の確保を図ります。利用者に必要な支援を見極め、様々な子育て支援サービス(一時預かり、ファミリー・サポート・センター等)の中から適切な支援の利用を促します。

【事業実施場所】

別府市内の児童福祉施設等

【令和5年度実績】

ショートステイ利用人数(実人数)：207人

ショートステイ延べ利用人数：629人日

トワイライトステイ利用人数(実人数)：35人

トワイライトステイ延べ利用日数：36人日

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

●ショートステイ

【年間利用延べ人数/人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	445人日	445人日	445人日	445人日	445人日
確保方策	445人日	445人日	445人日	445人日	445人日
	6か所 (施設5： 里親1)	6か所 (施設5： 里親1)	7か所 (施設5： 里親2)	7か所 (施設5： 里親2)	8か所 (施設5： 里親3)

●トワイライトステイ

【年間利用延べ人数/人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	86人日	86人日	86人日	86人日	86人日
確保方策	86人日	86人日	86人日	86人日	86人日
	6か所 (施設5： 里親1)	6か所 (施設5： 里親1)	7か所 (施設5： 里親2)	7か所 (施設5： 里親2)	8か所 (施設5： 里親3)

(7)ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助を行います。

【現 状】

児童数の減少や核家族化、地域のつながりの希薄化等の社会的背景の中、就労形態は多様化するとともに保護者の育児疲れや緊急時の対応が求められています。

児童の預かりの援助を受けたい方と希望する援助を行う方との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもので、令和5年度は968件の援助活動を行いました。対象は概ね生後3か月～小6学生までで、利用料は月曜日から金曜日の7:00～19:00が500円/時間、それ以外の時間帯と土・日曜日、祝日は600円/時間となっています。

利用目的の主なものとして、保育所・幼稚園・放課後児童クラブなどの送迎や保護者の仕事・病気・求職活動・地域や学校行事の参加・冠婚葬祭・リフレッシュ等が挙げられます。そして、保護者には緊急時に対応出来るようにするため、事前の会員登録の必要性を伝える必要があります。また、おねがい会員が472人、まかせて会員が166人の会員を登録していますが、まかせて会員が少ない地域があるため、事業の周知に努め、少ない地域でのまかせて会員の拡大を図っています。

【量の見込の考え方】

おねがい会員の登録数はやや増加傾向にあるものの、依頼には概ね対応できているため、過去の延べ活動件数の実績から、今後の量を見込むこととします。

【確保方策に対する考え方】

令和5年4月より、まかせて会員に対して助成金を交付し、援助活動を推進しています。今後も市報に特集記事を組むことにより広く事業を周知するとともに、定期的に発行する情報誌を商業施設や保育施設等に配置して周知を図ります。また、地区の自治会、主任児童委員や民生委員等の会議に参加しての広報活動を広く実施することにより、量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。

【事業実施場所】

別府市全域

【令和5年度実績】

年間延べ利用人数:就学児401人日、未就学児567人日

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

【年間訪問乳児数/人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	792人日	792人日	792人日	792人日	792人日
確保方策	792人日	792人日	792人日	792人日	792人日

(8)-①一時預かり事業(a:幼稚園型以外)

【事業内容】

保育所(園)や幼稚園等を利用していない家庭において、保護者の短期の勤務や、けがや病気等の緊急な理由により家庭で保育できなくなったときや育児疲れを解消したいときなどに、一時的に保育所(園)に預けられる事業です。

また、里帰り出産等により市内に住所を有する祖父母と一時的に同居する場合、出産のための入院時にもご利用できます。

【現 状】

少子化の影響から近年利用者数が減少傾向となっています。また、利用の理由をみると「私用、リフレッシュ」の割合が高くなっており、その割合は約8割となっています。

事業内容としては、単に預かるのではなく保育所の通常保育に準じた保育を実施するとともに、前日迄に申込を受付けることにより対象児の聞き取りを行い、その児童に合った対応をするようにしています。

【量の見込の考え方】

国の手引きに基づき算出された数値が実績値を大きく上回るため、算出の方法を修正して算出します。具体的には、下記の考え方により、令和5年度の利用実績を今後5年間の量の見込みとします。

①主に本事業の対象となる3歳未満児の年度ごとの推移(減少)を勘案して算出する。
(減少要因)

②ニーズ調査の結果を見ると、一時預かりを利用していない人の中に、利用方法が分からない等の理由によるものが一定程度あり、実際利用に至っていない潜在的なニーズがあると考えられ、今後の利用者支援事業の取り組みなどにより利用家庭の割合が増加することを考慮する。(増加要因)

【「参考」令和7年度～11年度までの3歳未満児の推移(見込み)】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	628人	621人	615人	611人	606人
1歳児	637人	631人	624人	618人	614人
2歳児	601人	636人	630人	623人	617人
計	1,866人	1,888人	1,869人	1,852人	1,837人

【確保方策に対する考え方】

量の見込みに適切に対応した実施に努めます。

また、安心・安全な預かり体制作りや、質の高い預かり保育が出来る様に努めていきます。引き続き、保育所の定員の余裕を活用して預かりを行う「余裕活用型一時預かり事業」を実施し、一時預かり事業の充実を図ります。

【事業実施場所】

別府市全域

【令和5年度実績】

施設数：8か所(延べ利用人数：1,402人日)

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

【延べ利用人数／人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,977人日	1,943人日	1,915人日	1,888人日	1,889人日
確保方策	1,977人日	1,943人日	1,915人日	1,888人日	1,889人日
	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所

(8)-②一時預かり事業(b:幼稚園型)

【事業内容】

幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能部分において在籍園児を対象として、教育時間前後や長期休業期間中などに預かり保育を行います。

【現 状】

令和6年度は特定・教育保育施設の13園(公立幼稚園5園、私立幼稚園5園、私立認定こども園3園)で実施しています。

また、本市では公立幼稚園で預かり保育を実施していない校区において、放課後児童クラブで幼稚園児を受け入れています。

【量の見込の考え方】

算出方法は、令和5年度の利用実績をもとに、令和7年度に認定こども園へ移行する予定の施設が実施する預かり保育と令和7年度から預かり保育を実施する公立幼稚園1園の見込みを加えて令和7年度の量の見込みを算出し、令和8年度以降は令和7年度の量の見込みに国の手引きに基づき算出された数値の増減割合を乗じた数値を量の見込みとします。

【確保方策に対する考え方】

保護者のニーズに対応するため、公立幼稚園での預かり保育を継続するとともに、幼稚園型一時預かり事業を私立幼稚園・私立認定こども園にて実施します。また、放課後児童クラブでの幼稚園児の受け入れについても継続し、保護者の利用ニーズに対応します。

【事業実施場所】

別府市全域

【令和5年度実績】

施設数: 13か所(私立認定こども園3園、私立幼稚園5園、公立幼稚園5園)

延べ利用人数: 96,839人日

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

【延べ利用人数/人日】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		133,029人日	129,721人日	149,792人日	148,313人日	150,470人日
確保方策	一時預かり事業(幼稚園型I)	132,909人日	129,607人日	149,680人日	148,204人日	150,359人日
	上記以外	120	114	112	109	111
	施設数	21か所	21か所	21か所	21か所	21か所
	備考	公立幼稚園5園、私立幼稚園5園、私立認定こども園3園に加えて、新たに公立幼稚園1園、私立認定こども園7園と放課後児童クラブで受け入れることにより受入体制が確保できる見込みです。				

(9)延長保育事業

【事業内容】

就労形態の多様化等に伴い、保育所等において開所時間を超えて、在籍園児を保育します。

【現 状】

共働き家庭の増加、核家族化の進行、通勤時間の増加、女性就労の増加や就労態様の変化等による環境の厳しさに対応し、就労と育児の両立支援をするために実施しています。別府市においては、認可保育所・認定こども園において33園の全てが実施しています。認可保育所の実施時間は18:00～19:00までがほとんどです。4園が20:00までとなり、そのすべての受入に対応出来ていますが、長時間の利用の増加により預かりに伴うこどもへの影響が懸念されます。

【量の見込の考え方】

本事業の量の見込みは、過去の利用実績を基に認可保育所等の利用者数の推移の見込み(減少要因)及び女性の就業率の向上及び就業時間の長時間化(増加要因)等を考慮して、令和5年度の利用実績を今後5年間の量の見込みとします。

【確保方策に対する考え方】

認可保育所及び認定こども園において、引き続き延長保育に取り組むことにより、量の見込みの確保を図ります。

また、預かり時間内における安全確保に努めるため、保育士の配置の充実を図り、保育士の質の向上に努めると共に、各利用年齢に対応した環境整備を促進します。

【事業実施場所】

別府市全域

【令和5年度実績】

施設数:33か所(実利用人数:1,287人)

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

【実利用人数/人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,287人	1,287人	1,287人	1,287人	1,287人
確保方策	1,287人	1,287人	1,287人	1,287人	1,287人
	33か所	33か所	33か所	33か所	33か所

(10)病児保育事業

【事業内容】

小学校6年生までの児童が病気の回復期に至らないが、当面の急変が認められない場合、集団保育が困難な期間、一時的に専用施設で保育及び看護を行います。

【現 状】

こどもが病気の際、保護者が就労等によって家庭で保育できないとき、病児保育で受け入れることで保護者の就労支援につながっています。制度の利用拡大を図るため継続的な周知を行います。

【量の見込の考え方】

本事業は、量の見込みの推計にあたり、ニーズ調査結果に基づく推計が事業実績に基づく推計を大きく上回っており、これは令和5年度実績の対象が、病気の回復期に至らない病児保育であり、ニーズ調査結果には病後児対応を含めた利用希望を集計していることが要因の1つと考えられます。

本市では現在、病後児対応の事業は実施していないため、本事業の量の見込みは事業実績値に基づく推計を量の見込みとし、認可保育所等の利用者数の推移の見込み(減少要因)及び女性の就業率の向上及び就業時間の長時間化(増加要因)等を考慮して、2施設による実施となった令和5年11月～令和6年10月(令和5年10月までは1施設)の利用実績を今後5年間の量の見込みとします。

【確保方策に対する考え方】

現在、2か所の保育所隣接施設内で事業を実施しており、継続して取り組むことで提供体制を確保します。また、ホームページ等での広報を実施し、病児保育制度を知らない世帯への周知活動を強化します。利用者に対しては、病気の時だけでなく日常から子どもを見守る目を養うことも必要なことから、保育所や子育て支援センター、健康推進課などと連携して、親子の関わりの大切さを伝えるとともに、感染症予防に関する知識の啓発に取り組みます。

【事業実施場所】

別府市全域

【令和5年度実績】

施設数:2か所(延べ利用人数:1,144人)

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

【実利用人数/人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,438人	1,438人	1,438人	1,438人	1,438人
確保方策	1,438人	1,438人	1,438人	1,438人	1,438人
	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(11)放課後児童健全育成事業

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【現 状】

放課後児童クラブの対象児童は、国の運営指針に沿って、仕事などで昼間保護者が家庭にいない小学校1～6年生を受け入れています。また、本市独自の取り組みとして、幼稚園の預かり保育を実施していない地域の幼稚園児も受け入れています。また、「就学前教育・保育ビジョン」により令和8年度以降は幼稚園の減少及び預かり保育の実施が始まることにより令和9年度以降クラブでの幼稚園児預かりはなくなる見込です。

女性の就業率の上昇、核家族化や少子化などにより、放課後児童クラブの需要は年々高まっており、待機児童の発生や定員を超えて受け入れを行っている小学校区の受け入れ枠の拡大、放課後児童支援員の確保が課題となっています。

また、地域により児童数受入の格差があることから、今後各校区ごとでのクラブの適正な規模での運営体制について、整備していく必要があります。

【量の見込の考え方】

本事業は、量の見込みの推計にあたり、ニーズ調査結果に基づく推計が事業実績に基づく推計を大きく上回っており、これはニーズ調査結果においては、利用意向率の算出について、低学年、高学年とまとめて利用希望把握調査を行っているため、学年ごとに利用率が逡減していく放課後児童クラブの特性を加味していないことが要因の1つと考えられます。本事業の量の見込みは、学年ごとに利用率が逡減していく放課後児童クラブの特性を加味した事業実績値に基づく推計に、ビジョンによる園児数の減少を踏まえた量の見込とします。

【確保方策に対する考え方】

令和6年度当初は38か所で事業を実施しておりますが、基準を超えて児童を受け入れているクラブの一校区について、支援の単位を一つ増やし施設整備等を行い、今後は39箇所で開催事業を実施していきます。

また、新たに整備等が必要になった場合は、教育委員会と連携し、各学校の状況を踏まえた上で、活用可能な学校施設等の情報共有を図り、できるだけ小学校区域内で実施することを目指します。

各クラブの運営主体ならびに支援員との連携を図り、適切な運営が図られるよう指導していきます。

【事業実施場所】

別府市全域

【令和5年度実績】

施設数:38か所(4月1日時点登録児童数:1,620人)

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

【年間実利用／人】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	合計	1662人	1588人	1506人	1480人	1454人
	幼稚園	100人	53人	0人	0人	0人
	1年生	455人	451人	446人	442人	437人
	2年生	407人	398人	390人	381人	373人
	3年生	324人	318人	312人	307人	301人
	4年生	218人	210人	202人	195人	188人
	5年生	106人	106人	105人	105人	105人
	6年生	52人	52人	51人	50人	50人
確保方策		1662人	1588人	1506人	1480人	1454人
		39か所	39か所	39か所	39か所	39か所

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、対象者に費用の一部を補助する事業です。

【現 状】

2019(令和元)年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、3歳以上の小学校就学前のこどもの保育利用料が無償化されました。(ただし、通園送迎費、行事費などは無償化の対象外のため保護者の負担になります。)

認可保育所・認定こども園の保育所機能部分に通っている場合、給食費は主食費に加え、副食費(おかずやおやつ代)が保護者の負担に変わりました。ただし、同一世帯に小学校就学前のこどもが3人以上いる場合は、3人目以降の副食費が免除されます。また、年収360万円未満相当世帯のこどもも副食費が免除されます。

また、幼稚園・認定こども園の幼稚園機能部分に通っている場合、同一世帯に小学校3年生までのこどもが3人以上いる場合は3人目以降の副食費が免除されます。また、年収360万円未満相当世帯のこどもも副食費が免除されます。

実費徴収に係る補足給付事業として、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通うこどもの世帯が、年収360万円未満相当世帯の場合や同一世帯の小学校3年生までのこどもから3人目以降のこどもについては、申請により、月額4,800円を上限として、副食の費用が補助されます。

【確保方策に対する考え方】

国の制度に即して実施します。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

新規参入施設等への相談・助言等の巡回支援や健康面・発達面において特別な支援が必要な子どもを認定子ども園で受け入れるための職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

【現 状】

令和6年4月現在、本市では多様な事業者が特定教育・保育施設等の設置、運営に参入しています。事業については現在未実施です。

【確保方策に対する考え方】

今後も多様な事業者が特定教育・保育施設等の設置に参入できるよう、事業の実施にあたっては民間事業者の意向や国の動向を勘案しながら検討していきます。

(14)子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【現 状】

本事業による支援を適切に行う技術、経験等を有する訪問介護事業所や居宅介護事業所などから派遣された訪問支援員が対象家庭の居宅を訪問し、家庭の状況に合わせて家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポートなど)や育児・養育支援(育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助など)を行っています。

【量の見込の考え方】

国が示した「量の見込みの算出の考え方」に基づき算出された数値を量の見込みとします。

算出方法は、0～17歳の推計人口×(利用が望ましい世帯数/0～17歳の全児童数)×平均利用日数です。利用が望ましい世帯数は令和5年度のネグレクト及び特定妊婦の相談件数のうち約15%としました。

【確保方策に対する考え方】

現在、訪問介護事業所や居宅介護事業所などを含む10か所から訪問支援員を派遣しています。引き続き取り組むことで受け皿の確保を図ります。子育て家庭の養育環境が深刻な状況となる前に、児童が育つ家庭や養育環境に係る支援を提供するとともに、支援対象の家庭が自立して生活できるように環境を整えていきます。

【事業実施場所】

別府市全域

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

①家事支援

【年間利用延べ人数／人日】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	生活保護世帯	40人日	39人日	39人日	38人日	37人日
	市民税非課税世帯	123人日	121人日	118人日	116人日	113人日
	市民税所得割課 (77,101円未満世帯)	83人日	82人日	79人日	78人日	76人日
	その他世帯	40人日	39人日	39人日	38人日	37人日
	計	286人日	281人日	275人日	270人日	263人日
確保方策		286人日	281人日	275人日	270人日	263人日
		10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

②育児・養育支援

【年間利用延べ人数／人日】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	生活保護世帯	20人日	20人日	19人日	19人日	18人日
	市民税非課税世帯	62人日	60人日	59人日	58人日	57人日
	市民税所得割課 (77,101円未満世帯)	47人日	40人日	40人日	39人日	39人日
	その他世帯	20人日	20人日	19人日	19人日	18人日
	計	143人日	140人日	137人日	135人日	132人日
確保方策		143人日	140人日	137人日	135人日	132人日
		10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

(15)児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない主に学齢期以降の児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【現 状】

社会福祉法人が所有する建物を児童育成支援拠点として活用し、生活習慣の形成(例:片付け、手洗い・うがい等の健康管理の習慣づけ、入浴支援)や学習の支援(例:宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート)、食事の提供などの支援を行っています。また、必要に応じて居宅や学校と児童育成支援拠点間の送迎支援も行っています。

【量の見込の考え方】

国が示した「量の見込みの算出の考え方」に基づき算出された数値を量の見込みとします。

算出方法は、6～17歳の推計人口×(利用が望ましい児童数/6～17歳の全児童数)です。利用が望ましい児童数は令和5年度のネグレクト及び不登校の相談件数(いずれも6～17歳に限る)のうち約25%としました。

【確保方策に対する考え方】

1日あたり20人以内の受け入れと週5日の開所ができるように、受け入れ体制の確保を図ります。児童にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が守られる居場所となるように環境を整えていきます。

【事業実施場所】

別府市が児童育成支援拠点事業を行う場所として適当と認めた場所

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

【年間実利用実人数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	17人	16人	16人	16人	15人
確保方策	20人	20人	20人	20人	20人
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(16)親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【現 状】

現時点では未実施ですが、令和7年度からの事業実施に向けて準備を進めていきます。

【量の見込の考え方】

国が示した「量の見込みの算出の考え方」に基づき算出された数値を量の見込みとします。

算出方法は、0～17歳の推計人口×(利用が望ましい児童数/0～17歳の全児童数)です。利用が望ましい児童数は令和3年度から令和5年度の性格行動及び育児・しつけの相談件数の平均値としました。

【確保方策に対する考え方】

定員10名程度の講座を複数実施することで、受け皿の確保を図ります。深刻な虐待事案に至る前段階で児童との関わり方を支援するという本事業の趣旨を十分に踏まえ、支援を必要とする家庭に広く事業が行き届くよう配慮します。

【事業実施場所】

別府市内の社会福祉法人(予定)

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

【年間実利用実人数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	23人	22人	22人	22人	21人
確保方策	23人	22人	22人	22人	21人
	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(17)産後ケア事業

【事業内容】

産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的に、出産後1年未満の母子を対象に助産師等の専門職により、母親の心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。医療機関や助産院等での宿泊型及びデイサービス型、対象者の居宅への訪問型の実施方法を合わせて7回まで利用することができます。

【現 状】

別府市では本事業を令和2年度より開始し、令和6年度より訪問型を実施しています。令和5年6月の国の実施要綱改正により、対象者が拡大されたことに伴い、利用者が増加しています。

【量の見込の考え方】

事業開始以降、出生数は減少しているものの、利用件数は毎年増加しており、人口推計と比例した利用件数とならない可能性があるため、令和6年度の実績から算出した年間の見込みと同数としました。

【確保方策に対する考え方】

妊娠中には、妊娠届出時の対面による説明や、妊娠7ヶ月に送付するアンケートに事業案内の同封、また出産後は「こんにちは赤ちゃん訪問」の際に説明し周知を図ります。利用したい方が希望する時期に利用できるよう、市内だけでなく県内全域の実施施設で利用できるように実施体制を整えています。

【事業実施場所】

県内の実施施設(産科及び小児科医療機関、助産院等)

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

【年間延べ利用件数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	564件	564件	564件	564件	564件
確保方策	◆利用回数： 宿泊型、デイサービス型、訪問型合わせて7回まで ◆実施場所： 県内実施機関 ◆実施時期： 出産後1年未満				

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業内容】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

【現 状】

令和8年度からの事業実施に向けて準備を進めていきます。

【量の見込の考え方】

国が示した「量の見込みの算出の考え方」に基づき算出された数値を量の見込みとします。

算出方法は、対象年齢の未就園児数 × 10時間(1人当たり月間利用可能時間) ÷ 176時間(1月当たり受入れ可能時間数。1日8時間×22日)です。未就園児数は人口推計に未就園児の割合を乗じたものとししました。

【確保方策に対する考え方】

事業の実施にあたっては民間事業者の意向や国の動向を勘案しながら検討していきます。

【事業実施場所】

別府市全域(予定)

【令和7年度～11年度までの量の見込みと確保策】

【時間】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	-	1,540	1,530	1,520	1,500
	確保方策	-	1,540	1,530	1,520	1,500
1歳児	量の見込み	-	1,730	1,710	1,690	1,680
	確保方策	-	1,730	1,710	1,690	1,680
2歳児	量の見込み	-	1,740	1,730	1,710	1,690
	確保方策	-	1,740	1,730	1,710	1,690



第6章
子ども・子育て支援事業計画の
推進に向けて

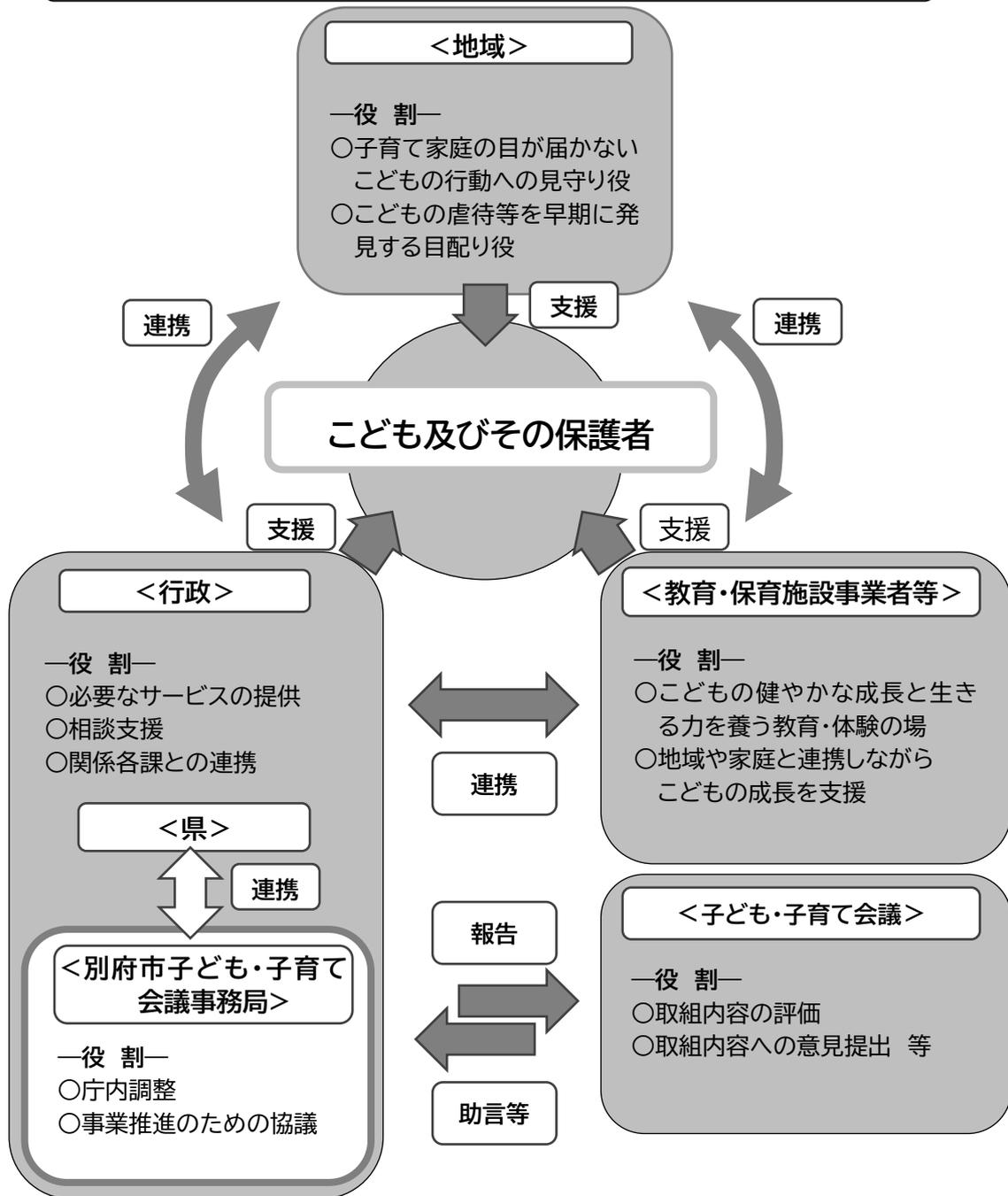


第6章 子ども・子育て支援事業計画の推進に向けて

1 関係機関との連携体制

本市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全市を挙げて子ども・子育て支援に取り組み、利用者の立場に立った施策・事業の推進体制を構築します。

第3期別府市子ども・子育て支援事業計画 ～推進体制図～



2 それぞれの役割

子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」とあります。

これは、家族・家庭、地域、事業主及び行政におけるそれぞれの役割を改めて明確にし、相互に連携して、子育て支援に取り組む必要があることを意味しています。父母その他の保護者は子育ての主体であり、それぞれの家庭で行うべきこと、又その子育て家庭を支援すべき地域、事業主及び行政が、今後の取り組むべきことや留意すべきこと等について改めて明示し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、県と緊密な連携を図ることとします。

(1)市(行政)の役割

市は、住民に最も身近な行政サービスを提供する主体として、社会環境の変化や国・県の施策を踏まえ、子育てに関わる各主体との連携・協働の下、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に展開することが求められます。

(2)家庭(保護者)の役割

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、又、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

家庭は子育ての基礎であり出発点です。こどもと親がともに学び育つ場としての認識を持ち、温かな愛情の下に、こどもと親が笑顔いっぱい過ごせるような家庭を築くことを理想とします。

(3)教育・保育施設事業者等の役割

こども園、保育所、幼稚園、学校は、こどもたちが心豊かに成長するための場でもあり、又、集団生活を通して、集団の一員としての自覚や規範意識を育てながら、豊かな人間関係を築き、自立を図る場でもあります。こどもが学び育つ場として、家庭や地域との連携を図りながら、多様化するニーズへの対応が期待され、実際の学校の姿や教育活動の目指す方向などについて積極的に情報を提供していく必要があります。

(4)地域の役割

子育てにおいては、保護者のみならず、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域が連携して地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。PTA活動や保護者会活動をはじめ、家庭、地域、施設等こどもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティーの中でこどもを育むことが必要です。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支

援の中核的な役割を担うことが期待され、施設が地域に開かれ、地域とともにあることや、保護者のみならず地域の人々もこどもの活動支援や見守りに参加することは、こどもの健やかな育ちにとって重要です。

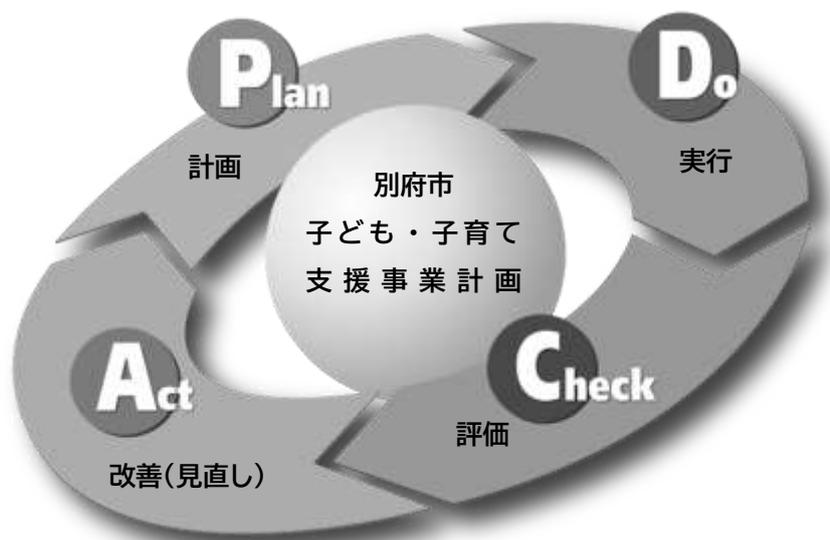
(5)企業の役割

共働き家庭が増加する中、子育て支援においても、企業の果たすべき役割が求められ、ワーク・ライフ・バランスの観点から、育児休業制度をはじめ労働時間の短縮や弾力化、妊産婦の健康管理の充実など、仕事と家庭生活を両立できるよう、就労に関する環境や条件の整備を推進することが求められます。また、厳しい経済状況の中でも、若者の希望に満ちた将来への基盤を確保するため、若者の雇用促進も求められます。

3 計画の実施状況と点検推進体制・計画の公表及び周知

本計画に基づく施策を推進するため、別府市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検・評価します。

本計画策定後には、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、個別事業の進捗状況及び本計画全体の成果についても点検・評価します。なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



本計画は、市報や市のホームページへの掲載、広報での紹介などを行い、取り組みや事業の内容等につき市民への浸透を図ります。

また、また、各事務事業においても、あらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主が連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

4 目標事業量の設定

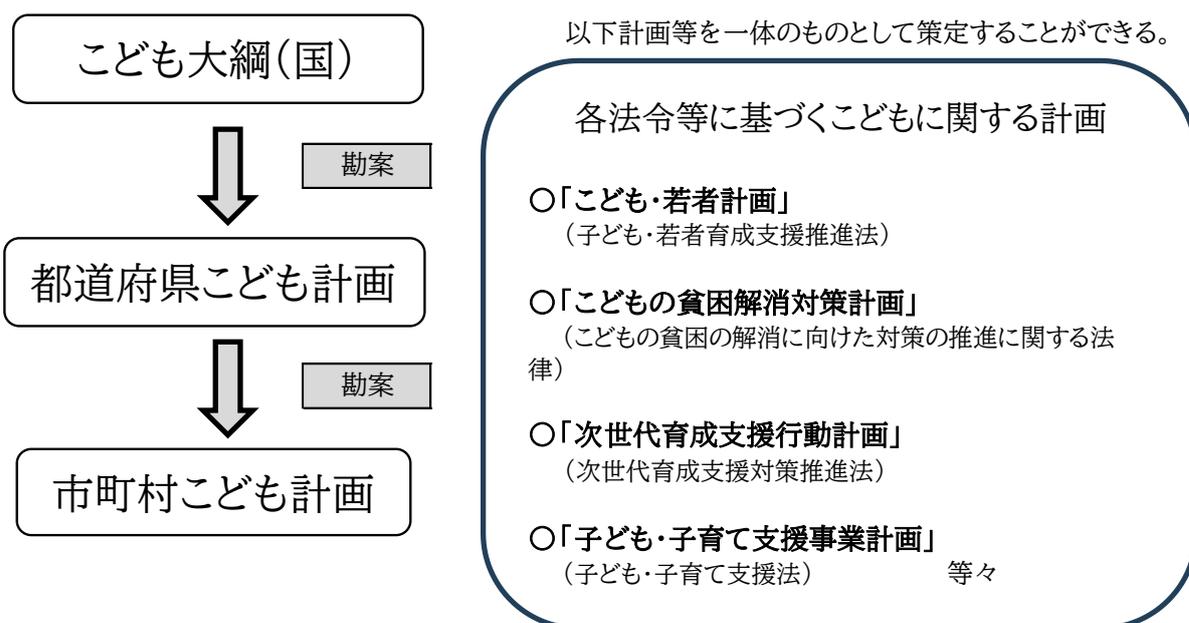
本計画全体の進捗状況を評価するため、以下の通り目標事業量を設定します。

目標事業量一覧					
基本目標	事業内容	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込もしくは目標値)	令和11年度 (目標)	担当課
4	地域子育て支援拠点事業	6か所	6か所	6か所	子育て支援課
4	ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所	1か所	子育て支援課
1	通常保育	33か所	33か所	33か所	子育て支援課
1	延長保育	33か所	33か所	33か所	子育て支援課
1	一時預かり事業	8か所	11か所	12か所	子育て支援課
1	休日保育	2か所	2か所	2か所	子育て支援課
1	病児保育	2か所	2か所	2か所	子育て支援課
1	乳児保育	33か所	33か所	33か所	子育て支援課
1	障がい児保育	33か所	33か所	33か所	子育て支援課
4	放課後児童クラブ事業	38か所	39か所	39か所	子育て支援課
4	放課後子供教室 (放課後トライ・小学生夢チャレンジ教室)	13か所 (一体型10か所) (連携型3か所)	13か所 (一体型10か所) (連携型3か所)	13か所 (一体型10か所) (連携型3か所)	社会教育課
4	母親クラブ事業	1か所	1か所	1か所	子育て支援課
4	児童館の設置	4か所	4か所	4か所	子育て支援課
4	べっぴん子育てLabo(地域教育力活性化事業)	4か所	5か所	20か所	社会教育課
2	乳幼児健康診査の充実(1歳6か月児)	受診率96.6%	受診率99.0%	受診率99.0%	こども家庭課
2	乳幼児健康診査の充実(3歳5か月児)	受診率96.1%	受診率99.0%	受診率99.0%	
2	休日・夜間の診療体制の整備	休日:1か所 夜間:1か所	休日:1か所 夜間:1か所	休日:1か所 夜間:1か所	健康推進課
3	公募編集委員による広報誌の発行	年2回	年2回	年3回	共生社会実現・ 部落差別解消推進課
3	男女共同参画フォーラムの開催	年1回	年1回	年1回	共生社会実現・ 部落差別解消推進課
3	男女共同参画研修会の開催	0回	年2回	年1回	共生社会実現・ 部落差別解消推進課
5	交通安全指導員の配置	13校区 (30人)	13校区 (39人)	13校区 (39人)	生活環境課
5	移動交通安全教室の実施	保・幼・小学校 43校園	保・幼・小学校 53校園	保・幼・小学校 53校園	生活環境課
5	学校避難訓練	各学校(園) 年2回	各学校(園) 年2回	各学校(園) 年2回	学校教育課
6	要保護児童対策地域協議会合同会議の開催	年1回	年2回	年1回	こども家庭課
6	子育て支援相談員の配置	4人	3人	4人	こども家庭課
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	5か所	5か所	8か所	こども家庭課
6	日中一時支援(長期休暇型)事業 (放課後等デイサービスを含む)	37か所	43か所	58か所	障害福祉課
6	母子・父子自立支援員の配置	2人	2人	2人	子育て支援課
6	子育て世帯訪問支援事業の実施	派遣事業所 10か所	派遣事業所 10か所	派遣事業所 10か所	こども家庭課
6	児童育成支援拠点事業の実施	1か所	1か所	1か所	こども家庭課

5 こども計画について

こども基本法第10条において、都道府県は「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を策定、また市町村は「こども大綱」「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定する努力義務が課せられています。

都道府県こども計画及び市町村こども計画は、既存の各法令に基づく各都道府県計画及び市町村計画と一体のものとして作成することができるかとされています。



今後「別府市こども計画」を策定するにあたり、本計画「第3期別府市子ども・子育て支援事業計画」は内包するものとして、「大分県こども計画」の内容を踏まえつつ、別府市の課題やニーズを考慮しながら取り組んでいきます。



資料編



資料編

1 別府市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	関係機関・団体名	役職	分野
山岸 治男	別府溝部学園短期大学	教授	学識経験者
日名子 敦子	別府市議会	厚生環境 教育委員会委員	議会関係者
岡田 豊和	別府市医師会	会長	医療関係者
松本 弘次	別府市子ども会育成会連合会	事務局長	子ども会関係者
後藤 智	別府市民生委員児童委員協議会	主任児童委員 部長	民生委員・児童委員 関係者
首藤 淳子	別府市私立保育協議会	副会長	保育所関係者
伊藤 由美子	別府市私立幼稚園連絡協議会	会員	幼稚園関係者
新原 克哉	別府市立小学校長会	会長	小学校関係者
吉武 功二	別府市教育相談センター	所長	教育相談関係者
村田 広子	地域子育て支援センター にじのひろば	代表	地域子育て関係者
横川 明	別府市放課後児童クラブ連絡協議会	会長	放課後児童健全育成 関係者
宮崎 トシ子	浜脇母親クラブ	事務局長	母親クラブ関係者
川野 智宏	別府公共職業安定所	所長	関係行政機関職員
市原 恭子	大分県東部保健所地域保健課	課長補佐（総括）	関係行政機関職員
羽田野 智香	別府隣保館保育園	保護者代表	保育園保護者
西山 ゆかり	認定こども園 ひめやま幼稚園	保護者代表	認定こども園保護者
大西 洋一	別府市認証保育園連絡会	会長	認可外保育施設 関係者
矢野 和美	別府市公立幼稚園 PTA 連合会	顧問	幼稚園保護者
古川 元視	別府大学短期大学部初等教育課 幼児・児童教育研究センター所長	教授	学識経験者

2 別府市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、別府市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援(子ども・子育て支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関し学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

3 本市の保育所・幼稚園・小学校・中学校の状況

■保育所

令和6年4月1日現在

	施設名	定員	標準時間 利用時間	延長保育	一時預かり	乳児保育	休日保育	
私立	1 別府隣保館保育園	80	7:00～18:00	19:00		☆		
	2 さくらんぼ保育園	50	7:00～18:00	19:00		○		
	3 聖人保育園	60	7:00～18:00	19:00		○		
	4 亀川保育園	40	7:00～18:00	19:00	○	○		
	5 鉄輪保育園	250	7:00～18:00	19:00		☆		
	6 光の園子ども広場	70	7:00～18:00	19:00		○		
	7 朝見保育園	70	7:00～18:00	19:00		○		
	8 こばと保育園	100	7:00～18:00	19:00		○		
	9 餅ヶ浜保育園	130	7:00～18:00	20:00		☆	○	
	10 石垣保育園	80	7:00～18:00	19:00		○		
	11 青山保育所	90	7:00～18:00	19:00		○		
	12 南須賀保育園	60	7:00～18:00	19:00		○		
	13 弁天保育園	80	7:00～18:00	19:00		○		
	14 友愛保育園	60	7:00～18:00	19:00		○		
	15 ナーサリーみにふう	80	7:00～18:00	19:00		○		
	16 山の手保育園	70	7:00～18:00	19:00		☆		
	17 境川保育園	70	7:00～18:00	20:00		○		
	18 野口保育所	60	7:00～18:00	19:00	○	○		
	19 春木保育園	70	7:00～18:00	20:00		○		
	20 あげぼの保育園	60	7:00～18:00	19:00	○	○		
	21 ひらた保育園	60	7:00～18:00	19:00		☆		
	22 やまなみ保育園	60	7:00～18:00	19:00		☆		
	23	ナーサリープーアプー	85	7:30～18:30	-		☆	
		ナーサリープーアプー分園		7:30～18:30	-	○	○	
	24 リルメイト	20	7:30～18:30	-		○		
	25 くすのき保育園	40	7:30～18:30	-	○	○		
	26 別府あいむ保育園	30	7:30～18:30	20:00	○	☆	○	
27 やまびこ保育園	130	7:30～18:30	-		☆			
公立	1 中央保育所	90	7:00～18:00	19:00	○	○		
	2 内籬保育所	60	7:00～18:00	19:00	○	○		
	3 鶴見保育所	90	7:00～18:00	19:00	○	○		

* ☆印の園は、児童の状態により6ヶ月未満児の入所も可能。

■認定こども園

令和6年4月1日現在

	施設名	認定区分	教育定員	教育時間 利用時間	預かり保育	一時預かり	乳児保育	休日保育
			保育定員	保育標準時間 利用時間	延長保育			
私立	1 ひめやま幼稚園	1号	150	8:00~14:00	19:00			
		2・3号	70	8:00~19:00	-	○	○	
	2 あおば保育園	1号	15	8:30~15:30	18:00			
		2・3号	120	7:00~18:00	19:30		☆	
	3 朝日保育園	1号	15	8:30~15:30	18:00			
		2・3号	60	7:00~18:00	19:00		☆	

■公立幼稚園

令和6年5月1日現在

	施設名	定員	保育時間	預かり保育
1	境川幼稚園	35	登園~14:00	19:00
2	南幼稚園	15	登園~14:00	15:00
3	山の手幼稚園	45	登園~14:00	19:00
4	南立石幼稚園	35	登園~14:00	15:00
5	鶴見幼稚園	45	登園~14:00	19:00
6	亀川幼稚園	25	登園~14:00	15:00
7	上人幼稚園	15	登園~14:00	15:00
8	朝日幼稚園	45	登園~14:00	19:00
9	石垣幼稚園	25	登園~14:00	19:00
10	春木川幼稚園	25	登園~14:00	15:00
11	緑丘幼稚園	25	登園~14:00	15:00
12	大平山幼稚園	25	登園~14:00	15:00
13	東山幼稚園	15	登園~15:00	なし
14	べっぶ幼稚園	15	登園~14:00	15:00

■私立幼稚園

令和6年4月1日現在

	施設名	定員	保育時間	預かり保育
1	別府大学附属幼稚園	130	9:00~13:30	18:40
2	明星幼稚園	135	9:00~13:30	18:30
3	真愛幼稚園	35	9:00~14:00	18:00
4	カトリック海の星幼稚園	120	8:30~14:00	18:00
5	わかば幼稚園	60	8:00~14:00	18:00

■小学校

令和6年5月1日現在

	学校名	クラス数	児童数
1	境川小学校	18	387
2	南立石小学校	16	313
3	亀川小学校	16	345
4	朝日小学校	22	600
5	石垣小学校	16	402
6	東山小学校	4	38
7	上人小学校	15	283
8	鶴見小学校	20	470
9	春木川小学校	16	289
10	緑丘小学校	15	281
11	大平山小学校	15	270
12	南小学校	9	208
13	別府中央小学校	12	196
14	山の手小学校	23	552

■中学校

令和6年5月1日現在

	学校名	クラス数	生徒数
1	青山中学校	14	397
2	中部中学校	15	430
3	北部中学校	11	323
4	朝日中学校	15	445
5	東山中学校	3	25
6	鶴見台中学校	14	445
7	別府西中学校	16	412

※東山小中学校を除く、市内小中学校には特別支援学級が設置されています。

4 本市の子育てサービスの状況

■一時預かり

令和6年4月1日現在

	施設名	利用日時、時間等
1	亀川保育園	実施保育所の開所日に準ずる 8:00～18:00
2	ナーサリーブープーエテラ	
3	ひめやま幼稚園	
4	野口保育所	
5	あけぼの保育園	
6	くすのき保育園	
7	別府あいむ保育園	
8	中央保育所	
9	内竈保育所	
10	鶴見保育所	

■休日保育

令和6年4月1日現在

	施設名	利用日時、時間等
1	餅ヶ浜保育園	年末年始除く日曜、祝日 8:00～18:00
2	別府あいむ保育園	年末年始除く日曜、祝日 8:00～18:00

■病児保育

令和6年4月1日現在

	施設名	利用日時、時間等
1	病児保育室 青とそら	日曜日・祝日・年末年始を除く 8:00～18:00(土曜日は13:00まで)
2	病児保育室 せふてい	日曜日・祝日・年末年始を除く 8:00～18:00(土曜日は13:00まで)

■延長保育

令和6年4月1日現在

	施設名	利用日時、時間等
1	全公私立保育所(園) ・認定こども園33施設	実施保育所の開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで (餅ヶ浜保育園、境川保育園、春木保育園、別府あいむ保育園は保育時間終了～20:00まで) (ナーサリーブープー、リトルメイト、くすのき保育園、やまびこ保育園は保育時間終了～18:30まで)

■児童館

令和6年4月1日現在

	施設名	利用日時、時間等
1	光の園児童館 親子の広場	9:00～18:00 〈休館日〉火曜日・第3日曜日・年末年始・お盆
2	南部児童館	9:00～18:00 〈休館日〉月曜日(祝日の翌日)・年末年始
3	北部児童館	9:00～18:00 〈休館日〉月曜日(祝日の翌日)・年末年始
4	西部児童館	9:00～18:00 〈休館日〉月曜日(祝日の翌日)・年末年始

■地域子育て支援拠点施設

令和6年4月1日現在

	施設名	利用日時、時間等
1	地域子育て支援センター「風のまち」	10:00～16:00 〈休館日〉日曜日・祝日・年末年始
2	地域子育て支援センター「すくすくルームふたば」	9:00～14:00 〈休館日〉土・日曜日・祝日・お盆・年末年始
3	地域子育て支援センター「にじのひろば」	9:30～16:30 〈休館日〉日曜日・祝日・年末年始
4	南部子育て支援センター「わらべ」	9:00～17:30 〈休館日〉月曜日(祝日の翌日)・年末年始
5	北部子育て支援センター「どれみ」	9:00～17:30 〈休館日〉日曜日・祝日・年末年始
6	西部子育て支援センター「べるね」	9:00～17:30 〈休館日〉月曜日(祝日の翌日)・年末年始

■ファミリー・サポート・センター

令和6年4月1日現在

	施設名	所在地等
1	ファミリー・サポート・センター	<p>「子育ての手助けをしてほしい人」(おねがい会員)と「子育ての手助けをする人」(まかせて会員)が会員として登録し、会員同士で子育てを支え合う組織です。</p> <p>〈援助対象児童〉概ね3か月～小学校6年生まで 〈利用時間〉7:00～19:00</p>

■放課後児童クラブ

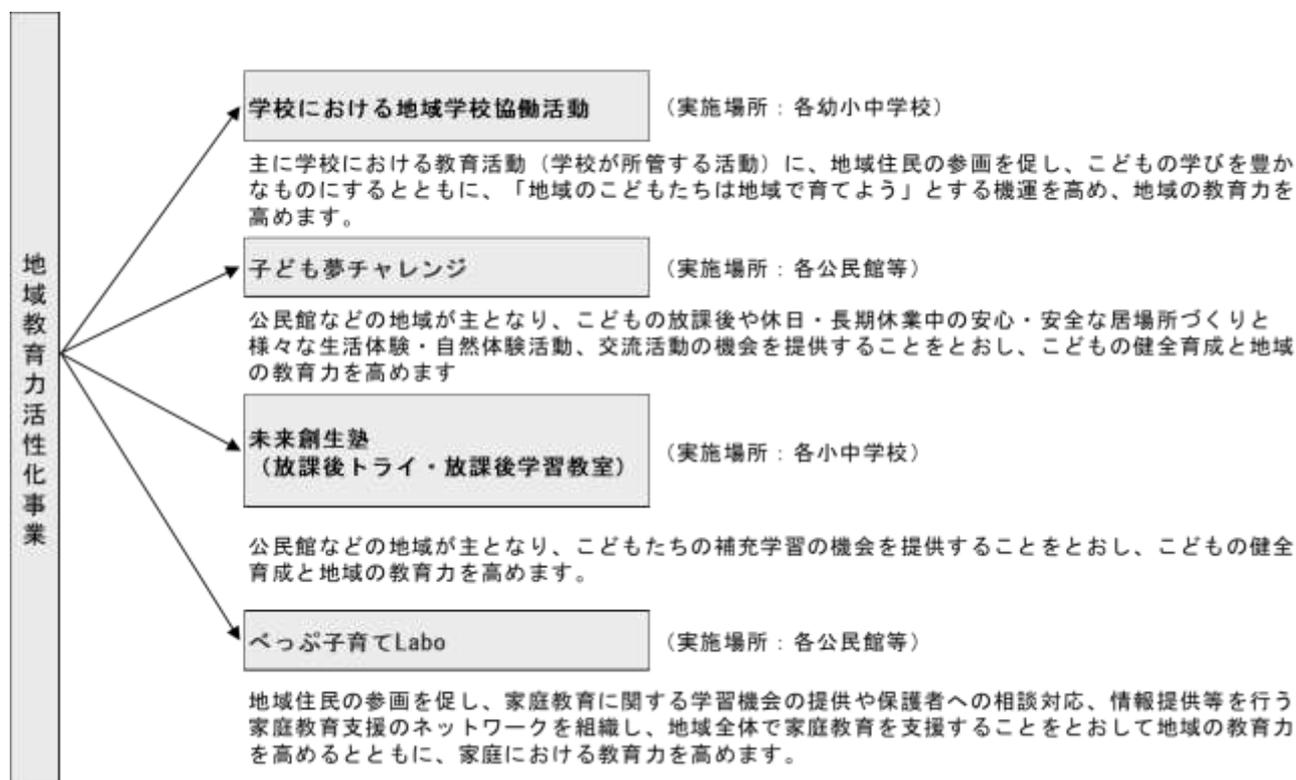
令和6年11月1日現在

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の時間帯に遊び及び生活を通して児童の健全育成を図ります。

	クラブ名	小学校区		クラブ名	小学校区
1	サークルさくらんぼ	別府中央	21	朝日放課後児童クラブ	朝日
2	ポラリス児童クラブ		22	朝日第2放課後児童クラブ	
3	第2ポラリス児童クラブ		23	朝日第3放課後児童クラブ	
4	境川学童ちびっこクラブ	境川	24	朝日第4放課後児童クラブ	
5	第2境川学童ちびっこクラブ		25	朝日第5放課後児童クラブ	
6	第3境川学童ちびっこクラブ		26	光の園子どもクラブ	緑丘
7	南子育て仲よしクラブ	南	27	光の園子どもクラブ2	
8	第2南子育て仲よしクラブ		28	光の園子どもクラブ3	
9	山の手キッズ第一児童クラブ	山の手	29	南須賀児童クラブ	石垣
10	山の手キッズ第二児童クラブ		30	南須賀第2児童クラブ	
11	山の手キッズ第三児童クラブ		31	石垣児童クラブげんきっず	
12	光町にじ児童クラブ		32	石垣第2児童クラブげんきっず	
13	南立学童あいくる	南立石	33	春木川児童クラブ スプリングメイツ	春木川
14	南立学童あいくる2		34	春木川第2児童クラブ スプリングメイツ	
15	鶴見児童健全育成クラブ	鶴見	35	上人第1児童クラブ	上人
16	鶴見っ子なかよし学童クラブ		36	上人第2児童クラブ	
17	鶴見児童健全育成クラブ2		37	かめがわ放課後児童クラブ	亀川
18	別府大平山わかば学童保育所	大平山	38	第2かめがわ放課後児童クラブ	
19	第2別府大平山わかば学童保育所		39	かめっこ児童クラブ	
20	やまなみ児童クラブ				

■地域教育力活性化事業

「育て別府っ子！ 地域の力で」を合言葉に、地域の大人が子どもたちと関わりを持つことによって交流を深め、地域のコミュニティを活性化し、地域みんなで子どもを育てる地域社会の形成を図る事業です。4つの柱に事業を展開しています。



	名称	内容
1	児童手当	高校生年代までの児童を対象に手当が支給されます。
2	未熟児療育医療	療養のため指定養育医療機関に入院を必要とする未熟児に対して、医療費の助成を行っています。
3	小児慢性特定疾病医療	小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療が長期にわたり医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、医療費の助成を行っています。
4	子ども医療費	別府市に住所を有する未就学児・小中学生・高校生等の方の入院・通院・調剤などの医療費の一部を助成します。
5	自立支援医療	身体に障がいのある児童、または疾病を放置すれば将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童について、必要な医療費の助成を行っています。（一部自己負担あり） （育成医療）対象：18歳未満で身障手帳の交付を受けている児童又はそれと同程度の障がいのある児童 （精神通院医療）対象：統合失調症・躁うつ病・てんかん等で通院による精神医療を継続的に必要とする方
6	大分にこにこ保育支援事業の実施	認可保育所に入所している4月1日時点の年齢が3歳未満で戸籍上の第2子以降のこどもの保育料が無料となります。 適用を受けるためには所定の申請書により申し込みが必要です。
7	幼児教育・保育の無償化	幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する3歳児から5歳児クラスのこどもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスのこどもの利用料が無償化の対象となります。 （特例を除き、給食費や副食費は保護者負担） また、幼稚園（未移行）の保育料幼稚園の預かり保育や認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリーサポートセンターの利用料についても限度額の範囲内で無償化の対象となります。適用を受けるためには無償化の認定手続きなどが必要です。
8	給食費負担軽減事業	保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設を利用する3歳児以上のこどもの給食費の半額（第3子以降は全額）を補助します。（上限あり）
9	障害児福祉手当	身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅の児童に支給される国の手当です。
10	特別児童扶養手当	身体または知的に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。
11	福祉手当・福祉タクシー手当	別府市に1年以上住所を有する身体障がい児及び知的障がい児に対して支給される市の手当です。
12	重度心身障害者の医療助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定等の重度心身障がい児に対し医療費の一部を支給します。

	名称	内容
13	補装具の交付・修理	日常生活を容易にするため、車椅子、装具などの補装具の購入借受け又は修理費の支給を行います。
14	日常生活用具の給付	在宅の重度心身障がい児の日常生活を便利にするために特殊寝台、入浴補助用具などの用具を給付します。
15	重度心身障がい者住宅改造助成	生活環境整備の促進を図るために、住宅設備をその障がい児に適するように改造する経費を助成します。
16	児童扶養手当	父母の離婚、父又は母の死亡などにより父又は母と生計が異なる児童や父又は母に一定以上の障がいのある児童の父若しくは母又は養育者に対し、所得に応じて支給されます。
17	ひとり親等家庭医療費助成	児童を監護するひとり親家庭の親及び児童や父又は母に一定以上の障害のある家庭の親及び児童、養育者が監護する父母のいない児童の医療費の一部負担分を助成します。 ※父母については一部自己負担が必要です。
18	母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、無利子又は低利で各種資金の貸付けを行います。
19	就学の援助	児童扶養手当受給家庭等を対象に、給食費や教材費の援助、入学準備や修学旅行などへの援助を行います。
20	放課後児童クラブ保護者負担金軽減事業	放課後児童クラブを利用する小学生の保護者で、生活保護受給世帯等を対象に保護者負担金軽減事業を行っています。
21	三世代同居・子育て世帯リフォーム支援事業	子育て世帯の住環境の向上や三世帯同居による世代間支援のために住宅リフォーム工事を行う住宅所有者を対象に補助金を交付しています。

第3期別府市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

編集・発行 別府市こども部子育て支援課

〒874-8511 別府市上野口町1番15号

電話 0977-21-1427 (直通)
